

第2回 浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月27日（木）13時30分～

2. 開催場所 市役所 4階S2～4会議室

3. 出席者

委員長：和洋女子大学

副委員長：浦安手をつなぐ親の会

委員：千葉商科大学、いちょうの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安市社会福祉協議会、千葉県市川健康福祉センター、株式会社オリエンタルランド、基幹相談支援センター、障がい者就労支援センター、障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、NPO法人千楽、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、NPO法人フレンズ、一般社団法人こども未来共生会、社会福祉法人佑啓会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県立市川特別支援学校、こども発達支援センター、福祉部長

4. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画（平成30年度～平成32年度）の進捗状況について
- (2) 団体ヒアリングの結果について
- (3) 現状と課題整理について

5. 資料

議題1資料 障がい者福祉計画（計画期間：平成30（2018）～令和2（2020）年度）進捗状況調査票（既存事業）・（新規事業）

議題2資料 浦安市団体ヒアリング結果

議題3資料 浦安市障がい者福祉計画（平成30年度～令和2年度）～現状と課題整理～

参考資料 浦安市障がい者福祉計画 計画策定にあたって

6. 議事

1. 開会

(1) 浦安市障がい者福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）の進捗状況について

事務局：ただいまより、第 2 回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。開催にあたり、事務局より委員の皆様をお願いしたい事項がございます。

議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は、挙手いただき、委員長「〇〇委員お願いします」の発言のあとに、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話くださるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は委員長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。

委員長：皆さん、こんにちは。コロナ禍の中にあつて、暑い日も続いていますので、体調を万全にしていだければと思っております。

本日の策定委員会もこうしたスクール形式で、後方の方は少し遠いのですが、ご発言のあるときは挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題に沿って進めさせていただきます。議題「(1) 浦安市障がい者福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）の進捗状況」に入らせていただきます。事業数が多いことから、いくつかに分けて事務局にはご説明いただきたいと思います。

それでは取組番号 1 から 50、施策の方向性は「1. 理解と交流の促進」、「2. 福祉・生活支援の充実」、「3. 保健・医療の充実」、この 1、2、3 の部分から事務局より説明をお願いします。

事務局：お手元の議題 1 資料「障がい者福祉計画進捗状況調査票」の既存事業からご説明します。

委員長からお話がありましたように、事業数が 176 ありますので、すべて説明すると、かなりお時間を取りますので、予定どおりに進捗が進んでいないものや、平成 30 年度以降に事業の見直しがあった部分を説明します。

それでは 1 ページ目をご覧ください。左の取組番号 4、事業名が「新規採用職員研修」になります。こちらは既存の計画では、新規採用職員研修において、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるため、福祉研修ということで、車いす利用体験や障がい当事者の方からの講話等を掲げていたのですが、進捗状況はやや遅れているという評価です。その理由は、令和 2 年度では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、研修がかなり縮小されたということで、現段階では福祉系の研修会を中止している現状です。こちらは今までは車いす体験的なものを行っていたのですが、カリキュラムの見直しを平成 29 年度以降行い、当事者の方からの講話を重点的に行っているといった事業の変更があるということです。

次に 4 ページ目、取組番号 19「身体障がい者相談員、知的障がい者相談員」です。

こちらは障がいのある当事者の方が、障がいのある方やご家族のご相談に乗る事業であり、ピアカウンセリングというものです。実績は平成 30 年度と令和元年度が 0 となります。体制は整えているのですが、実績が上がっていない事業になります。令和 3 年度以降は、今までどおり事業を実施するのではなく、周知・啓発なり、事業のあり方を検討して、事業を進めていかななくてはならないと考えております。

次に取組番号 21「包括的な相談支援体制の整備」です。こちらは介護保険とか障がい福祉等、制度を利用できる方ではなく、制度と制度の狭間にいらっしゃる方も含めた相談支援を行っていく事業です。平成 31 年の 4 月に社会福祉課の中に総合相談支援室を設置して、相談に乗っているということです。実績としては、令和元年度の受理件数は 1,693 件、令和 2 年度では、今回新型コロナウイルス感染症の関係もあって、特に生活困窮の方からのご相談が増えているといった報告を受けています。事業は予定どおり行っているということです。

次に 5 ページ目の取組番号 28「日常生活支援事業」は緊急時の駆けつけ機能であったり、寝具乾燥であったり、紙おむつの給付事業、日常生活用具の給付等がこの事業にあたります。予定どおり進捗しているのですが、令和 2 年度から知的障がいのある方や精神障がいのある方のうち、聴覚過敏のある方に対して、防音保護具を給付対象として令和 2 年度から広げております。今後も維持継続して実施していく事業です。

6 ページ目、取組番号 31「緊急時支援事業」、事業内容としては、身体障がいのある方や知的障がいのある方に対して、ご本人やご家族の方から緊急に通報を受けた場合、身体障がいのある方では、例えば転倒したときの介助とか、紙おむつの交換などを行います。知的障がいのある方では、例えばご自宅でパニックになって、ご家族の方が対応に苦慮しているときに、支援員が駆けつけて、見守りや問いかけを行う事業となっております。こちらの事業の進捗は、予定どおりで、実績も令和元年度では、身体障がいのある方 12 名、知的障がいのある方 9 名に対して支援を行っているわけですが、今年の 11 月に東野の複合福祉施設の居住棟の方に地域生活支援拠点ができただけには、そちらに事業を集約し、対象者には精神障がいのある方も含めた支援を行っていくということで対応していきたいと考えております。

次に取組番号 35「地域生活支援拠点の整備」になります。こちらは現行計画では、令和 2 年の 4 月までに東野地区に地域生活支援拠点を整備するという内容で、事業を掲げているのですが、進捗はやや遅れております。その原因はさまざまあるわけですが、特に今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、工事を一時中断したという要因もあります。その影響もあって現時点のスケジュールでは、令和 2 年 11 月のオープン予定となります。

8 ページ目の取組番号 42「東野複合福祉施設の整備」です。事業内容は先ほどの取組番号 35「地域生活支援拠点の整備」と併せて、生活介護、地域活動支援センターの I 型、計画相談等の機能を設けた複合型施設を東野地区に整備するという内容となっております。進捗状況は、新型コロナウイルス感染症の関係等もあって、やや遅れております。現時点ではソーシャルサポートセンターと生活介護、就労継続

支援B型、地域活動支援センター、地域福祉センター、身体障がい者福祉センターの移設はすでに終えており、オープンしています。残り居住棟に入る予定のグループホーム、短期入所、放課後等デイサービス、子育て短期入所は、現時点では今年の11月のオープンに向けて準備を進めています。

最後、9ページ目、取組番号49「障がい者グループホーム整備事業補助金」です。民間の事業者さんがグループホームを整備したときの一部を補助する事業です。進捗状況は、やや遅れという評価をしております。その理由は、毎年度、市で整備事業者の募集をかけているのですが、実績を見ていただくと、平成30年度、令和元年度ともに手を挙げる事業者がなかったということです。令和2年度は6月にグループホームの整備事業者を募集しまして、今、東野の複合福祉施設に入るグループホーム18床分が決定しております。残り4床分は、現在随時募集をかけており、今年度は22床分を新たに整備する予定となっております。

委員長：それでは今の説明で、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

千葉商科大学：今後の方向性として、維持継続となっているところは、文字どおり維持継続となると思いますが、それ以外のところ、例えば取組番号31「緊急時支援事業」の方向性は、拡大と表現がされていて、これはとても大事なことです。しかし、今後の取り組みは空白になっていて、今の説明からすると、精神の方についても、しっかりと受け入れるとのことでした。従って、拡大という表現がされているのであれば、精神障がいのある方の対応も含めているという具体的な記載がなされているべきだと思っているのですが、あえてここを空白にされているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局：特に深い意味はないのですが、拡大の理由は身体と知的の方に加えて、精神の障がいのある方を加えたということですので、追記させていただきます。

委員長：今、ご指摘のあった取組番号31「緊急時支援事業」ですが、これは事前に登録のあった方への緊急時支援と聞いていますが、これまでどこのサービスにもつながっていなかった人から緊急時の対応をお願いされた場合は、特例的に使えて、後に登録することも可能でしょうか。

事務局：そこの運用は現在、社会福祉法人の運営事業者に調整をお願いしているところです。現行の緊急時支援事業は登録制なので、登録されていない方の場合、その方がどのような方で、どのような障がいをお持ちであるか事前の情報がない中では、駆けつけてもなかなか支援は困難です。そうした理由から、現在は登録制で、その運用は今後検討していきますし、地域生活支援拠点の機能としては、基幹相談支援センターの役割も必要になってくるので、登録のない初めての方の相談を、例えば基幹相談支援センターで受け止めるとか、その辺りの運用は引き続き市で検討していきたいと思えます。

委員長：緊急時の場合、どこにもつながっていない方への対応が、本当の緊急ということもありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

株式会社オリエンタルランド：取組番号49「障がい者グループホーム整備事業補助金」ですが、先ほどの説明で、今年度より以前では、補助金交付は2か年続けてなく、今年度は東野の複合施設に18床分というところで手挙げが事業者の方からなされた

ということでした。残り4というところで、東野地区を離れて独立した形でのグループホームの整備といったときに、なかなか手を挙げてくださる事業者がいない要因は何でしょうか。例えば補助を行うと言っても、具体的な金額に魅力がないとか、あるいは他のハードルがあるとか、その辺り、どのようなところが障壁になっているのかおわかりになるようでしたらお願いいたします。

事務局：新築で整備された場合、1定員あたりの補助額は250万円となっています。例えば、アパートやマンションを借り上げて、改修する場合はおよそ110万円程度の補助金を交付しています。まったく成果としてあがっていないという実情があり、グループホームの運営事業者等からもヒアリング等を行ったこともあります。浦安市内にグループホームが整備できるような土地や建物の物件がないということ、あったとしても周りの方への理解が進みづらいということも要因にあると、市としては考えております。

委員長：今の質問の回答で、浦安市の特殊事情というものを感じたところです。浦安市でグループホーム1部屋お借りすると、平均的においくらぐらいかかるものでしょうか。

事務局：家賃設定は運営事業者によって開きがあるのですが、比較的多いのは、生活保護基準で家賃ひと月当たり4万6千円という設定が多いように思われます。高いところでは7万5千円という設定もあります。

委員長：例えば4万5千円だった場合、県と市から家賃補助が出ますので、2万5千円で借りられる仕組みになっているということですね。そうすると、2万5千円であれば、家賃自体はそれほど高いという感じはしない、むしろ建てる方が大変ということですかね。わかりました。その辺りに障壁があるようです。

その他にはありますか。

ソーシャルサポートセンター：取組番号31「緊急時支援事業」を拡大する話の中で、精神障がいのある方も含んだ対応ということですが、計画内容を見ると、精神保健福祉手帳を所持する児童となっております。つまり成人ではないわけですね。

事務局：そうです。

ソーシャルサポートセンター：わかりました。

もう1つ、4ページの取組番号19「身体障がい者相談員、知的障がい者相談員」は、当事者の方が相談を行うということでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、障がい当事者の方をお願いをしているところです。身体障がい者相談員は4名、知的障がい者の相談員は当事者ではないのですが、支援されている方は1名の方をお願いしているところです。

ソーシャルサポートセンター：要するに、今巷で言われているピアスタッフやピアサポーターに該当するものかと思われます。県でもピアサポーター養成研修というのは年に1回行われていると思うので、今回ぜひここは実数としては0件ということもありますが、そうした人たちが活躍できる場という形で、相談のみならず、他のところで何か働ける環境や役立つ環境が用意できるとよいと感じました。

委員長：ソーシャルサポートセンターが言われたように、千葉県ではピアサポーター養成研修を、精神障がい当事者の方に行っています。その方々はせっかく養成研修を受

けて卒業しても、活躍の場がないということが言われていて、取組番号 19「身体障がい者相談員、知的障がい者相談員」には精神障がいの方が含まれていないわけですが、ピアカウンセリングといった場合、むしろ精神の方が適当なのではないかという気もしております。ぜひそういったサポーター養成研修修了生を活躍する場として使っていただければと思っております。

また、電話、ファックス等での相談に対応することにもなっているのですが、今のうちの電話系のLINE相談というのも結構行われておまして、特に精神の方では、電話では相談しにくいというところもLINEなら気軽に相談しやすいということもあるようです。見直し継続となっているので、見直しの際にさまざま検討いただくかと思うのですが、私の方からも意見としてあげておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

その他にはいかがでしょうか。

(特になし)

私からいくつか気づいたことで、取組番号 21「包括的な相談支援体制の整備」は、断らない相談と言いますか、ワンストップでどのような相談であっても受けとめていこうというところがあると思うのです。そのために縦割りを排して、重層的に行っていきたいということだと思っております。そのシステムが見えないと言うか、誰がどのような形でやっているのかと。先ほどの話を聞くと、生活困窮者の件数が多かったということなのですが、生活困窮者自立支援法に基づく、自立支援相談とはどう違うのか、どのような体制で行っているのかなどをお聞かせいただきたいと思えます。

事務局：詳細にはお答えできないのですが、今、生活困窮等をメインで扱っている部署は社会福祉課であり、福祉系の相談をどこにしたらよいかかわからないという相談を一括して受ける課ではないのですが、室を設けまして、プロパー職員も含めて対応にあたっているところです。但し、相談時間は役所の開庁時間内ということになっております。

委員長：市役所の社会福祉課の職員の方が対応されているということですか。わかりました。

この取組番号 21「包括的な相談支援体制の整備」ですが、今後、各市町村でも大きな課題になってくるのではないかと思います。厚生労働省の地域福祉課が旗を振っているところですので、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、あと生活困窮者、この4本の総合相談窓口をどのように縦割りを排して1本化していくかというところが、今後の課題になってくると思われれます。現在は市の職員で対応されているようですが、今後は体制をつくっていく必要もあろうかと思われれます。よろしく願いしたいと思います。

その他に何かありますか。

(特になし)

それでは取組番号 51 から 92 です。事務局から説明をお願いします。

事務局：資料の 9 ページ目、取組番号 52「各種健（検）診」になります。事業内容としては、特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診等の、要は障がいの原因となる疾病等を早期発見するために取り組んでいくといったものです。進捗状況は予

定どおりですが、令和3年度以降拡大ということで、乳がん検診の個別医療機関での実施を進めていきたいと考えており、その対応もしていくということで、拡大とさせていただきます。

次、11 ページ目、取組番号 65「在宅ケアサービス推進事業」になります。事業内容としては、介護保険や障がい者福祉サービスの利用対象外の方のうち、末期がんの患者さんに対する訪問介護、要はヘルパー派遣やベッドや車いすといった福祉用具の貸与などの費用の一部を助成する市単事業となっています。予定どおり実施しているのですが、平成30年度、利用実績が1人、令和元年度は0人ということで利用者がいないという実情があります。担当課で福祉用具の貸与とヘルパー派遣だけではなく、どのようなところにニーズがあるのかということで、がん拠点病院等の支援者の方に、ヒアリングをしたことがあり、そこから出てきたものがウィッグ（医療用かつら）や乳がんの患者さんに対する胸部補正具などであり、その費用助成を令和2年度から開始しております。まだ実績値の報告は受けていないのですが、どちらかと言うと社会参加を積極的に行えるようなサポートをしているというところで、事業の見直しを図っています。

次、取組番号 66「学校等における巡回訪問看護事業」です。事業内容は、医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市内の小中学校等に、看護師が巡回して医療的ケアを実施するものです。実績は、その方がいる学校に派遣するわけですが令和2年度の実施校は1校を予定しております。令和3年度以降の取り組みはこちらも見直し継続ということで考えておりまして、今、対応はできているわけですが、校外の学習であるとか、例えば修学旅行への対応も個別にできるよう、業務の範囲を見直ししていきたいということで、担当課が考えていくということです。

次、取組番号 69「リハビリテーション病院整備」になります。こちらは脳卒中や骨折などからの機能回復、在宅復帰への支援を行うもので、浦安市で言うと高洲地区にあたるわけですが、浦安リハビリテーション教育センターの城東桐和会浦安病院を整備する事業となっております。こちらは令和元年4月1日に開院されており、令和3年度以降は整備完了のため、終了という評価とさせていただきます。

次、13 ページ目、取組番号 83「通級指導教室」です。事業内容は特別な教育的支援が必要なお子さまに対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団で指導を行う事業となっています。進捗状況は予定どおり実施しており、実績をご覧いただきたいと思うのですが、ことばときこえの教室であったり、LD・ADHD等の通級指導教室を設置して指導にあたっているところです。令和3年度以降の取り組みは拡大ということで、担当の方では、右端の欄にあるように、教育的にニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団での指導を、巡回により受けられるよう推進していくということで、学校に来なくても、巡回で生徒がいる学校に派遣して、そこで指導を行っていくという形に拡大していきたいという考えです。

委員長：ありがとうございました。それでは今の説明に対する意見や質問があればお願いいたします。

千葉商科大学：取組番号 66「学校等における巡回訪問看護事業」の資料説明の中で、実績

が平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 3、2、1 とありますが、計画内容としては実績を下回る形で平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 1、1、1 となっている理由をご説明いただいでよろしいでしょうか。

事務局：確かに実績が平成 30 年度は 3 校、令和 2 年度は 1 校ということです。計画目標は現在 1 校ということで設定させてもらっていますが、これは医療的ケアが必要なお子さんがいらっしゃれば、場合によっては 2 校、3 校にもなるということで、実際医療的ケアが必要な方がいて、そうした学校が複数あれば、事業としてはそこに派遣することになるので校数は増えるというところです。

千葉商科大学：ご説明の中で、小中学校というコメントが強調されているようですが、事業内容には保育園、幼稚園等が入っています。それで保育園、幼稚園の段階で医療的なケアが継続的に必要な実態が把握できれば、当然その子どもたちが小学校から中学校へと上がっていきますので、むしろ実績として目立たなかったと言うよりも、今後の取り組みの方向性としては、改めて地域に埋もれている初等教育、保育、幼児、その辺りをしっかりとリサーチされた上で、その子どもたちが将来小学校、中学校でというような視点でのお考えはありますでしょうか。

事務局：千葉商科大学が言われたとおり、小・中学校だけではなく、対象が保育園や幼稚園、または児童育成クラブなども該当になります。今回集計をかけた中で、教育研究センターから小・中学校の対象者ということであがってきていますので、学校以外のニーズもしっかり把握しながら、この事業のあり方、進め方を検討していきたいと考えています。

委員長：今のご質問に関連してなのですが、保育園、幼稚園、認定こども園等から、該当のお子さんに対して医療的ケア等を行う看護師を派遣するわけですので、医療的ケアのニーズがある児童として捉えられるわけですね。それというのは障がい分野の施策に生かすなど、その辺りの連携はできているのですか。例えば、名簿を共有しているなど。

事務局：一応庁内の中では、教育関連の教育研究センターの職員であったり、児童育成クラブ担当となる青少年課の職員であったり、保育・幼稚園課の職員が定期的に会合をして共有を図っているところです。

それと、先ほどの千葉商科大学の質問の回答の続きになるのですが、取組番号 67「学校等における巡回訪問看護事業」と取組番号 68「学校等における巡回訪問看護事業」をご覧ください。67 番の保育幼稚園課が回答した部分では、こちら側の保育園で医療的ケアの必要な方の実績があがっているところです。令和 2 年度の予定としては 2 名の方が必要であろうということで、準備を進めているところです。その下の 6 番の青少年課は、児童育成クラブの部分になります。実績としては、現在ニーズとしてはなく 0 人となっています。但し、先ほど千葉商科大学が言われたように、本当にその水面下にあるニーズは拾っていく必要のある部分ではなかろうかと考えています。

委員長：この事業は学内だけではなく、校外学習や修学旅行に使えるよう拡大するところでは非常に意義のある見直しになると思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

基幹相談支援センター：11 ページ、取組番号 65「在宅ケアサービス推進事業」で、説明のあったがん患者さんへの支援の件ですが、ウィッグや社会生活を促進するための介護保険や障害福祉サービスを利用できない方への支援の拡充というのは、患者さんのニーズに非常に合っていてよいと思います。ただ、この事業には小児がん、子どもたちのがん患者は含まれているのかということと、現在がん治療はとても長いスパンで治療が行われる病気になっていて、その末期がんという定義はどのような定義付けなのでしょう。定義することによって、病気を抱えながら社会生活を行う方の患者さんの入り口を狭めることになるまいかと思い、コメントさせていただきました。

もう1つは、相談支援事業所の皆からよく上がる声として、計画の事業の廃止や拡充を決める前に、自分たちの意見も聴いてもらえないかという話があります。実は短期入所施設への送迎サービスが市の事業としてあったのですが、唐突に廃止となり、その決定がなされたあと、情報が現場に降りてきたということがありました。実際、重度の知的障がいの方などは、計画相談支援を担当している事業者さんからしてみると、浦安市はショートステイの機能が極めて限られているため、どうしても市外への施設の短期入所施設を利用せざるを得ない場合があるため、その送迎サービスは非常に有益なものであったのに、事業が廃止されてしまったということです。さまざまな理由があったのだろうけど、まずは現場の声を聴いていただいた上で、こうした事業との統廃合をご検討いただきたいというのが、相談支援の実務者会議で上がっておりましたので、コメントさせていただきました。

事務局：まず1点目の末期がんの患者さんの件ですが、今回、この委員会で出た意見は一度持ち帰らせていただき、担当の方に申し伝え、所管課でも検討していただけるよう、進めたいと思います。

事務局：送迎サービスは実利用者が5名と少なく、年間の利用回数が48回、月あたり4回程度となります。それに対する事業費は約150万円かかっており、走行距離によって市から事業者を支払われる金額があるのですが、今回、事業者さんの方から、月4日の稼働以外は利用状況がなく、固定費もある程度必要となるため、それ以外の方法でも援助してほしいという話がありました。毎年この事業は入札という形を取っており、辛うじて1社に手を挙げていただいたのですが、走行距離に対する援助以外がないのであれば、事業継続は難しいという話があり、自治体としては廃止せざるを得なかったというところ。また、拠点の整備も遅れているので、そこは本当に申し訳ないことであると思うのですが、市内にショートステイがある程度確保ができるということもあり、この事業は廃止の方向で課としても検討してきたところ。です。

委員長：車を持っていないなければならないという固定費の問題もあると思います。身体障がいのある方だと、リフト付きのタクシーで送迎するのですが、その料金がすごく高いので、半額助成に衣替えしてもよいのではないかと、お話を聞きながら思ったところ。今の意見も踏まえながら、さまざまご検討をいただければと思います。

その他にはいかがでしょうか。

(特になし)

私から1点、取組番号69「リハビリテーション病院整備」ですが、これは市の用地を貸し付けということですか。整備費は特に出されてはいないということですか。事務局：土地については、市有地を法人側に貸与して整備していただいたということです。

その中に高次脳機能障害に関する相談窓口があって、その事業には市から人件費であるとか、その諸経費の補助金をお出しして、お願いしているということです。

委員長：障がい児・者に対するリハビリや補装具に対する相談等、医療機関に障害児・者が気軽に相談できる場所が少ないという意見もあったかと思いましたが、活用できたらよいと思った次第です。

それでは続いて、取組番号93から175番です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料の15ページ目、取組番号95「就労支援センター事業」になります。事業内容としては、千鳥地区にあるワークステーション、障がいのある方の就労に関する相談窓口や特例子会社、福祉的就労が複合的に入っている施設があるのですが、その一部となる相談の部分になります。実際、就労相談や就労訓練、ジョブコーチ支援、就労定着支援などのお手伝いをさせていただいているということです。進捗状況は予定どおり行われておりまして、実績として令和元年度、就職内定者数は一般就労と一部就労継続支援A型が入っておりまして、29名の方が仕事につながったということです。令和3年度以降は見直し継続ということで、こちらは運営事業所をお願いしているものですが、令和2年度で契約期間終了となることから、令和3年度からは新たな事業者をお願いすることになります。今までの実績であるとか課題点などを整備し、仕様を固めて今年度中に再度募集をかけていく形になります。

次、取組番号98「知的障がい者職親委託事業」です。こちらは知的障がいのある方に対して、住み込みで一定期間生活指導や技能訓練習得訓練を行うものになります。職親に対して、補助金を一部お出ししているのですが、実績を見ると、令和元年度は1人いらっしゃったのですが、令和元年11月に職親で行われていた部分が、障害者総合支援法のグループホームのサービスに移行したこともあり、対象者が0人になったということです。事業を見極めながら、継続していくのか否かを検討し、取り組んでいきたいという内容です。

16ページ目、取組番号105「道路等復旧事業」です。東日本大震災の影響で、浦安市でも中町、新町地域が液状化により甚大な被害を受けました。事業内容としてはそうした災害等による誘導ブロック復旧や道路整備を行っていくものになっております。この事業は、舞浜地区が最終的に重点的にやってきたエリアではあるのですが、令和元年度で完了ということで、今度の新たな計画では災害復旧に伴う道路等復旧事業は、事業としてはなくなりますが、バリアフリーや道路、公共施設のバリアフリー化は引き続き実施していくということです。

19ページ目、取組番号128「総合防災訓練」です。事業内容としては、市の総合防災訓練において、障がいのある方や聴覚過敏のある方などの障がい特性を理解していただくための周知・啓発活動になります。こちらの進捗状況は、その他ということで、平成30年から今までは明海地区の大きい総合公園で防災訓練を実施してお

り、その中で、展示ブースなどを設けて周知・啓発を図ってきたわけですが、平成30年度以降、総合防災訓練のやり方が若干変わりました。毎年地域を変えて、市民参加型の防災訓練となりました。実施方法を若干変えたこともあり、平成30年度と令和元年度、障がいのある方の特性を周知するために特化した取り組みができていなかったというところがあります。但し、後ほど説明しますが、団体ヒアリングの中でも、例えば災害時の特定避難所、福祉避難所における障がいのある方への配慮等には、市としてもしっかり取り組んでいくよう、意見もいただいておりますので、今後総合防災訓練でできないということではなく、別の形で周知・啓発ができないか、今後検討していきたいという内容になっています。

20 ページ目、取組番号 142「2020 東京オリンピック・パラリンピック等推進事業」になります。皆さんご存じのとおり、東京オリンピック・パラリンピックの実施に向けて、行動計画を策定し、各課で障がいのある方の周知・理解も含めて、その取組を実施していくものであったのですが、オリ・パラが来年に延期になったことで、準備もそれに伴って遅れているという状況です。

21 ページ目、取組番号 151「消費生活啓発事業」になります。事業内容としては、障がいのある方が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行っていくものとなります。担当課では進捗状況がやや遅れているということで、相談にいらした方には、障がいのあるなしに関わらず相談に応じ、令和元年度はトータル 1,029 名の相談にあたったという実績があります。進捗状況としてやや遅れていると評価しているのは、相談窓口に来られない方、例えば知的障がいのある方、被害に遭ったとなかなか認識ができない方について、今後どのようにサポートしていくのかということが課題であると担当課では認識していることから、この評価とされているところです。今後の取り組みとしては、自身で相談ができないような方には関係部署と連携を図りながら、例えば、家族がいらっしゃるなかったら近親者、実際サポートしている相談員、周りにいらっしゃる方、その方を一番よく理解されている方にアプローチをして、消費生活トラブルの防止につなげていきたいということで、令和3年度の移行を考えているということです。

最後、23 ページ、取組番号 163「意思疎通支援事業」になります。事業内容としては、聴覚に障がいのある方の意思疎通を図る上で支障がある場合などに、手話や要約筆記の方の派遣を行う事業になっています。進捗状況は予定どおり実施しており、令和元年度では手話通訳派遣を 300 件、要約筆記の派遣を 145 件行っているところです。令和3年度以降の取り組みを、見直し程度としているのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありまして、例えば、病院に入院されている方、なかなかご自宅に訪問できない方には、タブレット端末を利用した遠隔手話の導入をすでに実施しております。登録者は現在 5 名となっていますが、利用実績は現状 0 件なので、今後、効果的な運用を検証しながら引き続き実施していきたいと考えています。

委員長:ありがとうございました。それでは今の説明に対する意見や質問をお願いします。

千葉商科大学: 19 ページ、取組番号 128「総合防災訓練」のところ、説明の中で疑問に思ったことがあります。総合防災訓練が市民参加型への移行という過程の中で、従来

やろうとしていた障がい者の特性体験、それから支援体制の取り組み等々がしづらくなつたといった文脈でのお話であったと思います。逆に市民参加型へという移行がされつつあるのであれば、障がいを持った方も市民ですので、市民の方が中心となって実施される防災訓練の中で、障がい者の理解というのは当然の話です。だからこそ、市民参加という中で、おそらく主体となるのは、地区の自治会や老人クラブ等であると思われます。そこで、むしろこの市民参加型へということプラスに捉えて、今後の取り組みの中に、市民参加型訓練に障がい者も参加していただくというところまで、ぜひ方向性をつけていただきたいと思います。

委員長：私も実は千葉商科大学と同じことを考えておまして、バンダナをつくったり、いろいろ取り組みをされていて、市民が一同に集う中で、車いすの方、聴覚障がいや視覚障がいの方等、各々そこに集ったときに、どのような配慮が必要なのかということが自然な形でわかるように取り組むべきです。もちろん、特化した形で取り組むことは、それはそれで実施していただいて構わないと思うのですが、せっかく総合防災訓練ということの中で、自然に障がいのことが理解できるような取り組みもお願いしたいと思っています。

事務局：おっしゃる通りでして、地域に災害時の要配慮者がいらっしゃって、自主防災組織、自治会の方にも理解していただく、その中で配慮していただくことがとても大事です。実際、総合防災訓練は別の課で行っているのですが、そこを調整しながら、委員長と千葉商科大学からご指摘いただいたように、実施の可能性を調整していきたいと考えています。

浦安手をつなぐ親の会：防災訓練ですが、障がい者の親御さんから、子どもたちまでぜひ参加していただきたいと思うのです。従来、そういうものがあっても参加していませんよね。ですから東日本大震災のときも、わりと障がい者は後回しにされてしまうなどの問題点が掘り起こされたと思うのです。高齢者の場合は災害時用の名簿もあって、把握できていますが、障がいを持っているお母さんたち、それから本人たちもぜひその防災訓練に参加してほしいと思います。

委員長：その他にはありますか。

(特になし)

私から、取組番号 163「意思疎通支援事業」ですが、タブレット端末での手話通訳等も導入されたということで、とてもよいと思います。これは自宅のみですか。

事務局：私どもの方で医療機関に派遣する場合、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、タブレット端末を活用した遠隔手話で対応ということで、進めさせていただいたものです。4月から実施しておりますが現状は0ということで、課題認識はしております。おそらく医療機関、利用者としても、利用しづらい状況が何かあるのではないかと、今、課題をあぶりだし、把握した上で改善できるところは改善し、より利用しやすい状況をつくっていきたいと考えています。

委員長：手話通訳の方が医療機関に行くのが難しいため、タブレット端末を使って、遠隔で医療機関の窓口や医師の診察結果に手話通訳をするという趣旨ですね。

その他、ございますか。

(特になし)

続いて新規事業について事務局より説明をお願いします。

事務局：障がい福祉計画の進捗状況調査票の（新規事業）をご覧ください。こちらの新規事業の考え方ですが、実際は平成 30 年に福祉計画を策定したのですが、平成 30 年度から現在に至るまでの間に、新たに事業を実施したものが主になっています。こちらもすべて説明するのは時間が足りませんので、大きなところを中心に説明します。

取組番号 1 「高齢者等ごみ出し支援事業」です。こちらの事業内容は、自力でごみを出すことが困難であり、他人からの協力を得られない高齢者・障がいのある方に対して、ごみの個別収集を行っていくというものです。開始時期は令和 2 年の 3 月からで、実績、利用登録者は 31 名です。事業の対象者は、高齢・障がいのある方ですが、高齢者の方では要介護認定者の方、障がいのある方では、身体、知的、精神に障がいのある方が該当で、かつ、他者からの協力を得られない方が条件となっております。収集頻度は概ね週 1 回程度となります。令和 3 年度以降の方向性としては、拡大となっております。今後の取り組みは、粗大ごみがなかなか外に出せないということもありますので、対象となる方の家庭に入らせてもらって、粗大ごみにも対応いたします。こちらもすでに 7 月から実施されています。

取組番号 6 「重度障がい者等グループホーム施設整備事業」です。こちらが実施計画上の事業になります。事業内容は、重度の障がいや強度行動障がいのある方も利用できるグループホームの整備を促進していくというもので、現在検討しているところです。東野の複合福祉施設に今年の 11 月、地域生活支援拠点の機能を有するグループホームを整備してくわけですが、そこはどちらかと言うと、地域移行をするためのグループホームというところで運用を検討していくということです。

取組番号 10 「新生児聴覚検査助成事業」は、新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るために、実際の聴覚検査の費用の一部を助成するというものになっております。令和 2 年度から実施しており、助成額は上限 3 千円で行っているところです。

2 ページ目、取組番号 12 「障がい者歯科診療体制の整備」で、こちらも実施計画上の事業になります。障がいのある方が市内で安心して歯科治療を受けられるよう、歯科医師会と連携を図りながら、歯科診療体制の構築を図っていく事業です。現在、検討を進めているところです。

最後、3 ページ目、取組番号 15 「認知症初期集中支援推進事業」になります。事業内容としては、医療や介護サービス、福祉サービスにつながっていない認知症の方、認知症が疑われる方に対し、実際、地域包括支援センターが中心になっているわけですが、ドクターと福祉の専門職がチームを組み、サービスにつなげられるよう、サポートをする事業になっております。実績値としては令和元年度では 10 件程度の方を支援したということです。

委員長：ありがとうございました。今の説明について、意見、質問があればお願いします。

NPO 法人千楽：取組番号 1 「高齢者等ごみ出し支援事業」ですが、今後拡大する中で、地域の生活介護事業所や就労継続支援 B 型等の元気な障がいのある方が、これに同行して一緒に回収のお手伝いをすることもできるのでしょうか。

委員長：それは他の地域でも実施しているところはかなりありますね。いかがでしょうか。

事務局：まだスタートしたばかりの事業であり、事業者に業務委託しているものですが、もちろん、障がいのある方などでも力のある方もおられますので、その中で障がいのある方の理解もかなり進んでいくと思われま。そのようなご意見をいただいたということで、担当課に責任を持って申し伝え、検討してまいります。

委員長：すごくよい取り組みになるのではないかと思います。まさに地域共生社会というところ言えば、普段利用者として、支援されるばかりの存在ということではなく、社会貢献できるということが自信につながるのではないかと思いますので、ぜひごみゼロ課とともに検討いただきたいと思います。

それと、これは引きこもりやサービスを利用されていない方のあぶりだしという意味では、かなり関連性のあるところ。こちらの情報は共有されているのでしょうか。

事務局：委員長がおっしゃったように、こちらはごみ出しの手伝いをするだけの事業ではなく、ごみ問題や引きこもりなども見ていく事業になりますので、福祉部門と環境部門の方で連携を図ってまいります。

委員長：一石三鳥ぐらいのよい事業ではないかと思います。よろしくお願いします。

その他には、ありますか。

介護給付費等の支給に関する審査会：その事業のことは、私も市の広報に掲載されたことで知りました。私などは将来的にとっても助かると思われま。ここにも書いてあるとおり、今後希望者は増えていくと思われま。そういう中で、3年間の長期継続契約と書いてあり、今後拡大して、毎年人数が変わっていくと思われま。3年間という縛りはどこから出てきたのでしょうか。もう少し柔軟な契約の仕方があってもよいのではないかなと思われま。

委員長：更新が可能かということも含めてですかね。

介護給付費等の支給に関する審査会：そうですね、それと高齢者の方では途中で亡くなられた場合は、新たに3年間という縛りはなくなるのしょうけれども、そこで契約のニーズにもある程度縛りがあって、新しい人は入れるのか入れないのかということもあるのではないかなと思われま。その辺のことが柔軟な契約になっているとよいかなと思われま。

事務局：長期継続契約というのは市と事業者の委託契約の形式にして、利用者さんに対して、3年で契約をとということではありません。この辺り、混同があったかと思われま。言葉足らずの説明になって申し訳ないのですが、そのようにご理解いただきたいと思います。

基幹相談支援センター：2点あります。1つは取組番号1「高齢者等ごみ出し支援事業」で、これはケースワーカーとしても本当に助かっていて、とても素敵な事業で障がいのある方たちの地域生活を、ごみ出しという日常的に1年365日必要なことを支援してくださっているの、ずっと続けていただきたいと思います。

それと質問ですが、取組番号7「障がい者入所施設開設支援事業」というのはどのようなものなしょうか。

事務局：「障がい者入所施設開設支援事業」の事業内容は、障がいのある方が安心できる環

境を整備するために、既存の入所施設、今、家庭の事情等があつて、どうしても入所に至らない、ロングショートでつないでいらっしゃる方がいる、そうすると、なかなか先が見通せないような生活を送られている方も中にはいらっしゃいます。地域移行には国の考え方があるのですが、そうした困られている方が複数人いるということを受けて、社会福祉法人に整備費に関する補助金をお出しして、入所施設6床分を浦安枠というものを設定させてもらったものです。6床分の施設を整備したということですね。

委員長：それは市内ではなく、市外にということですね。

事務局：はい。具体的に今進めている場所は、南房総市と袖ヶ浦市となります。

委員長：ロングショート問題はどこの市でもあると思います。これを解決するのは本当に難しいと思うわけですが、一方で、重度向けのグループホームの促進なども考えられているようですので、できれば他市に行くのではなく、そちらの方になればという思いはあるわけです。ただ、施策としては他市にお願いしてでも、ずっとロングショートでいらっしゃる方に対する居住の場をしっかりとしようということですね。その他、いかがでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：今まで浦安市というの、割と施設に入る人がいないので、市で枠を確保していても他の市に枠を取られて結局他の市に振り分けられてしまい返してもらえないわけです。ですから、結局、高齢者系、今、他市にもらっていることは、やはり希望される方が多いということでしょうか。

事務局：数としては今すぐに出ないのですが、施設入所希望者は30名ぐらい、グループホームでも同数ぐらいいらっしゃるのが現状です。但し、地域移行という住み慣れた浦安市で生活できるようにということで、もちろん今回は施設入所分をどうしても担保せざるを得ないところがあるのですが、あわせて浦安市に今後の住まい方として、重度のグループホームであったり、住宅セーフティーネットなどもしっかりとくりながら、障がいのある方もひとり暮らしができるような体制づくりを進めていく考えです。

浦安手をつなぐ親の会：入所希望者が増えたという想定でいいわけですね。

事務局：はい。

(2) 団体ヒアリングの結果について

委員長：団体ヒアリングの結果について事務局より説明をお願いします。

事務局：議題2資料「浦安市団体ヒアリング結果」のご報告をさせていただきます。大事な意見を多くいただいているのですが、時間の関係もありますので、一部抜粋して説明させていただきます。

今年の7月頃、計画策定においてさまざまな意見を伺うために市内の障がいのある方、そのご家族の方の会、計8団体にヒアリングのお願いをしました。うち1団体は集まるのが難しいということで、調書だけいただいております。

お伺いした内容は、団体の活動について、現状や課題、あとは現行の障がい福祉計画で重点的な取り組みとして位置付けているものです。(1)から(5)まであるのですが、そちらを中心にヒアリングを行いました。

1 ページ目、まず「団体活動についての現状」ですが、インターネットが普及していて、情報は得やすくなっているということもあり、新たに会に入られる方が少なく、会員の高齢化が課題になっている、役員を引き継いでくれる方がなかなかいない、そうしたお声が大変多く聞かれています。

また、他の団体との交流も現状ではほとんどないという意見も聞かれました。

2 ページ目、団体の課題としては活動の場の確保というところで、身体を動かすスペースや皆が集まれる会議室の確保が課題になっているという声をいただいております。

続いて「(1) 障がいの特性や障がいのある方への市民の理解を深めるために必要だと思うこと」について意見を伺いました。障がいのある方が自ら社会に出ていくこと、また、社会に出ていきやすい環境にすることが必要という意見でしたり、学校での啓発やポスター、パンフレット、市の広報紙、あとはバリアフリーハンドブックというものを市の自立支援協議会でつくっていて、障がいなどの特性や困っている人への声かけなど、イラストで説明して紹介しているものがあり、そちらを活用して周知を行っていったらどうかという意見をいただいております。

3 ページ目、「(2) 障がいのある方が、地域で自分の意思を尊重した生活ができるために必要だと思うこと」を伺いました。親亡き後の対応ということで、成年後見の話や、地域の見守り、家族以外の方で気軽に相談できる人や場があることが必要だという意見をいただいております。また、施設などのハード面、バリアフリーに対応しているグループホームや医療的なサポートを受けやすい医療的な施設と連携している入所施設というものが必要ではないかという意見をいただいております。その中でバリアフリーは比較的進んでいる、声をかけてくれる機会も増えたと感じるという意見もいただいている一方で、聴覚障害のある方からは、手話ができなくてもさまざまなコミュニケーションの手段があるということをもっと周知してほしいという意見もいただいております。その他のところでは、障がい者相談員の制度はあるけれども、活用されていない、当事者団体の会員の皆様にも協力をいただいているのですが、なかなか相談がこないということで、もっと周知してほしいという意見もありました。また、こちらには載っていないのですが、65歳以上の方で、障がい者福祉サービスと介護保険サービスを一緒に使っている場合、基本的には同じようなサービスは介護保険のサービスを優先して使うことになるのですが、介護の方の認定調査で区分が変わってしまい、今まで使えていたサービスが使えなくなってしまった、障がいのサービスも使えない可能性があるため、生活に困ることがあり、とても大変だったという話も伺っております。

「(3) 障がいのある子どもに対する支援について必要だと思うこと」です。団体の方からは肢体不自由中心の特別支援学校、支援学級、また専門に診てくれる病院が市内にあるとよいという意見をいただいております。

あとは学校においても、地域においてさまざまな交流ができる機会や、学校においても先生方にまず理解していただき、十分配慮していただき、それを児童・生徒に見せることで理解を深めてもらうことが必要なのではないかということ、それから自身の体験として、街中で自分と同じ障がいのあるお子さんとお母さまに会っ

て、話をした機会があったそうですが、そのときにお母さまの方から、安心した、もっとお話を聞きたいという話を伺ったそうで、同じ障がいのある経験者と交流や話ができる機会をつくっていったらどうかという意見をいただいております。

「(4) 障がいのある方が、自分の希望や適性に合った就労や暮らしができるために必要だと思うこと」というところでいくつかいただいているのですが、その中で法定雇用率、数値目標だけではなく、どのような障がいのある方が、どのような仕事に就いているのか、就けていないのかという中身の分析が必要なのではないかとか、あとは今の就労系の事業所の仕事内容が限られてしまっていて、障がいの特性や本人の希望に沿って仕事の選択ができるような幅があるとよいという意見をいただいております。

5 ページ目、その他にも就職したあとのサポートの充実といったお話を伺っております。

6 ページ目、「(5) 災害時の支援体制などで必要だと思うこと」について意見を伺いました。災害時の備蓄用品への意見でしたり、災害時の情報提供の配慮、それから新型コロナウイルス感染症予防の観点というところで、自宅避難、在宅避難について検討していく必要があるのではないかと話がありました。また、自治会における災害時の支援体制、要配慮者への理解というところをもっと深めていく必要があるのではないかとこの話を伺っております。

7 ページ目、引き続き災害のところですが、災害時にどう動いたらよいか、福祉避難所や一般避難所についての情報というのがよくわからなくて、混乱しているので、もっと事前に周知をしてほしいというご意見も伺っております。

委員長：ありがとうございました。結果報告ですので、補足説明や質問がありましたらお願いします。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：よくまとめられた説明をいただきましたが、少し個別的な話になりますが、この機会を通じて視覚障がい者はどのような問題に悩んでいるかということをお話しさせていただきます。

1 つは視覚障がい者の場合、重度視覚障がいとそれ以外があるのですが、重度視覚障がいというのは1級、2級ぐらいの視覚障がい者ですね。ところが1級や2級であるはずなのに、後になってわかるのですが、医者認定では5級や6級であることも往々にしてあるのです。私は何回か視覚障害者の会で、そういう経験者を知っています。つい最近も5級だと言われたので、別の医者に行って診てもらおうと1級だったと、一挙に4段階も違ってしまったという例があるのです。さまざまなサービスを受けられるか受けられないかに関わるため、認定は非常に重要なことです。従って、もっとセカンドオピニオンが容易にできるようにしていただきたいということを強く申し入れいたしました。また、介護保険などの要介護認定も、時代に合っていないと言うか、医療や精密機械の進歩に合っていない。特に最近、よく聞くのは視覚障害者が1人で駅のホームを歩いていたときに、転落して電車に轢かれて亡くなる方が結構おられるということ。そういう方は、概ね60歳以上の高齢者なのです。人間の身体というのは、最近、福岡伸一先生の動的平衡などを読みますと、すべての動きは脳から指示されているわけではなく、身体の各部分が判断しながら、

自問しながらやっているわけです。ところが年齢を重ねてくると、それが衰えてきて、転落事故などが起きてしまう。だから、そういうことを十分判断して、介護保険の認定をしていただかなければならないし、転落事故も国全体の問題として防いでいかないといけないと思うのです。それが1つ。

それと先ほど申し上げました職業の問題です。例えば18歳、19歳で目が見えなくなると、相当苦勞されます。そういうことをどうするか、それはどの障がいでもそうであり、個別問題にはなるのですが、個別問題でも、もう少し手を差し伸べるような余裕があった方がよいと思います。率直に言って、浦安市は福祉についてはとてもよくやっているとありますが、日本全体としてはさまざまな問題があるような気がします。それから浦安市は障がい者の雇用も、数字だけ発表するのではなくて、中身をもっと探ってほしい。それで改善を図っていただきたいと思っています。数字ばかり追っていると、それほど大きな障がいのない人をとにかく多く雇えばよいということになってしまいます。現状についてご説明しました。

委員長：浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」の意見も含めて、貴重な当事者からの意見をお伺いできたかと思っています。

(3) 現状と課題整理について

委員長：次の議題に入ります。「(3) 現状と課題整理について」事務局より説明をお願いします。

事務局：時間も超過しておりますので、簡潔に説明させていただきます。

議題3資料の「浦安市障がい者計画 ～現状と課題整理～」をご覧ください。

2ページ目の説明になります。現行の基本目標の中で「1 理解と交流の促進」が掲げられているここでは、啓発や交流機会の拡充などを謳っているわけですが、実際当事者アンケートの中では、差別の経験があると回答した方が20.6%、特に精神障がいのある方で37.6%が辛い思いをされているという現状があります。また、市民が障がいの理解を深めるために必要なこととしては、学校での福祉人権教育を充実させることが重要ではないかといった意見をいただいているということです。

それとUモ二 市政モニターアンケートの中で、障がい者差別推進条例及び障がい者権利擁護センター等を市で設置したのですが、その認知度は10%程度ということで、まだまだ周知が必要だという現状があるということです。

3ページ目、このような現状を踏まえて、論点としては「相互理解の推進」ということで、引き続きより一層障がいのある方の理解を進める効果的な取り組みが必要であるということ、それと併せて「交流機会の推進」をしていく必要があるということ、課題を提示させていただいています。

4ページ目、今までの取り組みを行ってきたわけですが、今後、令和3年度以降ではどのようなことに取り組んでいく必要があるかというところの整理になります。事務局として考えたのが、障がいのある方への理解を深めるための周知・啓発活動や、地域で支え合う活動を推進していくことが、より一層必要ではないかと考えているところです。

5ページ目、現行計画の基本指針の「2 福祉・生活支援の充実」です。市の現状

としては核家族化が進んで、平成 31 年度現在では 2.11 人ということ、併せて高齢者人口が急増しているということ、それに伴って、手帳所持者が増加しているという現状があります。当事者アンケートの項目をご覧ください。介護者の年齢は 65 歳以上の高齢者が 40.3%ということで、障がいのある方を支援する家族も高齢化がより一層進んでいる現状があるということです。

7 ページ目、そうした現状を受けて、より一層「相談支援体制の充実」を図る必要があるということと、併せて高齢化や介護者の高齢化が進みますので、「在宅福祉サービスの充実」が必要ということです。

8 ページ目、論点としては「日中活動の場の充実」ということで、アンケート調査の中で、高齢や障がいが重いなどの理由によって、なかなか活動に参加できないという意見もいただいているので、障がいの重い軽いに関わらず、日中活動に参加できるような環境づくりが必要ということです。それと併せて「住まいの場の充実」ということで、障がいのある方のライフスタイルに合わせた住まい方が提供できるような体制づくりや、「親亡き後の地域生活支援拠点の充実」なども今後取り組んでいかななくてはならないという課題があります。

9 ページ目、制度の狭間の方へのサポート体制ということで、「包括支援体制の構築」とか、国の指針でも示されているとおり、「情報アクセシビリティの向上」と併せて「福祉人材の確保・育成支援」なども引き続き必要になってくるということです。

10 ページ目、残されている課題、今後の対応としては、相談支援体制の強化と在宅サービス、日中活動サービスの充実、それと住まいの確保や包括的な支援体制の構築など、他にもありますが、このような形で取り組んでいかななくてはならないのではないかとということです。

11 ページ目、「保健・医療の充実」、現状としては平成 30 年度に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、依存症対策にも取り組みをしていかなければならないということもあります。当事者アンケートでも充実してほしいこととして、保健・医療サービスの充実をあげる方が最も多かったという現状がありました。

こうした現状を踏まえて、12 ページ目、「疾病等の予防、早期発見・早期治療の促進」ということで、障がいの原因となる疾病等の予防が図られるよう、早期発見・早期治療につなげるための体制づくりであるとか、「医療・保健サービスの充実」、あとは依存症対策については医療だけでもない、福祉だけでもない、「医療・保健・福祉との連携の強化」が必要ではないかというところもありますので、今後、より一層連携等を図らなくてはならないだろうということで、論点としてあげています。

13 ページ目、このような状況を踏まえて、残されている課題、今後の対応としては、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療、依存症対策、あと第 1 回目の会議の中、新型コロナウイルス感染症への対策ということで意見をいただいたと思うのですが、感染症対策も行っていかななくてはならないだろうということです。

14 ページ目、「4 子どもへの支援の充実」ということで、当事者アンケートからは、通園・通学・通所先で困っていることの中で、能力や障がいの状況にあった支援が十分でないということにおよそ 2 割の方が答えられています。充実してほしい

こととしては、18歳未満では「就学後療育・教育の充実」などがあげられています。それと自由記述では、市内に支援学校をつくってほしいという意見もいただいています。

15 ページ目、そうした現状を踏まえ、「切れ目のない療育支援体制の充実」が今後、より一層必要ではないかということです。それと国の基本方針にも今回謳われているとおり、発達障害児・者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの体制整備も必要ではないかということです。また、「医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備」も引き続き求められていくということです。

16 ページ目、「教育・就学進学相談の充実」ということで、特別な教育的支援を必要とする子どもへのニーズを把握しながら、環境整備を図っていく必要があるということです。残されている課題、今後の課題としては、切れ目のない療育支援や、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなどの発達障がい児への支援、さらに自由記述にもあるとおり、特別支援学校の誘致も検討を進めていく必要があるということです。

17 ページ目です。「5 雇用・就労支援の推進」ということで、当事者アンケートをご覧ください。今後の就労意向として働きたいと回答されている方が36.4%、特に精神に障がいのある方では56.4%となっています。年齢別に見ても、65歳未満までは働きたいという方が6割いらっしゃるという現状です。

このような現状を受けて、18 ページ目、「障がい者雇用及び就労支援体制の推進」ということで、精神に障がいのある方の社会参加や、就労に向けた取り組みを強化する必要があるということ、それと今回、国の基本指針にも示されたとおり、高齢・障がい者の方で働く意欲のある方には、就労継続B型などを活用しながら体制整備を図る必要があるということです。また、優先調達法に基づく「優先調達の推進」を図っていく必要があるということです。

次、19 ページ目をご覧ください。残されている課題、今後の対応ですが、このような課題を踏まえて、就労の場の確保・拡大、福祉的就労の促進、高齢障がい者に対する就労継続支援B型の適切な支援などに今後は取り組んでいかなければならないということです。

20 ページ目をご覧ください。「生活環境の整備」になります。当事者アンケートから、外出頻度をほぼ毎日と答えられた方が46.9%になります。外出のために必要なことを聞いたところ、ガイドヘルパーを含む介助者が必要だろうということを回答された方が41.0%いらっしゃったということです。また、災害発生時の不安としては、自宅避難をしたいのだが、食糧や水が入手できるか不安ということを回答されている方が多くなっていました。

このような現状を踏まえて21 ページ目になります。障がいのある方が外出するためには、「バリアフリーの推進」は必要であろうということ、「外出支援の充実」ということで、移動支援・同行援護も必要であろうということ、それとコロナ禍においての「安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」が必要であろうと考えているところです。

22 ページ目をご覧ください。令和3年度以降残されている課題、今後の対応とし

ては、移動・交通手段の充実、福祉避難所機能の充実、消費者トラブル等の詐欺被害の対応、それと新型コロナウイルス感染症対策も必要であろうということです。

次、23 ページ目をご覧ください。「7 自立と社会参加の促進」になります。現状としては、平成 30 年度に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されて、都道府県単位にはなるのですが、そういう文化芸術活動を支援するセンターの設置を図ることが求められている状況です。また、令和元年度に「視覚に障がいのある方の読書環境の整備の推進に関する法律」も施行されたという現状もあります。当事者のアンケートからは、地域活動に参加する際に困ることとしては、実際にどんな行事があるのかわからないと回答された方が最も多く、19.5%の方がいらっしやっただけということでした。

そういう状況を踏まえて 24 ページ目になります。論点として「自主的活動の促進」ということで、障がいのある方がスポーツやレクリエーションなどで活動を楽しめるような環境整備が必要ということ、併せて「余暇活動の充実」も図る必要もあるのではないかと考えているところです。

次、25 ページ目をご覧ください。残されている課題、今後の対応としては、障がいのある方の文化・芸術活動の支援やスポーツ・レクリエーション環境の充実、あと余暇活動を通じた引きこもり対策なども実施していかなければならないと考えているところです。

次、26 ページ目になります。「8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」になります。当事者アンケートでは、市の障がい者差別解消権利擁護センターの認知度が 17.0%と、かなり低い現状があります。こうした現状を踏まえ、今後「虐待の防止、差別解消に向けた取組みの強化」していくということと、「成年後見制度の利用促進」を図っていくことが必要ではないかということです。

27 ページ目、残されている課題、今後の対応としては、権利擁護センターの周知・啓発を図る必要があるということと、障がいのある方の権利を守る成年後見制度の利用促進を図る必要があるということでまとめさせていただいております。

最後、参考資料ということで、「浦安市障がい者福祉計画策定にあたって」ということで、これは国などの基本指針や浦安市の今の福祉計画の考え方を、第 1 回の会議で説明した内容を取りまとめたものになります。こちらは参考ということで、ご覧になっていただければと思います。

それと本日、新計画の対応をお示ししようと思っていたのですが、ボリュームの関係上、本日のご意見を踏まえた上で、次回の会議で体系や障がい福祉計画の数値の部分をお示しできればと考えているところです。

委員長：ありがとうございます。ボリュームが多くて皆さん申し訳ございません。ご意見を募る前に、この資料に対する意見はメール、電話、ファックス等で後でお受けすることも可としていただけますか。その上でどうしてもこの場で発言したいということがありましたら、お願いします。

(特になし)

これはそれぞれの分野、課題別にもなっているので、浦安市としてはぜひここはというところを皆さん方からご意見いただきたいと思っています。今日から 1 週間

ぐらいの間に、事務局に何らかの手段でご意見をいただければと思います。

これはそのまま計画に掲載されるイメージですか。

事務局：とりあえず現状をおさえて、取り組みしたのだけれども、まだ今後この部分を取り組まなくてはいけないということがわかりやすいよう並べさせてもらったものです。基本的にはこのような体系で整備しようと考えているところなのですが、ご意見があれば検討したいと思います。

委員長：資料のイメージは、整理のための委員会用の資料という位置付けということですね。このまま計画に掲載されるということではないようです。ご意見よろしく願います。

それでは、以上で議題は全て終了となります。事務局から報告事項等があれば願います。

事務局：次回の会議日程をご案内いたします。次回、第3回策定委員会は10月8日木曜日、午後1時30分からとなっております。会場は本日と同じ場と考えておりますが、会議室のスペース等の問題もあって変更となることもありますので、開催通知等よくご覧いただき、お間違いのないようお願いしたいと思います。

委員長：それでは、これをもちまして、第2回福祉計画策定委員会はこれで終了します。

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

令和2年8月27日(木)
13:30～15:00
市役所4階S2～4会議室

第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 浦安市障がい者計画(平成30年度～平成32年度)の進捗状況について
- (2) 団体ヒアリングの結果について
- (3) 現状と課題整理について

3. 閉会

障がい者福祉計画(計画期間:平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)進捗状況調査票

令和2年8月27日

障がい者福祉計画策定委員会資料(議題1)

(既存事業)

* 施策の方向性・基本施策・事業名・事業内容は、浦安市障がい者福祉計画(平成30年度～平成32年度版)に掲載した内容となっております。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)
1	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「このころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	予定どおり	障がいの特性や障がいのある方への理解と関心を深めるため、「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語条例啓発クリアファイル」を作成・配布した。また行政職員、教員、市民等に向けた講演会や、啓発イベントを実施した。(市職員向け研修・浦安警察署職員研修・教職員2・3年目研修、自閉症支援者養成研修、一般向け講演会等 ●実績 H30年度 研修等11回、講演会2回 R元年度 研修等10回、講演会1回 R2年度 研修等10回、講演会1回(予定)	障がいの特性や障がいのある方への理解と関心を深めるため、「このころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語条例啓発クリアファイル」を用い、小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施する。	令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、どのような形で研修会、講演会、啓発イベントを実施できるのか、検討する。	維持継続	
2	障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「このころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	予定どおり	市内の小学校に通う4年生以上の児童全員に、手話冊子を配布。また手話のポスターを全学年の教室に掲示した。聴覚に障がいのある当事者の方が学校を訪問し、総合的な学習において、生活上における困りごとなどを伝えた。	市内の小学校に通う新4年生に、手話冊子を配布する予定。また総合的な学習においては、当事者の方の生活上における困りごとなどを伝える予定。	新型コロナウイルス感染予防の観点から、学校への訪問が難しい。	維持継続	
3	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	自立支援協議会・権利擁護部会(啓発活動の推進)	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進します。	予定どおり	障がい者の権利擁護を強化するためのネットワークづくりと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」を開催し、関係機関との連携を強化した。 (R2年度 議題内容) ・イベント「障がいのある人もない人も!かがやまちうらやす」について ・権利擁護センターについての実績報告 ・成年後見制度の実績報告 ・浦安市障がい者差別解消推進計画の報告と取組について ・このころのバリアフリーハンドブックの活用等のほか、作業部会も行った。 ●実績 H30年度 4回開催 R1年度 4回開催 R2年度 3回開催(予定)	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、引き続き関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進する。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、どのような形で周知啓発活動やイベントを実施できるのか、検討する。	維持継続	
4	人事課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	新規採用職員研修	(現行計画) 新規採用職員研修等で、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修(車いす利用体験、障がい当事者の講話等)を行います。 (事業取組内容) 新規採用職員研修等で、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修を行います。	やや遅れている	平成30年度は、外部講師による講義、社会福祉協議会の活動紹介、障がい当事者の講話を実施した。平成31年度は、外部講師による講義、社会福祉協議会の活動紹介を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修を中止とした。 ●実績 平成30年度 受講生40人 令和元年度 受講生35人	引き続き毎年度、新規採用職員研修にて福祉研修を行う。 令和3年度～令和5年度 福祉研修(外部講師による講義、社会福祉協議会の活動紹介、障がい当事者の講話)	障がい当事者の講話については、ボランティアで行っていただくため、人選、日程等を調整することが難しい。	見直し継続	車いす利用体験についてはカリキュラムの変更に伴い、平成29年度以降は廃止としたため。
5	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	職員研修	浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長への研修を必須で行います。また、「浦安市手話言語条例」の制定に伴い、手話の理解及び普及を推進するため、職員研修の機会を取り入れます。	予定どおり	新規採用職員、新たに監督者となった職員等に向けて研修を実施した。 ●実績 H30年度 4回開催、151名参加 R元年度 5回開催、197名参加 R2年度 3回開催予定	浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長等への研修を行い、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、本市における差別的な取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進する。	令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、どのような形で研修会を実施できるのか、検討する。	維持継続	
6	障がい福祉課	1. 理解と交流の促進	(1)啓発の推進	職員研修	浦安市障がい者差別解消推進計画に基づき、新規採用職員並びに新規課長への研修を必須で行います。また、「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解及び普及を推進するため、職員研修の機会を取り入れます。	予定どおり	障がい者の差別解消、権利擁護、合理的配慮に加え、手話言語条例についての理解を深めるため、課長級職員を中心に研修を行った。	障がい者の差別解消、権利擁護、合理的配慮に加え、手話言語条例についての理解を深めるため、課長級職員を中心に研修を行う。		維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
7	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進	障がい者福祉推進事業(バリアフリーハンドブックの配布)	市役所の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力し合いながら、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会や、イベントなどの啓発活動を行います。	予定どおり	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、その中で市内小学校の福祉教育で「こころのバリアフリーハンドブック」を配布することを目標とした。具体的な取り組みとしては、市内の全小学校や研修等で配布した。また講演会やイベントを毎年度開催した。 ●「こころのバリアフリーハンドブック」配布数 H30年度 17校・1,717部 他530部 R元年度 17校・1,696部 他810部	関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力し「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会、イベントの開催を通じて、障がいの特性や障がいのある人への理解を市民等に広く周知する。	障がいの特性や障がいのある人への理解を幅広く市民などに周知するために、小学校以外でのこころのバリアフリーハンドブックの配布先や啓発方法について検討する必要がある。	維持継続	
8	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進	事業の後援(支援団体等の後援)	市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行います。	予定どおり	市民活動団体等が障がい福祉に関する講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを実施する際に、広報うらやすや市ホームページ等での周知広報を行った。 ●周知広報団体数 H30年度 14団体 R元年度 10団体	市民への障がいのある方への理解を深めるため、市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行う。	特になし	維持継続	今後も、市民活動団体等が、障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントを行う際に、周知広報の協力等、側面的支援を行い、市民活動団体等とともに、障がいのある方への理解の促進を図る。
9	市民参加推進課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進	市民活動促進事業	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。市民活動団体と行政・自治会・事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携して事業を行う取り組み「つなぐプロジェクト」を行います。	予定どおり	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行い、「つなぐプロジェクト」などによる市民活動の支援を行った。また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助金を交付した。 ●市民活動センターの運営について、市民活動センターに登録している団体のうち「保健・医療または福祉の増進を図る活動」を主な活動分野としているものは以下のとおり。 平成30年度(平成31年3月末):93団体 令和元年度(令和2年3月末):94団体 令和2年度(令和2年5月末現在):94団体 ●市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対する補助について、申請があったものうち、障がい者支援を目的としている団体の事業に対し補助金の交付を行った件数は以下のとおり。 平成30年度実施事業:1団体 事業実施 令和元年度実施事業:1団体 事業実施 令和2年度実施事業:1団体 交付決定 ●「つなぐプロジェクト」の実施について、上記活動分野の団体のプログラム掲載数および障がい者支援に関する団体との連携数は以下のとおり。 平成30年度:9団体13プログラム中、1事業の連携 令和元年度:10団体14プログラム中、連携事業なし 令和2年度:10団体14プログラム中、連携事業なし(令和2年5月末現在)	左記の事業については引き続き継続して実施する。	「つなぐプロジェクト」については、令和元年度内にこれまで案内をしていない会議等の場に出向き、広く周知を図ったが、連携件数は、前年度と比較減少している。そのため、会議出席者に直接チラシを配布する等の継続した周知を図り、より浸透させていく必要がある。	維持継続	
10	人事課	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進	ボランティア休暇制度	(現行計画) 職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。 (事業取組内容) 職員が自発的に障がい者施設等で支援活動をおこなう際に、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。	予定どおり	グループウェアのキャビネット内で休暇について周知している。	引き続き、周知していく。	ボランティア休暇制度の取得率の増加	維持継続	
11	社会福祉課 (社会福祉協議会)	1. 理解と交流の促進	(2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進	地域ぐるみ福祉ネットワーク	手話、点字、拡大写本、朗読、介助等障がいのある方をサポートしているボランティア活動の推進を図ります。また、支部社会福祉協議会が実施しているサロンや見守り活動等への支援を行い、住民同士の親睦やつながりを深めます。	予定どおり	各ボランティア活動の依頼をマッチングした。また、ボランティア活動の周知、ボランティア推進のため体験講座を開講した。社会福祉協議会支部では、新型コロナウイルス感染症拡大となる前までは、地域の実情に合わせたサロン活動を実施し、住民同士のつながりづくりを支援した。新型コロナウイルス感染症の状況によってサロン活動を再開していく予定。	ボランティア運営委員会を設立し、ボランティア活動をさまざまな視点から検討し、推進を図る。社会福祉協議会支部では、サロンや見守り活動を地域の実情に合わせて実施する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、新しい生活様式に即した活動方法やつながり方を検討する。また、担い手側の恐怖感から実施までの踏み切りがつかない。	維持継続	
12	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(3)交流機会の拡充	浦安市障がい福祉団体事業費補助金	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。	予定どおり	障がい福祉団体が行う事業に要する経費の補助を行った。 ●補助金交付実績 H30年度 5団体 1,800,000円 R元年度 5団体 1,680,000円 R2年度 5団体 1,680,000円(予定)	障がいのある方の福祉の増進を図るため、障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助する。	適正に補助金が交付されるよう、1年間に約2団体の監査を実施する(1団体当たり3年に一度の頻度)。	維持継続	今後も、障がいのある方の福祉の増進を図るため、障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助する。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
13	教育研究センター	1. 理解と交流の促進	(3)交流機 会の拡充	まなびサポート事業	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的 ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな 園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学 校を支援します。 また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担 任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネ ーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資 質・力量の向上を図ります。	予定どおり	こども達一人一人の教育的ニーズに応じた指 導や支援が行われるよう学校等への訪問や 就学相談を中心とした相談活動の充実を図 った。 ●相談件数 H30年度 ・個別相談211件、357回 (うち就学相談131件、230回) ・訪問相談466件、1128回 R元年度 ・個別相談223件、443回 (うち就学相談126件、301回) ・訪問相談493件、1594回 R2年度 ・個別相談および訪問相談を実施していく。 ・研修会を通して、通常の学級や特別支援学 級の担任、通級指導教室担当教員、補助教 員等の資質・力量の向上を図った。また、特 別支援教育コーディネーター等を中心に特別支援 教育の理解と校内支援体制の充実を推進し た。 ●研修実施回数 H30年度 ・研修回数 24回 ・巡回研修(全小中学校で実施) R元年度 ・研修回数 23回 R2年度 ・研修回数 11回予定 (研修会の形を巡回に変更し実施予定)	・障がいのある子どもや保護者への切れ 目ない支援の充実を図るため、教育と福 祉が連携した相談体制を整える。 ・特別な教育的支援を必要とする子ども の教育的ニーズを把握し、園・学校等を訪 問し、必要な支援について今後も指導・助 言を行っていく。 ・研修会を通して、教員の専門性の向上 を図る。 ●研修実施予定回数 R3年度 24回 ・巡回研修(全小中学校で実施) R4年度 23回 R5年度 24回 ・巡回研修(全小中学校で実施)	・早期からの相談体制づくりの確立 ・他機関との情報の共有、連携 ・特別な教育的支援を必要とする全 ての子ども「個別の指導計画」 「個別の教育支援計画」の作成及 び活用の向上。 ・教職員の特別支援教育における 知識と指導力の向上。 ・特別支援教育を推進する園内・校 内体制の整備。	維持継続	特別な教育的支援を必要とする子ども一人 ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び 子どもにとってより良い進路選択ができるよ う、就学相談の充実を努めます。また、教育 と福祉、医療等の関係機関との連携を図っ ていきます。
14	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(3)交流機 会の拡充	特別支援学校通学支援事業(通学 見守り支援)	市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒 で、一人での通学に不安のある生徒の通学時、ボ ランティアが見守りを行います。	予定どおり	市川特別支援学校高等部へ自力通学する高等 部1学年の生徒に対し、1学期の間、一人 での通学に不安のある生徒の通学時に ボランティア支援員による見守りを行 った。 ●ボランティア実績 H30年度 対象生徒数5人/支援員9人 R元年度 対象生徒数3人/支援員13人 R2年度 対象生徒数3人/支援員16人	市川特別支援学校高等部へ自力通学す る生徒で、一人での通学に不安のある生 徒の通学時、ボランティア支援員による見 守りを行う。	通学見守り支援について、高等部1 年生以外の生徒や1学期以外の期 間など、見守りを希望する生徒が増 えているが、マッチングするボラン ティアが不足している。 生徒の見立てや現地での確認、 保護者とのコーディネートなど事務 局の負担が多いため、事業の実施 方法について見直しが必要である。	維持継続	通学見守り支援について、広報うらやすや 市ホームページにボランティア募集記事を 掲載し、ボランティアの確保に努めていく。 事業の実施方法について、ボランティアの シフト調整等を含め、事務を徐々に民間回 体への委託事業へと移行していく。
15	障がい事業課	1. 理解と交流の促進	(3)交流機 会の拡充	障がい者福祉推進事業(啓発イ ベントの開催)	障がいの特性や障がいのある人の理解を深める ため、新浦安駅前において、障がいのある人も ない人もともに参加できるイベントを開催します。	予定どおり	新浦安駅前において啓発イベント「障がい のある人もない人も！かがやくまち うら やす」を実施した。 ●イベント開催状況 H30年度 チラシ配布数:6,567枚、啓発ク イズラリー参加者:437名、ヘルプマーク カード記入者数:142名、体験ブース参加 者:50名 R元年度 チラシ配布数:6,760枚、啓発ク イズラリー参加者:494名、ヘルプマーク カード記入者数:120名、体験ブース参加 者:193名	障がいの特性や障がいのある人の理解 を深めるため、年度ごとに開催テーマを定 め障がいのある人もない人もともに参加 できるイベントを開催する。	令和2年度は新型コロナウイルス の感染拡大防止のため、どのよ うな形でイベントを実施できるのか、 検討する。	維持継続	
16	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	自立支援協議会・相談支援部会	「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を 進めるため、相談支援の地域の実態や課題等の 情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働し ます。	予定どおり	自立支援協議会・相談支援部会において 相談事例の検討や課題の解決について 協議するとともに、相談支援事業所など の連携を図った。 ●自立支援協議会・相談支援部会開催 回数 H30年度 4回 R元年度 4回 R2年度 3回(予定)	自立支援協議会・相談支援部会におい て、相談事例の検討や課題の解決につ いて協議し、相談支援事例集を作成して いく。また当該部会を通じ、相談支援事業 所の連携を図るとともに、事例の検証を行 いながら地域課題を抽出する。	・相談体系の共通理解と可視化に ついて ・地域課題の抽出について	維持継続	相談体系の事例集を用いて、相談に関わる 方の共通理解を深め、相談事例集の作成を 行う。 事例の検証を行いながら地域課題を抽出す る。
17	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で生活するためのさまざまな 制度やサービスの利用、申請の援助などを24 時間365日体制で実施しています。 相談員の資質の向上や相談体制の強化を図る地 域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例 検討会などを開催します。	予定どおり	障がいのある人が地域で生活するための 様々な制度やサービスの利用について、 相談や援助などを実施した。 また、地域の相談員の資質の向上や相談 体制の強化を図るため、困難ケースの後 方支援や研修会や事例検討会などを開 催した。 ●相談実績 H30年度 相談件数:26,051件・延相談件 数:19,672人・実人数:281人 R元年度 相談件数:25,955件・延相談件 数:21,090人・実人数:284人	障がいのある人が地域で生活するための 様々な制度やサービスの利用について、 相談や援助などを実施する。 地域の相談員の資質の向上や相談体制 の強化、専門的人材の育成を図るため、 困難ケースの後方支援や研修会、事例検 討会などを開催していく。	・福祉サービスの利用につながる前 の相談、他の事業所では対応が難 しい困難ケース(複数の機関が関 わるケース・犯罪に関わる触法障 害者のケース)が増えている。 ・地域の相談支援の強化のため、 専門的人材の育成を進めていく。 ・計画相談支援の作成を地域の事 業所に移管していく。	維持継続	地域生活支援拠点の機能のひとつである基 幹相談支援センターの役割について検討し ていく。 引き続き、後方支援を進めながら、地域の 計画相談支援事業所に基幹相談支援セン ターで担当している計画相談のケースを移 管していく。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
18	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	障がい者福祉推進事業(サポート ファイル)	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等で 作成されるそれぞれの支援計画等が連携するた めに、障がいの特性や特徴や支援内容を記録して 家族や関係機関が情報を共有するための「サポ ートファイル」を周知・活用します。	予定どおり	障がいの特性や支援内容を記録して家族 や関係機関が情報共有するための「サ ポートファイル」を周知・活用した。 ●サポートファイル配布状況 H30年度 109部 R元年度 76部 R2年度 110部(予定)	障がいのある方が、ライフステージで途切 れることなく必要な支援が受けられるよ う、障がいのある方やその家族などから の利用ニーズを踏まえながら、サポート ファイルの活用を図っていく。	・サポートファイルの周知・啓発	維持継続	サポートファイルの活用を促進するため、市 主催のイベント等でサポートファイルの周知を 図っていく。
19	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	身体障がい者相談員、知的障がい 者相談員	障がいのある人やそのご家族に地域の相談員として 協力いただき、地域の身近な相談の窓口として、 電話やFAX等での相談に対応しています。	予定どおり	地域の身近な相談窓口として、地域相談 員を配置し、相談者に応じて、電話やFAX 等での相談対応ができる体制を維持し た。	地域の身近な相談窓口として、地域相談 員を配置し、相談者に応じて、電話やFAX 等での相談に対応する。	平成30年度、令和元年度と相談件 数は0件であるため、事業のあり方 について検討をする必要がある。	見直し継続	近隣他市の状況を把握しながら、事業のあり 方について検討する。
20	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	計画相談支援推進事業補助金	計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実 施を促進するため、計画相談支援等を実施する事 業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相 談支援専門員に要する経費の一部を補助します。	予定どおり	計画相談支援等を実施する事業者に対 し、相談支援専門員の雇用に要する人件 費の一部の補助を行った。 ●交付実績 H30年度 5事業所・相談員9人・9,690,000 円 R元年度 8事業所・相談員8人・ 11,020,000円 R2年度 相談員13人・15,600,000円(予 定)	計画相談支援については、国からの給付 費等によって実施するものとして制度設 計されているものの、本市ではそれに加え て、地域特性等を踏まえながら、市単 独事業として当該事業を実施している。今 後についても、当該事業の事業効果等を 検証しながら実施していく。	当該事業の事業効果を検証する必 要がある。	見直し継続	当該事業の事業効果を検証する必 要がある。
21	社会福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(1)相談支 援の充実	包括的な相談支援体制の整備	我が事・丸ごとの地域共生社会を推進していくた めに、住民に身近な圏域で把握された複合化・複雑 化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない 課題に対し、的確に対応することができるよう包括 的な相談体制のあり方について検討します。	予定どおり	平成30年度より関係課職員(課長補佐・ 係長級)によるワーキンググループを開 催し、包括的支援体制構築について 検討した結果、平成31年4月総合相談支 援室設置、令和元年度より試行的にサテ ライトの相談を実施。2年度以降、あり方 について再検討していく。	包括的支援体制の推進と地域共生社会 の実現に向けた取り組みを検討、実施	社会資源の活用と新型コロナウイ ルス感染症の感染防止拡大のため 新たな生活様式への配慮	拡大	
22	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	障がい者福祉サービス利用支援事 業	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の 全額または一部を助成します。	予定どおり	放課後等デイサービス等の利用に係る利 用者負担について、半額を助成した。また 複数のサービスを利用した際に高額と なった利用者負担額の軽減を図った。 ●利用者負担額軽減実績 H30年度 491人 13,475,519円 R元年度 506人 12,280,021円	障がいのある方及びその家族の経済的 負担を軽減するため、障がい福祉サー ビスの利用に係る利用者負担額の全額ま たは一部を助成する。		維持継続	・利用者負担額の軽減について、実績値を 確認する。
23	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	各種手当の支給	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手 当等の支給を行います。 国の手当として、特別障害者手当、障害児福祉手 当等の支給も行います。	予定どおり	国手当の対象とならない中度・軽度の方 や所得制限により対象とならない一定以 上の収入がある世帯に、市手当を支給し た。 ●実績 【重度障がい者手当】 H30年度 18,387件 229,090,000円 R元年度 18,344件 228,455,000円 【重度障がい児手当】 H30年度 4,342件 46,503,000円 R元年度 4,293件 46,358,000円	障がいのある方及びその家族の経済的 負担を軽減するため、国及び市手当を 支給する。		維持継続	・手当の支給実績について確認する。
24	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	障がい者在宅介護支援事業(一時 介護委託料等助成)	疾病その他の理由により、障がいのある人を居宅 において、介護することが一時的に困難となった場 合に、介護を有料で一時的に委託した時の一時介 護委託料等を助成します。	予定どおり	一時的に介護が必要な状態となった方 が、障害者総合支援法の法定サービスで ある居宅介護を利用せず、有料で介護を 受けた場合の利用料の一部を助成した。 ●助成実績 H30年度 39件 1,401,500円 R元年度 53件 1,777,966円	介護者の負担を軽減するため、一時的に 介護が必要となった方が、有料で介護を 受けた場合の利用料の一部を助成する。		維持継続	・助成実績について確認する。
25	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	障がい福祉ガイドブック	障がいのある人およびその家族に向けた情報提 供の一環として、各法令や条例等で定められてい る福祉制度のあらましを冊子にして配布し、ホーム ページにも情報を掲載します。	予定どおり	各法律や条例等で規定されている福祉制 度のあらましを記載したガイドブックを毎 年度更新しながら作成し、市民等に配布 した。また幅広く市民に情報を提供でき るよう、電子書籍を作成し、スマートフォンや タブレット端末にも対応できるものとして市 ホームページに掲載するとともに、音声読 み上げソフトにも対応させた。	福祉制度の改正に対応できるよう、毎年 度、ガイドブックを見直したうえで作成し、 市民等に配布する。また幅広く市民に情 報を提供できるよう、電子書籍について も、毎年度、更新・作成し、市ホームペ ージに掲載する。	市民等が情報を得やすいように、 冊子の配布先について検討してい く必要がある。	維持継続	今後も、障がいのある方やその家族の負担 軽減のため、障がい福祉に関する最新の情 報をわかりやすく提供できるよう作成する。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
26	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	地域生活支援事業	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一 時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行いま す。	予定どおり	<p>移動支援事業所及び日中一時支援事業 所が適正なサービスを提供できるよう、事 業所の指定及び指導監査をおこなった。</p> <p>●事業所指定 (移動支援事業所) H30年度 58事業所 R元年度 63事業所 (日中一時支援事業所) H30年度 23事業所 R元年度 26事業所</p> <p>●事業所個別監査 (移動支援事業所) H30年度 4事業所 R元年度 4事業所 (日中一時支援事業所) H30年度 3事業所 R元年度 3事業所</p>	移動支援事業所及び日中一時支援事業 所が適切なサービスを提供できるよう、事 業所の指定及び指導監査を行う。		維持継続	移動支援事業所及び日中一時支援事業所 の指定及び指導監査を行う。
27	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	地域生活支援事業	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一 時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行いま す。	予定どおり	<p>障がいのある人の日常生活を支えるため に、各種在宅福祉サービスの充実を図っ た。</p> <p>●給付・利用実績 H30年度 日常生活用具 218人 移動支援 443人 日中一時支援 371人 R元年度 日常生活用具 226人 移動支援 458人 日中一時支援 388人</p>	障がいのある人の日常生活を支えるため に、各種在宅福祉サービスの充実を図っ ていく。		維持継続	
28	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	日常生活支援事業	障がい者緊急時支援事業、寝具乾燥消毒事業、 紙おむつ給付事業、ストマ用装具費用助成、出張 理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、 給食サービス事業などを行います。	予定どおり	<p>障がいのある人の日常生活を支えるため に、各種在宅福祉サービスの充実を図っ た。 また聴覚過敏のある方が、日常生活を円 滑に送れるよう、周囲の不快感音を遮断 する防音保護具を、令和2年度から給付 品目に加えた。</p> <p>●給付等実績 H30年度 寝具乾燥消毒事業 5人 紙おむつ給付事業 257人 ストマ用装具費用助成 26人 出張理髪費用助成 8人 はり・きゅう・マッサージ費用助成 381人 R元年度 給食サービス事業 13人 寝具乾燥消毒事業 5人 紙おむつ給付事業 265人 ストマ用装具費用助成 15人 出張理髪費用助成 10人 はり・きゅう・マッサージ費用助成 384人 給食サービス事業 15人</p>	障がいのある人の日常生活を支えるため に、各種在宅福祉サービスの充実を図っ ていく。		維持継続	
29	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(2)在宅福 祉サービスの 充実	自立支援協議会・地域生活支援部 会(障がい福祉サービスの充実)	人材の確保等、地域生活支援の充実を図るため 協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	予定どおり	<p>地域生活支援の充実を図るため、自立支 援協議会・地域生活支援部会において、 協議を行った。</p> <p>(議題の主な内容) ・就労支援センターの実績の報告 ・浦安福祉事業体の活動報告 ・雇用・就労支援の推進について ・住まいの場について ・グループホームに関する情報提供につ いて ・(仮称)東野地区複合福祉施設及び地域 生活支援拠点について ・就労支援に関する福祉サービスマップ 作成について そのほか、作業部会も行った。</p> <p>●会議開催回数 H30年度 4回 R元年度 4回 R2年度 3回(予定)</p>	人材の確保等、地域生活支援の充実を 図るため、自立支援協議会・地域生活支 援部会において引き続き協議するととも に、関係機関の連携を推進する。	東野地区複合福祉施設の開設に 伴う、地域生活支援拠点のあり方 等について、実際の事例をもとに市 内各事業所の役割や連携について 検討する必要がある。	維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)
30	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金	医療的ケアを行うことができるヘルパーの不足を解消するため、研修に係る経費を補助します。	予定どおり	<p>在宅介護事業者に対し、当該従業員の喀痰吸引等研修の受講に要する経費等の一部を補助した。(H30年度 2事業所・5人・218,700円/R1年度 2事業所・3人・136,520円 /R2年度 7人・350,000円(予定))</p> <p>●補助金交付実績 H30年度 2事業所・5人・218,700円 R元年度 2事業所・3人・136,520円 R2年度 7人・350,000円(予定)</p>	<p>喀痰吸引等を必要とする障がい者等の日常生活を支援するため、在宅介護事業者へ研修に係る経費を補助し、喀痰吸引等を行うことができるヘルパーを増やす。</p>	特定の事業所のみが申請している状況となっている。	見直し継続	<p>喀痰吸引等を行うことができる人材を増やすため、当該補助金を活用して、従業者に喀痰吸引等研修を受講させてもらえる事業所に促していく。</p>
31	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	緊急時支援事業	重度の身体障がいまたは知的障がいのある人に対し、緊急の通報を受けた場合に居宅に支援員を派遣し、必要な支援を行います。今後も、求められる緊急時支援事業のあり方について検討していきます。	予定どおり	<p>重度の身体障がいまたは知的障がいのある人に対し、緊急の通報を受けた場合に居宅に支援員を派遣し、必要な支援を行った。</p> <p>●実績 H30年度 年度末登録者数 身体13人 知的9人 派遣回数 身体28回 知的8回 R1年度実績 年度末登録者数 身体12人 知的9人 派遣回数 身体19回 知的4回</p>	<p>重度の身体障がいまたは知的障がいのある人、療育手帳または精神保健福祉手帳を所持する児童に対し、緊急の通報を受けた場合に居宅に支援員を派遣し、必要な支援を行う。</p>	限られた対象者のみ利用できる事業であり、支援員の派遣回数が少ない。	拡大	
32	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	障がい者等一時ケアセンター	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	予定どおり	<p>短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行いました。また、看護師等を配置し、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供した。</p> <p>●実績 H30年度 利用延人数2,425人・実人数96人 R元年度 利用延人数2,544人・実人数82人</p>	<p>短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行う。また、看護師等を配置し、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供する。</p>	<p>・キャンセル待ちの導入など、より効率的な運営体制の整備 ・地域生活支援拠点における緊急時の支援における役割の明確化</p>	維持継続	
33	障がい福祉課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便性を図るため、用具の購入費用の一部を助成します。	予定どおり	<p>小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付事業</p> <p>●実績 H30年度 0人 R元年度 2人</p>	<p>小児慢性特定疾患児童の日常生活の利便性を図るため、引き続き、小児慢性特定疾病児童日常生活用具を給付する。</p>		維持継続	
34	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等従事者住宅手当支給事業費補助金	障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助し、人材の確保と離職の防止を図ります。	予定どおり	<p>従業者の確保及びその離職を防止するため、障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助した。</p> <p>●補助実績 H30年度 7事業所・19人・3,420,000円 R元年度 9事業所・27人・4,750,476円 R2年度 25人・6,000,000円(予定)</p>	<p>障がい者等の福祉の増進を図るため、障がい福祉サービス等事業者に対し、従事者への住宅手当の支給に要する経費の一部を補助し、障がい福祉サービス従事者の確保と離職の防止を図る。</p>	平成29年度から実施している補助金のため、当該事業の事業効果を検証する必要がある。	維持継続	<p>当該事業の事業効果を検証し、実施していく。</p>
35	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	地域生活支援拠点(※)の整備	国の基本指針に基づき、平成32年4月までに東野地区に地域生活支援拠点を整備します。	やや遅れている	<p>多機能拠点となる東野地区複合福祉施設の整備を進めるとともに、地域生活支援拠点の運営方法や緊急時の役割分担などについて、多機能拠点の運営事業者や基幹相談支援センターと協議・検討を進めた。 なお、東野地区複合福祉施設のフルオープンは令和2年10月1日予定に変更となった。</p>	<p>多機能拠点の運営事業者や基幹相談支援センター、市内事業所と地域生活支援拠点の面的な整備について、運営方法についての協議検討を進める。</p>	事例の蓄積や検証を行うことで整備を進める	維持継続	
36	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(2)在宅福祉サービスの充実	障がい者短期入所事業所運営費補助金	短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、短期入所事業所の円滑な運営を促進します。	予定どおり	<p>短期入所事業所の円滑な運営を促進するため、短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助をおこなった。</p> <p>●交付実績 H30年度 1事業所・3床・5,400,000円 R元年度 1事業所・3床・5,400,000円 R2年度 6床・16,200,000円(予定)</p>	<p>短期入所事業所の円滑な運営を促進するため、短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部を補助を行う。</p>	短期入所事業所が少ないため、補助金を活用し新規開設を促していく。	維持継続	<p>市内短期入所事業所の運営を支援するため、引き続き補助を行っていく。</p>
37	障がい事業課	2. 福祉・生活支援の充実	(3)日中活動の場の充実	特定地域活動支援センター経営事業費補助金	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センター(※)I型の事業を行います。	予定どおり	<p>「地域活動支援センターI型」の運営に要する経費の一部を補助した。</p> <p>●実績 H30年度 登録者数95人 R元年度 登録者数98人</p>			廃止	<p>令和2年度に(仮称)東野地区複合福祉施設に地域活動支援センターI型が設置されることから、運営方法について検討し、令和元年度をもって、補助金を廃止する。</p>

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
38	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(3)日中活 動の場の充 実	重度障がい者支援事業所運営費 補助金	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	予定どおり	重度障がい者のある方を支援する生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム、ショートステイ)事業所を対象に、補助金を交付した。 ●交付実績 H30年度 対象者数80人・延人数14,605人 81,792,000円 R元年度 対象者数90人・延人数17,716人 89,059,100円 R2年度 113,207,000円(予定)	重度障がい者に対する障害福祉サービスを行う事業所の円滑な運営を促進することにより、重度障がい者の福祉の増進を図るため、重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行う。	・補助金対象について、医療的ケアが必要な児童など、重度障がい児を受け入れていた事業所にも拡大してほしいという要望がある。 ・補助金の総額が年々増加している。	維持継続	・重度障がい児に対する施策全般で検討を行っていく。 ・障害福祉サービスの報酬改定等を踏まえて、補助金のあり方について検討を行っていく。
39	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(3)日中活 動の場の充 実	身体障がい者福祉センター	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。療の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	予定どおり	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行うとともに、療の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供した。 ●実績 H30年度 利用延人数:4,265人 利用実人数:60人 R元年度 利用延人数:3,894人 利用実人数:52人	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行うとともに、療の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供する。	平日夕方、土曜日のフリースペースの利用が少ない。「理学療法士と作業療法士のいずれか1人を常勤とする」の仕様要件どおり職員を配置できない期間が生じている。	見直し継続	現在の指定管理期間が令和4年度に終了することに伴い、次期については、入浴介助のニーズ等があることを考慮し運営内容を検討する。
40	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(3)日中活 動の場の充 実	ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供など地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	予定どおり	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、(一般・特定)相談支援事業、訪問看護事業を提供した。 ●利用実績 H30年度 利用延人数:3,540人 利用実人数:59人 R元年度 利用延人数:3,035人 利用実人数:61人	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型、相談支援事業、訪問看護事業を提供する。	利用者の障がい特性が多岐にわたり、難しい支援が求められる。精神障がいのある人の実生活での相談のニーズがある。	維持継続	
41	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(3)日中活 動の場の充 実	障がい者福祉センター	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。	予定どおり	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援事業を提供した。 ●利用実績 H30年度実績 利用延人数:22,132人 利用実人数:104人 R元年度実績 利用延人数:21,595人 利用実人数:103人	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援の事業を行います。		維持継続	
42	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(3)日中活 動の場の充 実	東野複合福祉施設の整備	地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年4月までに東野地区に整備します。	やや遅れている	身体障がい者福祉センター、多機能型事業所(生活介護、就労継続支援B型)、発達障がい等地域活動支援センター、ソーシャルサポートセンター、グループホーム、短期入所、子育て短期支援事業所などの機能を有する複合福祉施設の整備を進め、令和2年5月1日に通所棟が一部運営を開始した。居住棟については令和2年10月に運営を開始する予定である。	令和2年度をもって整備が完了する。	建築工事の遅れに伴い、令和2年4月を予定していた施設開設時期が遅れた。	廃止	令和2年度をもって完了するため。
43	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充 実	障がい者在宅介護支援事業(住宅 改造費用助成)	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。	予定どおり	身体に障がいのある方に対し、住宅改造に係る費用を助成し、日常生活の利便性を図った。 ●実績 H30年度 1人 R元年度 4人	身体に障がいのある方に対し、住宅改造に係る費用を助成し、日常生活の利便性を図った。		維持継続	
44	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充 実	障がい者在宅介護支援事業(住み 替え家賃等助成)	民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。	予定どおり	市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の居住の安定の確保及び居住水準の向上を図ることができた。 ●実績 H30年度 4人 R元年度 4人	障がい者の居住の安定の確保及び居住水準の向上を図るため、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成する。		維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
45	障がい福祉課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	グループホーム等入居者家賃助成	グループホームの家賃の一部を助成します。	予定どおり	グループホームに入居する障がい者が支払った家賃の一部を助成することにより、障がい者の経済的負担を軽減し、障がい者の自立を促進することができた。 ●実績 H30年度 50人 R元年度 49人	左記と同程度に実施する予定。		維持継続	
46	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	自立支援協議会・地域生活支援部 会(住まいの充実)	住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関との連携を推進します。	予定どおり	自立支援協議会・地域生活支援部会において障がいのある方の住まいに関する支援の充実を図るための課題解決に向けて協議するとともに、関係機関との連携を図った。 ●実績 H30年度 4回開催 R元年度 4回開催 R2年度 3回開催(予定) (議題の主な内容) ・就労支援センターの実績の報告 ・浦安福祉事業体の活動報告 ・雇用・就労支援の推進について ・住まいの場について ・グループホームに関する情報提供について ・(仮称)東野地区複合福祉施設及び地域生活支援拠点について ・就労支援に関する福祉サービスマップ作成について そのほか、作業部会も行った。	住まいに関する支援の充実を図るため、引き続き、自立支援協議会・地域生活支援部会で協議するとともに、関係機関との連携を推進する。	東野地区複合福祉施設の開設に伴う、地域生活支援拠点のあり方等について、実際の事例をもとに市内各事業所の役割や連携について検討したい。	維持継続	
47	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	南台五光福祉協会	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します。	予定どおり	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援した。 ●入所者 H30年度 もくせい園10人 やまぶき園12人 R元年度 もくせい園13人 やまぶき園10人	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した「社会福祉法人南台五光福祉協会」の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援する。	負担金支出に対する効果を検証する必要がある。	維持継続	
48	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	障がい者グループホーム運営費補 助金	グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。	予定どおり	グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対して運営費に補助を行い、グループホームの円滑な運営を促進した。 ●補助実績 H30年度 15事業所・入居者23人・ 4,332,349円 R元年度 11事業所・入居者23人・ 4,036,853円 R2年度 入居者43人・9,567,000円(予定)	グループホームの円滑な運営を促進し、グループホームに居住する障がい者の福祉の増進を図るため、グループホームを運営する事業者に対して運営費の補助をおこなう。		維持継続	
49	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	障がい者グループホーム整備事業 補助金	グループホームの整備費用等に対して補助を行います。	やや遅れている	グループホームの整備費用等に対して補助を行った。 ●補助実績 H30年度 補助金交付 なし R元年度 補助金交付 なし	グループホームの整備費用等に対して補助を行う。	申請者が少なく、グループホームの整備が進まない。	維持継続	
50	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	重度障がい者支援事業所運営費 補助金【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	【再掲】					
51	障がい事業課	2. 福祉・生活 支援の充実	(4)住まい の場の充実	地域生活支援拠点の整備【再掲】	国の基本指針に基づき、平成32年4月までに東野地区に地域生活支援拠点を整備します。	【再掲】					
52	健康増進課	3. 保健・医療 の充実	(1)障がい の原因となる 疾病等の 予防・障がい の早期発見	各種健(検)診	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見します。また、がんの予防や早期発見、がん患者への支援の充実のため、(仮称)がん対策基本条例の制定の中で、各種の健(検)診における受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備に取り組みます。	予定どおり	毎年度、受診券を対象者全員に送付し個別勧奨を実施。また、年度途中で再勧奨はがきを送付。乳がん検診の個別医療機関での実施に 受診者に対して再勧奨はがきを送付。	受診希望者へ受診券を個別送付。また、年度途中で再勧奨はがきを送付。乳がん検診の個別医療機関での実施に 受診券を対象者全員に送付しているが、健(検)診を実施していることを把握していない方もいる。	拡大	乳がん検診の個別医療機関での実施	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
53	母子保健課	3. 保健・医療 の充実	(1)障がい の原因となる 疾病等の 予防・障がいの 早期発見	妊婦健康診査	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保 を図り、低体重出生等の予防を図ります。	予定どおり	健診は医療機関に委託。 支援が必要な妊婦は母子手帳交付時に 把握し支援している。 ●実績 H30年度 15,015人(内扶助:1,070人) R元年度 16,936人(内扶助:816人)	健診は医療機関に委託。 支援が必要な妊婦は母子手帳交付時に 把握し支援する。	医療機関に委託し実施している。2 か月後に結果が戻ってくるため健 診直後に支援していくことが難し い。	維持継続	母子健康手帳交付時にアセスメントを行い妊 娠期間中の支援体制を強化する。必要に応 じて受診勧奨を行う。
54	母子保健課	3. 保健・医療 の充実	(1)障がい の原因となる 疾病等の 予防・障がいの 早期発見	未熟児養育医療	入院を必要とする身体が未熟なまま生まれた乳児 が、指定医療機関において入院治療を受ける場合 に、その治療に要する医療費を給付します。	予定どおり	未熟児養育医療の医療費給付の申請窓 口業務を実施。申請時に支援が必要な児 とその家庭を把握し、支援につなげる。 ●実績 H30年度 14人 R元年度 17人	未熟児養育医療の医療費給付の申請窓 口業務を実施。申請時に支援が必要な児 とその家庭を把握し、支援につなげる。	入院が長期化するため、地域との つながりが希薄になりやすい。	維持継続	申請時やその後の退院後等に保健師が支 援が必要な家庭が状況をアセスメントし、必要 な時期に必要なサービスを受けられ、安 心して地域で生活していけるように、支援体 制を強化。
55	母子保健課	3. 保健・医療 の充実	(1)障がい の原因となる 疾病等の 予防・障がいの 早期発見	乳幼児健康診査	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康 診査において、発達に心配のある児を早期発見 し、適切な機関との連携を行います。	予定どおり	乳児健診は医療機関に委託。 (健診内容) ①問診及び診察 ②身体計量 ③尿化学検査④血液検査を実施して いる。 ※1歳6か月児健康診査・3歳児健康 診査は集団健診。 ●実績 H30年度 3,787人(内扶助:9人) R元年度 3,480人(内扶助:12人)	乳児健診は医療機関に委託。 健診内容は、①問診及び診察②育児栄 養指導③尿化学検査④血液検査を実施 する。 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診 査は集団健診。	乳児健診について医療機関へ委託 しているが、地区担当が健診票を 確認するのに受診から2か月が経 過してしまうこと、児の成長発達 が主となり親の養育状況等が把握し づらいことが課題である。	維持継続	すこやか親子アンケートを離乳食クラス・1 歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で実 施し、養育状況を把握していく。必要に応 じて受診勧奨を行う。
56	障がい福祉課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	難病者見舞金	「千葉県特定医療費支給認定実施要綱」及び「千 葉県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要 綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞 金を支給します。	予定どおり	難病者に対し見舞金を支給し、生活の安 定と福祉の増進を図った。 ●支給実績 H30年度 750人 36,075,000円 R元年度 849人 31,770,000円 R2年度 840人 36,800,000円(見込み)	生活の安定と福祉の増進を図るため、引 き続き、難病者に対し見舞金を支給する。		維持継続	
57	障がい福祉課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術な どの治療をすることにより機能を回復しうる場合の 医療費の助成や補装具の支給を行います。	予定どおり	身体に障がいのある18歳未満の児童に 対し、機能の回復をしうる場合の医療費を 助成し福祉の増進を図った。 ●実績 H30年度 26人 R元年度 19人 R2年度 20人(見込み)	身体に障がいのある18歳未満の児童に 対し、手術などの治療をすることにより機 能を回復しうる場合の医療費の助成や補 装具の支給を引き続き行う。		維持継続	
58	障がい福祉課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人が、障がい の程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行 を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成し ます。	予定どおり	18歳以上の身体障害者手帳所持者が、 障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり 、障がいの進行を防いだりするための 医療費を助成した。 ●実績 H30年度 160人 R元年度 157人 R2年度 160人(見込み)	18歳以上の身体障害者手帳所持者が、 障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり 、障がいの進行を防いだりするための 医療費を引き続き助成する。		維持継続	
59	障がい福祉課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患により継続した通院医療が必要であるこ とが認められた場合、その治療についての医療費 を助成する事業の申請受付及び周知を行います。	予定どおり	精神疾患により継続した通院治療が必要 な方に対し、医療費の助成を行うととも に、併せて周知啓発を行った。 ●実績 H30年度 1,628人 R元年度 1,763人 R2年度 1,918人	精神疾患により継続した通知治療が必要 な方に対し、その治療に要する医療費を 引き続き助成するとともに、事業の周知啓 発を行う。		維持継続	
60	障がい福祉課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	医療費助成事業	重度障がい者医療費、精神障がい者入院費の助 成を行います。特定医療費(指定難病)や小児慢 性特定疾病医療費助成(保健所事業)の周知を行 います。	予定どおり	重度障がい者や精神障がい者などの健 康の保持と生活の安定を図るため、医療 費の助成を行うとともに、保健所が実施す る特定医療費及び小児慢性特定疾病医 療費助成について、周知啓発を行った。 ●実績 H30年度 重度障がい者医療費 1,979人 精神障がい者医療費 29人 R元年度 重度障がい者医療費 1,896人 精神障がい者医療費 24人 R2年度 重度障がい者医療費 2,000人(見 込) 精神障がい者医療費 30人(見 込)	重度障がい者や精神障がい者などの健 康の保持と生活の安定を図るため、引き 続き、医療費の助成を行うとともに、保 健所が実施する特定医療費及び小児慢性 特定疾病医療費助成について、周知啓 発を行う。		維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)
61	障がい福祉課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	地域生活支援事業(移動支援事業)	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	予定どおり	障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の移動を支援した。 ●実績 H30年度 443人 R元年度 458人 R2年度 475人	障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の移動を支援する。		維持継続	
62	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金	児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を補助します。	予定どおり	医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を補助した。 ●実績 H30年度 1事業所・実利用者8人・延日数289日・2,839,425円 R元年度 2事業所・実利用者11人・延日数327日・3,153,900円 R2年度 4,716,000円(予定)	医療的ケアを常時必要とする在宅の障がい児又は障がい者の通所先の確保を促進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を補助する。	特になし	維持継続	今後も医療的ケアを行う事業所の補助を行っていく。
63	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	身体障がい者福祉センター(機能訓練、医療的ケアの提供)	自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。また、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	予定どおり	自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行った。また、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供した。 ●実績 H30年度 自立訓練延利用者数218人 地域活動支援センターの機能訓練延利用者数1,218人 R1年度 自立訓練延利用者数139人 地域活動支援センターの機能訓練延利用者数1,077人	自立訓練(機能訓練)、地域活動支援センターの機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行う。また、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供する。	「理学療法士と作業療法士のいずれか1人を常勤とする」の仕様要件どおり職員を配置できない期間が生じている。	見直し継続	現在の指定管理期間が令和4年度に終了することに伴い、次期については、現状を分析し運営内容を検討する。
64	障がい事業課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	障がい者等一時ケアセンター【再掲】	短期入所や日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを24時間365日行います。痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	【再掲】					
65	健康増進課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	在宅ケアサービス推進事業	介護保険や障がい福祉のサービス利用対象外となった末期がん患者に対して、訪問介護や福祉用具貸与などの在宅サービスを利用した際の費用の一部を助成します。通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療を含む口腔機能の向上を推進します。	予定どおり	・40歳未満の末期がん患者(在宅療養)に対し、居宅サービス費用の一部を助成。 ・令和2年度より、がん患者の療養生活の質の向上や就労継続などの社会生活を応援する目的で、ウィッグと胸部補整具の購入費用の助成を開始した。 ・訪問歯科診療体制の整備を(一社)浦安市歯科医師会に委託。在宅療養者の口腔機能向上を目的とした、パンフレットの配布や出前講座など知識普及を実施した。	引き続き、継続します。	・40歳未満の末期がん患者に対する居宅サービス費用の一部助成については、対象が40歳未満の末期がん患者の在宅療養者となるため、対象者が少なく周知が徹底しにくい。	見直し継続	・40歳未満の末期がん患者に対する居宅サービス費用の一部助成については、助成対象品目の見直しも含めて検討します。
66	教育研究センター	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	学校等における巡回訪問看護事業	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	予定どおり	・対象の子どもが安心して学校等において生活できるよう看護師が、学校等を巡回訪問をして、ケアを実施した。 ・本事業を安全かつ適正に実施するため、検討委員会を設置し、事業実施の可否検討、対象の子どもの実施状況の把握等を行った。 ●実績 H30年度 実施校3校 R元年度 実施校2校 令和2年度 実施校1校	・対象の子どもが安心して学校等において生活できるよう看護師が、学校等を巡回訪問をして、ケアを実施します。 ・本事業を安全かつ適正に実施するため、検討委員会を設置し、事業実施の可否検討、対象の子どもの実施状況の把握等を行います。 ●計画 R3年度 実施校1校 R4年度 実施校1校 R5年度 実施校1校	・対象の学校等の施設拡充。 ・学校等における施設外での活動、宿泊を伴う校外学習の対応、看護師が行う業務内容について、検討が必要であります。 ・緊急時における看護師や学校等の職員の役割の明確化と体制の整備。 ・幼少期からの対象となる子どもの把握。	見直し継続	本事業における看護師の業務範囲を見直すとともに、緊急体制の整備を進めます。
67	保育幼稚園課	3. 保健・医療の充実	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	学校等における巡回訪問看護事業	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	予定どおり	保育園、幼稚園、認定こども園において、看護師が巡回訪問をする体制を整えました。 ●実績 H30年度 実施0人 R元年度 実施0人 R2年度 実施(予定2人)	引き続き対象児を受け入れていきます。	巡回看護師の他に加配職員を配置するが、保育士の人材不足等により配置が難しい。	維持継続	保育園における医療的ケアを実施までの流れを整理する必要がある。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
68	青少年課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	学校等における巡回訪問看護事業	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立 小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児 童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実 施します。	予定どおり	児童育成クラブにおいて、看護師が巡回 訪問をする体制を整えている。 ●実績 H30年度 実施(0人) R元年度 実施(0人)	・対象の子どもが安心して児童育成クラブ で生活できるよう看護師が、施設等を巡 り訪問をして、ケアを実施します。 R3年度以降 未定	・児童育成クラブ施設外での活動を 伴う遠足・イベントの対応、看護師 が行う業務内容について、検討が 必要であります。	維持継続	本事業における看護師の業務範囲について 検討し、引き続き事業を進めてまいります。
69	健康増進課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	リハビリテーション病院整備	脳卒中や骨折などからの機能の回復、在宅復帰 への支援や心身の苦痛の緩和を図るため、高洲 地区に誘致した(仮称)千葉大学病院浦安リハビリ テーション教育センター城東桐和会浦安病院を病 院事業者により 整備します。	予定どおり	平成31年中の開設に向け、病院整備に 関する対応は、事業者が行うものの、市 有地である病院用地を貸し付けているこ とから、開設における事務手続き等の報 告をいただくことで、進捗確認を行い、事 業内容を把握するとともに、事業者と定期 的な会議を行った。			その他	回復期のリハビリテーションや緩和ケア等 を担う病院として、高洲地区に誘致したリハ ビリテーション病院の整備を促進するもの であり、2019年4月に開院したため、事業は完 了しました。なお、※病院整備後の運営につ いては、病院事業者が対応することとなっ ている。
70	障がい事業課	3. 保健・医療 の充実	(2)保健・医 療・リハビリ テーションの 充実	ソーシャルサポートセンター(訪問 看護事業)	ソーシャルサポートセンターの登録者で、訪問看護 事業の派遣の決定を受けた人に、健康保険法に 基づく訪問看護に関する事業を実施します。	予定どおり	ソーシャルサポートセンター利用登録者 で、訪問看護事業を必要とする人に、健 康保険法に基づく訪問看護事業を提供し た。 ●実績 H30年度 訪問延回数 204回 R元年度 訪問延回数 552回	ソーシャルサポートセンター利用登録者 で、訪問看護事業を必要とする人に、健 康保険法に基づく訪問看護事業を提供す る。	利用が大幅に増加傾向にあり、新 規利用の受け入れが困難になっている。	維持継続	
71	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1)就学前 療育・教育 の充実	自立支援協議会・こども部会	障害者総合支援法に基づく自立支援協議会を円 滑に処理するために置く部会で、子どもへの支援 の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の 連携を推進します。	予定どおり	生まれてから18歳になるまでのこどもへ の支援を協議し、ライフステージに合わせ た必要な支援と関係機関のスムーズな連 携を図るため、教育と福祉の連携に関す る事項や相談体制の充実に関する事項 などについて協議した。R1年度は、「こ どもの成長段階ごとの支援関係機関」の図 を作成した。 ●実績 H30年度 4回開催 R元年度 4回開催 R2年度 3回開催(予定)	作業部会などを取り入れながら、生ま れてから18歳になるまでのこどもへの支 援を協議するとともに、関係機関の連携を推 進していく。	作業部会で架空の事例検証を行う とともに、その結果をどのようにまと めていくのか、フローチャートや 連携図などにどう反映させていくの か決めていく必要がある。	維持継続	事例検証の結果から、関係機関や支援に必 要な情報などをまとめるため、目的などを明 確にしながら協議をおこなっていく。
72	障がい事業課	4. 子どもへ の支援の充 実	(1)就学前 療育・教育 の充実	障がい者福祉推進事業(サポート ファイル、知識の普及・啓発)	サポートファイルの作成・配布、発達支援セミナー の開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい 者福祉の知識の普及・啓発を図ります。	予定どおり	講演会の開催や、職員向け研修、障がい 者週間記念イベントを開催し、障がい者 福祉の知識の普及・啓発を図ることがで きた。 ●実績 H30年度 サポートファイル109部配布 R元年度 サポートファイル 76部配布	障がい者福祉の知識の普及・啓発を図 るため、講演会や研修、イベント等を開催す るとともに、サポートファイルを配布し、活 用の促進を図る。	維持継続	障がい者福祉の知識の普及・啓発のため、 幅広く多くの方に参加してもらって工 夫を取り入れていく。	
73	こども発達センター	4. 子どもへ の支援の充 実	(1)就学前 療育・教育 の充実	こども発達センター	発達に心配のある子どもとその保護者を支援する ため、発達段階に応じてグループや個別での専門 的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援セン ターとして保育所等訪問支援など、地域に対する 支援事業を行う。	予定どおり	毎年度、子どもへの直接的支援としてグ ループまたは個別による専門療育を行う とともに、保育所等に月2回程度職員が 訪問し、発達支援を行っている。 このほか、子どもへの間接的支援として 保育所等の職員に対する助言を適宜訪 問により行っているほか、外部講師を招 いた研修会を開催し、発達支援に関する 地域支援を行っている。 ●実績 H30年度 利用登録:1,144名(実数878名) 通園:児童延べ4,102名(実数50名) 保育所等訪問支援:計21回 園研修:計4回(226名参加) R元年度 利用登録:1,185名(実数835名) 通園:児童延べ4,312名(実数50名) 保育所等訪問支援:計22回 園研修:計13回(346名参加) R2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大 に伴い、4月上旬～5月末まで事業停止し たことに伴い、実施内容等が変更となる 見込み。	地域育育の中核となる児童発達支援セン ターとして、地域支援事業の更なる充実 が求められている。	新型コロナウイルス感染症の感染 拡大など、事業継続の困難な事態 を想定した子ども・保護者への支援 体制を検討する必要がある。	維持継続	引き続き、療育目標である「心身の発達に 遅れや心配のある子どもたちが、将来地域 の中で自立(自己決定・自己選択)してい ける基盤づくり」の達成に向け、子どもへの発 達支援・家族への支援・地域の中で支えて いくための支援という3つの視点に立った支 援体制の整備・拡充を進めていきます。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
74	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	まなびサポート事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員の資質・力量の向上を図ります。	【再掲】					
75	保育幼稚園課	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	保育園の利用支援の充実	障がいのある子どものニーズに応じて、保育所、幼稚園のスロープやトイレ、エレベーターなどの設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討し、事業を進めます。	予定どおり	入船保育園建替等事業において、千葉県福祉のまちづくり条例等に準拠した整備を実施しています。 ●実績 平成30年度 改修・整備(0か所) 令和元年度 改修・整備(0か所) 令和2年度 改修・整備(予定1か所) ※入船保育園建替事業令和3年2月新園舎完成予定	入船保育園建替等事業において、千葉県福祉のまちづくり条例等に準拠した整備を実施していく。 ●予定 令和3年度 改修・整備(予定1か所) ※入船保育園建替事業令和3年10月新園舎・駐車場完成予定 令和4年度 改修・整備(0か所) 令和5年度 改修・整備(0か所)	保育園、幼稚園及び認定こども園の施設については、千葉県福祉のまちづくり条例等に基づき、スロープ等の整備を実施していますが、多機能トイレやエレベーターなど施設スペースや工事工程の面で既存園への設置が現状難しい設備があるため、検討が必要。	維持継続	特に改修や整備を行う際に、障がいのある子どものニーズに応じて、保育所、幼稚園のスロープやトイレ、エレベーターなどの設備や生活環境を整えるための備品等の整備について検討し、事業を進めます。
76	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	学校等における巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	【再掲】					
77	保育幼稚園課	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	学校等における巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問をしてケアを実施します。	【再掲】					
78	こども家庭支援センター	4. 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。	予定どおり	月に一度実務者会議を実施し、関係機関(庁内12機関、庁外8機関)及び各地区(北、西、南、北、海浜)の主任児童委員と共に要保護児童について支援方針を検討し、進捗管理を行っている。 また、年に2度、それぞれの機関の代表者を集めた代表者会議を開催し、本市の虐待通告件数などを把握し、児童虐待防止に関わる各所属の役割について理解を促している。	現行通り実施する	要保護児童の増加に伴い、実務者会議という限られた時間の中で効果的な支援方針を検討する方法について課題がある。	維持継続	
79	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	特別支援学校通学支援事業	市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、必要に応じて送迎バスを運行し下校の支援を行います。また、市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒で、一人での通学に不安のある生徒の通学時、ボランティアが見守りを行います。	予定どおり	市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒で、一人での通学に不安のある生徒の通学時、ボランティアによる見守りを行った。 ●実績 H30年度 対象生徒数5人・支援員数9人 R元年度 対象生徒数3人・支援員数13人 R2年度 対象生徒数1人・支援員数16人	市川特別支援学校高等部へ自力通学する生徒で、一人での通学に不安のある生徒の通学時、ボランティアによる見守りを行う。	・通学時に見守りを希望する生徒が増えている中、ボランティアの支援員について、限られた日数、時間の見守りを行うことができるという者もあり、ボランティアが不足している。 ・事業の実施方法について見直しが必要である。	維持継続	・広報うらやすや市ホームページにボランティア募集記事を掲載し、ボランティアの確保に努めていく。 ・事業の実施方法について、ボランティアのシフト調整等を含め、運営事務を民間団体との協働事業への移行していく。
80	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	青少年サポート事業	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行う。また、発達に気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図ります。	予定どおり	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行う。また、発達に気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図る。 ●実績 H30年度 相談人数 合計521人 (内訳)小学生261人、中学生109人、中学卒業済10人、高校・専門64人、高校卒業以上77人 R元年度 相談人数 合計676人 (内訳)小学生331人、中学生157人、高校・専門98人、高校卒業以上90人	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行う。また、発達に気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図る。	・登録者が想定を超えてしまっている。 ・利用者を正しく見立てる施設が不足している。 ・次につながる資源が不足しており、滞留する利用者がいる。	維持継続	課題を精査し、青少年サポート事業の役割を発展的に見直しながら、青少年期の相談体について検討していく。
81	学務課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	特別支援教育就学奨励費	市内の特別支援学級及び通常学級に在籍する児童・生徒(学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒)の就学に関して、経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。また通級教室利用者には交通費の一部を援助します。	予定どおり	特別支援学級、通常学級及び通級指導教室に通う児童・生徒に対し、就学のため必要な経費(学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、通学費等)について一部負担し、保護者の負担軽減を図った。 ●実績 平成30年度 対象者 小:61名 中:27名 決算額 小:2,012,702円 中:1,483,334円 令和元年度 対象者 小:69名 中:25名 決算額 小:2,336,455円 中:1,570,545円 令和2年度 引き続き、実施する。	令和3～5年度も引き続き、実施する。	特別支援教育就学奨励費対象者が限られているため、周知の方法が難しい。 年度初めに学校に制度周知のお願いをしている。	維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)
82	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	まなびサポート事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員の資質・力量の向上を図ります。	【再掲】					
83	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	通級指導教室	特別な教育的支援が必要である子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団で指導を行い、成長を促します。	予定どおり	市内通級指導教室や県立特別支援学校のサテライト教室等の周知を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な指導が行えるよう努めた。 ●実績 平成30年度 ・ことばときこえの教室(小学校2校) ・LD・ADHD等通級指導教室(小学校3校、中学校拠点校1校・巡回校2校) ・特別支援学校のからだの巡回指導 ・特別支援学校の視覚のサテライト教室 令和元年度 ・平成30年度と同数 令和2年度 ・平成30年度と同数 ・特別支援学校の聴覚の相談教室(月1回実施予定)	・通級指導教室(ことばときこえの教室、LD・ADHD等の通級指導教室)を利用している、または利用を必要としている児童生徒の状況に応じ、巡回での指導を拡充する。	・通級指導教室の拡充のために、県に通級指導教室担当教員の加配を申請し、増置を受ける必要があります。 ・通級指導教室担当者の専門性の向上と育成が必要。	拡大	・特別な教育的支援が必要である子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに応じたプログラムを組み、個別または小集団での指導を、巡回により受けられるよう推進する。
84	青少年課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	児童育成クラブの利用支援の充実	(現行計画) 1～4年生までの児童と、療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を受け入れています。障がいのある児童が安全で安心して楽しく生活できるよう支援します。 (事業取組内容) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に家庭に代わる生活の場を提供しています。障がいのある児童が安全で安心して楽しく生活できるよう支援します。	予定どおり	特別な支援が必要な児童に対して、加配支援員を配置し、体制を整えている。 ●実績 H30年度 加配支援員(43人) R元年度 加配支援員(43人) R2年度 加配支援員(54人)	・特別な支援を必要とする児童が安心して、児童育成クラブで生活ができるよう加配支援員配置の充実を図ります。 ●予定 R3年度以降 未定	・支援員数の確保、特別な支援を必要とする児童を支援するための知識向上や保護者との連携を密にする必要があります。	維持継続	引き続き、障がいのある児童をはじめ、児童育成クラブ入会児童の安全・安心に楽しく生活できるよう支援員を配置し、実施していきます。
85	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	学校等における巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問してケアを実施します。	【再掲】					
86	青少年課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	学校等における巡回訪問看護事業【再掲】	医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブを看護師が巡回訪問してケアを実施します。	【再掲】					
87	教育政策課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	県立特別支援学校分校誘致の推進	市内でのニーズ調査を踏まえ、浦安市内への県立特別支援学校の誘致を推進します。	予定どおり	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課と県立特別支援学校の誘致に関する要望書を提出し、早期誘致の実現に向けた情報交換等を行っている。 ●実績 H30年度 ・県への要望書の提出、2回の情報交換 R元年度 ・県への要望書の提出、5回の情報交換 ・学校統合によって空いた校舎を利用するという考えにとどまらず、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型も視野に入れて県と検討を進める。 R2年度 ・県への要望書の提出及び誘致に向けた具体的な協議を進める。 ・庁内に県立特別支援学校誘致推進委員会を設置し、具体的な誘致方法等について検討・協議する。	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課と県立特別支援学校の誘致に向けて、検討・協議を進める。 ●予定 R3年度 ・県との協議 ・県立特別支援学校誘致推進委員会による誘致に向けた具体的な検討・協議 R4年度 ・県との協議 ・県立特別支援学校誘致推進委員会による誘致に向けた具体的な検討・協議 R5年度 ・県との協議 ・県立特別支援学校誘致推進委員会による誘致に向けた具体的な検討・協議	・地域住民等に対する理解を得ること ・設置する学部規模や障がい種別等をどうするか ・県と市の役割等の明確化	維持継続	
88	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(2)就学後療育・教育の充実	県立特別支援学校分校誘致の推進	市内でのニーズ調査を踏まえ、浦安市内への県立特別支援学校の誘致を推進します。	予定どおり	同上	同上	同上	維持継続	
89	教育研究センター	4. 子どもへの支援の充実	(3)就学・進学相談の充実	まなびサポート事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 また、研修にて通常の学級や特別支援学級の担任、通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員・支援員等の資質・力量の向上を図ります。	【再掲】					
90	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4)ライフステージを通じた支援の推進	自立支援協議会・こども部会【再掲】	障害者総合支援法に基づく自立支援協議会を円滑に処理するために置く部会で、子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	【再掲】					
91	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4)ライフステージを通じた支援の推進	障がい者福祉推進事業(サポートファイル、知識の普及・啓発)【再掲】	サポートファイルの作成・配付や、発達講演会等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。	【再掲】					

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
92	障がい事業課	4. 子どもへの支援の充実	(4)ライフステージを通じた支援の推進	青少年サポート事業【再掲】	小学生から概ね25歳までの発達障がいのある人と発達障がいの心配のある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し、連携を図ります。	【再掲】					
93	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	自立支援協議会・地域生活支援部会（就労の充実）	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	予定どおり	<p>議題の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援センターの実績の報告 ・浦安福祉事業体の活動報告 ・雇用・就労支援の推進について ・住まいの場について ・グループホームに関する情報提供について ・(仮称)東野地区複合福祉施設及び地域生活支援拠点について ・就労支援に関する福祉サービスマップ作成について <p>そのほか、作業部会も行った。</p> <p>●実績 H30年度 4回開催 R元年度 4回開催 R2年度 3回開催予定</p>	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進する。	東野地区複合福祉施設の開設に伴う、地域生活支援拠点のあり方等について、実際の事例をもとに市内各事業所の役割や連携について検討したい。	維持継続	
94	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	ワークステーション事業(市役所内)	市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤職員として雇用し、就労の場を提供します。	予定どおり	<p>特別支援学校や就労移行支援事業所等に、当該事業を紹介し実習生を募る。実習で一定の基準に達した者を雇用し、長期の就労に移行できるようスキルアップを図っている。</p> <p>●雇用実績 H30年度 3人 R元年度 5人 R2年度 5人(6月末現在)</p>	障がいのある方の就労の場を提供し、市職員の障がいへの理解を深めるため、引き続き、市ワークステーションにおいて、会計年度職員として雇用する。また8名の雇用を達成する。	・最長の就労・雇用期間が一律で3年間である。 ・障がいのある人の雇用拡大に伴い、有資格指導員の確保・増員を図る必要がある。	維持継続	
95	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	就労支援センター事業	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。	予定どおり	<p>障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行った。</p> <p>●実績 H30年度 就職内定者数 26名 R元年度 就職内定者数 29名</p>	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。	令和3年度からの管理運営体制を定め、令和2年度に運営事業者の公募を実施する。	見直し継続	公募に伴い、運営事業内容を精査する。
96	商工観光課	5. 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	雇用促進奨励金	雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。	予定どおり	<p>高齢者・障がいのある方の雇用機会の拡大のため、年2回、高齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対して、高齢者及び障がい者Bは月額2万円、障がい者Aは月額2万5千円の雇用促進奨励金を支給している。</p> <p>●実績 平成30年度 (交付決定状況) 高齢者:55人 障がい者A:28人 障がい者B:30人 交付金額:9,190,000円</p> <p>R元年度 (交付決定状況) 高齢者:59人 障がい者A:28人 障がい者B:33人 交付金額:9,250,000円</p>	毎年度、高齢者・障がいのある方の雇用機会の拡大のため、年2回、高齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対して雇用促進奨励金を支給する。	引き続き情報提供・制度の周知活動を行い、更なる事業所の制度利用を促進する必要がある。	維持継続	
97	商工観光課	5. 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実	障がい者職場実習奨励金	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。	予定どおり	<p>市川公共職業安定所のあっせんを通じて、市内に居住する障がい者の職場実習を受け入れた事業主に対して、実習生一人あたり2万円の職場実習奨励金を支給している。</p> <p>●実績 H30年度 (交付決定状況) 対象者:27人 交付金額:540,000円</p> <p>R元年度 (交付決定状況) 対象者:20人 交付金額:400,000円</p>	毎年度、市川公共職業安定所のあっせんを通じて、市内に居住する障がい者の職場実習を受け入れた事業主に対して、実習生一人あたり2万円の職場実習奨励金を支給する。	引き続き情報提供・制度の周知活動を行い、更なる事業所の制度利用を促進する必要がある。	維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていく上での課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)	
98	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人に対して、一定期間職親が生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。	その他	●実績 H30年度 補助対象者1人・期間12か月・360,000円 R元年度 補助対象者1人・期間7か月・210,000円 R2年度 補助対象者0人(予定)	補助対象者が令和元年11月にグループホームに入居したため辞退し、補助対象者は0人となっている。また、当該職親も認定辞退しているため、市が委託・認定している職親は0人となっている。	市が委託・認定している職親がいない。	縮小	現在は職親を希望する知的障がいのある方がいないため、適宜ニーズ等を精査しながら、実施について検討していく。	
99	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	うらやす市ハンドメイドBOOK	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布します。	予定どおり	●実績 H30年度 作成部数3,000部・配布数2,200部 R元年度 配布数100部	就労に関する支援の充実を図るため、引き続き、製品や受注業務のカタログを作成し配布する。				
100	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	特定地域活動支援センター経営事業費補助金【再掲】	障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動や創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。	【再掲】						
101	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	重度障がい者支援事業所運営費補助金【再掲】	重度障がいのある人を支援する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所事業を運営する事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。	【再掲】						
102	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	身体障がい者福祉センター【再掲】	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。	【再掲】						
103	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供など地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。	【再掲】						
104	障がい事業課	5. 雇用・就労支援の推進	(2) 福祉的就労の促進	障がい者福祉センター【再掲】	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。	【再掲】						
105	道路整備課	6. 生活環境の整備	(1) 歩行空間・建築物の整備	道路等復旧事業	災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備を行います。	予定どおり	●実績 H30年度 車道舗装工 120,802㎡ 歩道舗装工 17,390㎡ 点字誘導ブロック 1,357m R元年度 車道舗装工 34,922㎡ 歩道舗装工 2,476㎡ 点字誘導ブロック 400m	なし	災害復旧工事は国庫補助事業であるため申請等の手続きにより工事着手までに単独費に比べ完成までの時間を有する。	廃止	当該工事は震災により破損した誘導ブロックを復旧するための事業であり復旧工事が完了したため廃止する。	
106	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(1) 歩行空間・建築物の整備	東野複合福祉施設の整備	地域生活支援拠点と併せて、生活介護、地域活動支援センターⅠ型、指定特定相談支援事業所などの機能を設けた複合福祉施設を平成32年4月までに東野地区に整備します。	やや遅れている	身体障がい者福祉センター、多機能型事業所(生活介護、就労継続支援B型)、発達障がい者等地域活動支援センター、ソーシャルサポートセンター、グループホーム、短期入所、子育て短期支援事業所などの機能を有する複合福祉施設の整備を進め、令和2年5月1日に通所棟が一部運営を開始した。居住棟については令和2年10月に運営を開始する予定である。	令和2年度をもって整備が完了する。	建築工事の遅れに伴い、令和2年4月を予定していた施設開設時期が遅れた。	廃止	令和2年度をもって完了するため。	
107	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2) 移動・交通手段の整備	地域生活支援事業(移動支援事業)【再掲】	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	【再掲】						
108	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2) 移動・交通手段の整備	自動車運転免許取得費用事業	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用を助成します。	予定どおり	●実績 H30年度 371人 R元年度 388人 R2年度 400人(予定)	引き続き、肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用を助成する。		維持継続		

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
109	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	自動車改造費用助成事業	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある個人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用を助成します。	予定どおり	肢体不自由のある方を中心にした身体障がいのある個人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車改造費用の助成を行った。 ●実績 H30年度 3人 R元年度 4人 R2年度 5人(予定)	身体障がいのある人の移動手段を確保するため、自動車改造費用の助成を行う。		維持継続	
110	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	福祉タクシー利用料金助成	タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力を交付します。	予定どおり	障がいのある方の社会活動の範囲を広げ、福祉の向上を図ることを目的として、タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成した。 ●実績 H30年度 856人 R元年度 866人 R2年度 875人(予定)	左記と同程度に実施する予定。		維持継続	
111	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	バス・鉄道共通ICカード利用助成	バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。	予定どおり	障がいのある方の社会参加を促進するため、バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成した。 ●実績 H30年度 3,230件 R元年度 3,451件 R2年度 3,500件(予定)	引き続き、障がいのある方の社会参加を促進するため、バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成する。		維持継続	
112	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	自動車燃料費助成事業	重度な障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。	予定どおり	重度な障がいのある方の外出や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成した。 ●実績 H30年度 799人 R元年度 814人 R2年度 825人	引き続き、重度な障がいのある方の外出や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成する。		維持継続	
113	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	リフト付き大型バス事業	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。	予定どおり	障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」の貸出をおこなった。 ●実績 H30年度 運行日数162日・延乗車人数4,655人・委託費7,696,519円 R元年度 運行日数157日・延乗車人数4,785人・委託費9,804,164円 R2年度 運行日数117日・委託費9,849,000円(見込み)	障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい福祉団体等にリフト付き大型バス「スマイル号」の貸出をおこなう。	利用時間が9時から17時となっているが、高齢者福祉課で貸し出している大型バス「きずな号」の利用時間と同じにできないかという要望がある。	維持継続	「スマイル号」も所管課の判断により時間外運行も許可している。スマイル号は、令和元年7月1日から3年間の長期継続契約をしており、利用時間の変更は仕様変更を伴うため、次回の契約時までには検討していく。
114	都市政策課(現都市計画課)	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	浦安市バス利用促進等総合対策事業補助金	バス事業者が実施するノンステップバスの導入に係る費用の一部を補助し、バスのバリアフリー化を促進します。	予定どおり	平成30年度及び令和元年度は、バス事業者が実施したノンステップバスの導入にかかる経費の一部を補助した。 ●実績 H30年度 8台導入・11,200,000円 R元年度 4台導入・5,600,000円	バス事業者からは、バス車両の入替や増車の予定はないと聞いている。	特になし	維持継続	引き続き、ノンステップバスの導入を促進するため、バス事業者がバス車両の入替や増車を行う際に、経費の一部を補助を実施する。
115	都市政策課(現都市計画課)	6. 生活環境の整備	(2)移動・交通手段の整備	コミュニティバス事業	ノンステップバスを使用した「おさんぼバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。	予定どおり	平成30年4月8日より、「じゅんかい線」の運行を開始し、おさんぼバス3路線の運行を実施した。	おさんぼバス3路線の運行を実施する。	運行経費の節減	維持継続	おさんぼバス3路線の運行を実施する。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況(ア)	実施内容(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)(イ)	計画内容(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)(ウ)	事業を実施している・進めていくまでの課題点(エ)	令和3(2021)年度以降の方向性(オ)	今後の取り組み * 今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・その他」の場合、理由も記入してください。(カ)
116	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	Uコムサポート事業	聴覚に障がいのある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。	予定どおり	聴覚や言語に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、市役所の平常業務時間外や休日の24時間に対応するUコムサポート事業を実施した。 ●実績 H30年度 4件 R元年度 7件 R2年度 10件	引き続き、聴覚や言語に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、市役所の平常業務時間外や休日の24時間に対応するUコムサポート事業を実施する。		維持継続	
117	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	緊急通報装置の貸与	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。	予定どおり	障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与した。 ●実績 H30年度 14件 R元年度 17件 R2年度 20件	引き続き、障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与する。		維持継続	
118	障がい福祉課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	災害時要援護者支援事業	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。	予定どおり	障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与を行った。 ●実績 H30年度 80台 R元年度 80台 R2年度 80台	引き続き、障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与を行う。		維持継続	
119	社会福祉課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	災害時要援護者支援事業	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。	予定どおり	災害時要援護者に関する情報の収集を行う。収集した情報をもとに要援護者名簿を作成し、避難支援などに必要な範囲において民生委員、自主防災組織へ名簿を交付し、災害時の安否確認や避難支援に活用してもらう。	災害時要援護者に関する情報の収集を行う。収集した情報をもとに要援護者名簿を作成し、避難支援などに必要な範囲において民生委員、自主防災組織へ名簿を交付し、災害時の安否確認や避難支援に活用してもらう。	・障がい福祉課、高齢者福祉課のデータを突合が必要であり、名簿の作成に時間がかかること。 ・年1回の作成のため、最新データがないこと。	維持継続	
120	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	福祉避難所支援事業補助金	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。	予定どおり	福祉避難所の機能の充実を図るため、市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行った。 ●実績 H30年度 13事業所・942,694円 R元年度 12事業所・1,090,017円 R2年度 19事業所・1,900,000円及び市内公民館948,000円(予定)	福祉避難所の機能の充実を図るため、市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行う。また、福祉避難所となっている市内の公民館分へ備蓄品を購入する。	市の福祉避難所開設訓練や、協定締結先の事業所において福祉避難所設置訓練や職員の見学訓練の実施をする必要がある。	維持継続	福祉避難所用の物資や器材等の備蓄をおこなうとともに、市の福祉避難所開設訓練の実施や、協定締結先の事業所において福祉避難所設置訓練や職員の見学訓練の実施を要請していく。
121	障がい事業課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	救急メディカル情報支援事業	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配付しています。救急車には、具合の悪い部位などを指さして伝えるための大型のカードを搭載しています。緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配付しています。	予定どおり	障がい福祉課や障がい事業課の窓口のほか、市主催のイベントや講演会などで展示・配布をした。	市主催のイベントや講演会などで展示や配布をおこない、周知していく。	ヘルプカードなど、類似した内容のものが発行され、配布の希望数が減少している。	維持継続	市主催のイベントや講演会などで展示や配布、周知していく。
122	健康増進課	6. 生活環境の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	救急メディカル情報支援事業	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配付しています。救急車には、具合の悪い部位などを指さして伝えるための大型のカードを搭載しています。緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配付しています。	予定どおり	例年通り、救急医療情報キットの配布を行った。 ●実績 H30年度 68個 R元年度 38個	引き続き、救急医療情報キットの配布を行っています。	配布後の情報更新が行われないこと。	維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
123	消防本部警防課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	救急メディカル情報支援事業	聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配付しています。救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しています。緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配付しています。	予定どおり	具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型の救急メディカルカードを、救急車に搭載し、救急活動時に活用した。	具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型の救急メディカルカードを、救急車に搭載し、救急活動時に活用していきます。	傷病者に有益な活動となるよう努めております。	維持継続	
124	危機管理課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	自主防災組織育成事業	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、防災研修会の開催及び自主防災組織が行う事業や資機材等を購入した際の費用の一部を補助し、活動の支援を行います。	予定どおり	自主防災組織が行う自主防災事業に要する経費及び自主防災組織が防災活動を行う上に必要な防災器材等の購入に対し、補助金を交付した。 ●実績 H30年度 ①自主防災事業(59団体・総額1,684,382円) ②防災器材等の購入(65団体・総額10,575,200円) R元年度 ①自主防災事業(57団体・総額1,569,762円) ②防災器材等の購入(59件・総額9,213,300円)	自主防災組織が行う自主防災事業に要する経費及び自主防災組織が防災活動を行う上に必要な防災器材等の購入に対し、補助金を交付した。	特になし	維持継続	
125	消防本部警防課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	緊急通報システムNET119	聴覚または言語等に障がいのある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。	予定どおり	聴覚または、言語等に障害のある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを運用している。 ●実績 登録者数 28人(R2.7.29現在)	聴覚または、言語等に障害のある人等が、携帯電話(スマートフォンを含む)のインターネット通信機能を用いて、消防指令センターへ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを運用していく。	消防緊急Web通報システム(緊急通報システムNET119)の利用者拡大。	維持継続	
126	障がい事業課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	災害時要援護者用バンダナの配布	外見からは支援が必要であることがわからない障がいのある方、意思表示が難しい方が、災害時に支援が必要であることを伝えられるバンダナを配布します。	予定どおり	障がい福祉課や障がい事業課の窓口のほか、市主催のイベントや講演会などで展示・配布をした。 ●実績 H30年度 146枚 R元年度 336枚	市主催のイベントや講演会などで展示や配布をおこない、周知していく。	特になし	維持継続	今後もバンダナの周知を図り、配布希望者に配布していく。また、バンダナの存在を周知することで、周囲の適切な支援を促していく。
127	障がい事業課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要経費について補助を行います。	予定どおり	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要経費について補助を行います。 ●実績 H30年度 補助金交付:1事業所(消防設備設置) R元年度 補助金交付:1事業所(消防設備設置)	市内のグループホーム及び短期入所事業所の防火安全対策の強化を図るため、消防設備の設置等に必要経費の補助を行う。	特になし	維持継続	
128	障がい事業課	6. 生活環境 の整備	(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	総合防災訓練	市の総合防災訓練において、肢体不自由や視覚に障がいのある人、聴覚過敏など様々な障がい特性の体験や支援体験を取り入れた避難所運営訓練や、高齢者や障がい者の災害時の支援に関する展示を行います。	その他	市の総合防災訓練において、障がい特性の体験や支援体験を取り入れた訓練を行った。平成30年度の総合防災訓練については、市民参加型の防災訓練に変更になったため、避難物資、福祉用具の展示ブース等、訓練は実施しなかった。	イベント等で、災害時等における障がい者への支援について啓発をおこなっていく。	総合防災訓練が市民参加型になったため、他の機会でも実施していく必要がある。	見直し継続	イベント等で、災害時等における障がい者への支援について啓発を行っていく。
129	障がい福祉課	7. 自立と社会参加の促進	(1)余暇活動の促進	地域生活支援事業(移動支援事業)【再掲】	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動(外出)の支援を行います。	【再掲】					

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
130	障がい福祉課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	社会参加等促進事業	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成、リフト付き大型バスの貸し出しなどを行います。	予定どおり	障がいのある方の社会参加を促進するため、福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成を行った。 ●実績 H30年度 福祉タクシー利用料金助成 865人 バス・鉄道共通ICカード利用助成 3,230人 自動車燃料費助成 799人 R元年度 福祉タクシー利用料金助成 866人 バス・鉄道共通ICカード利用助成 3,451人 自動車燃料費助成 814人 R2年度 福祉タクシー利用料金助成 875人 バス・鉄道共通ICカード利用助成 3,500人 自動車燃料費助成 825人	障がいのある方の社会参加を促進するため、福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成を行う。		維持継続	
131	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	特定地域活動支援センター運営事業費補助金【再掲】	障がいのある人や難病者等を対象に、夜間や休日も含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。	【再掲】					
132	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	ソーシャルサポートセンター【再掲】	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供などを行います。	【再掲】					
133	市民スポーツ課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	(現行計画) →ポッチャ(重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ)協会に補助金を交付し、ポッチャの普及・振興を促します。 (事業取組内容) →浦安市軽スポーツ協会活動費補助金	(現行計画) →ポッチャ(重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ)協会が加入している軽スポーツ協会に対し、補助金を交付し、ポッチャ競技の普及・振興を促します。	予定どおり	市民大会や公民館での練習などを通じて、ポッチャ競技の振興・普及に努めた。 ●実績(市民大会参加者数) 2018年度:110名 2019年度:140名	引き続き、補助金を交付しポッチャ競技の市民の方にポッチャ競技への興味・関心を持っていただくこと。	市民の方にポッチャ競技への興味・関心を持っていただくこと。	維持継続	来年に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の種目となっているので、機運を高めていけるように取り組んでいく。
134	高洲公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	高洲公民館での実施予定はなし
135	中央公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	中央公民館での実施予定なし
136	当代島公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	当代島公民館での実施予定なし
137	日の出公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	日の出公民館での実施予定はなし
138	美浜公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	美浜公民館での実施予定はなし
139	富岡公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	その他	該当なし			その他	富岡公民館での実施予定はなし
140	堀江公民館	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	公民館活動	就労する知的障がいのある人の余暇支援・交流事業として「きぼう青年学級」を開催します。	予定どおり	年度当初に参加者および有償ボランティアを募集し、応募した参加者を対象に毎月の体験型事業を実施した。	年度当初に参加者および有償ボランティアを募集し、応募した参加者を対象に毎月の体験型事業を実施する。	参加者の高齢化に伴う活動内容の精査	維持継続	新規の参加者を募りながら継続
141	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	身体障がい者福祉センター【再掲】	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練(機能訓練)及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを提供します。	【再掲】					
142	2020東京オリンピック・パラリンピック推進課	7. 自立と社会参加の促進	(1) 余暇活動の促進	2020東京オリンピック・パラリンピック等推進事業	(現行計画) 大会に向けた本市の指針となる基本方針を定め、取り組みを体系的にまとめた実行計画を策定し、各課で取り組みを実施していきます。 (事業取組内容) 大会に向けた本市の指針となる基本方針を定め、取り組みを体系的にまとめた実行計画を策定し、各課で取り組みを実施していきます。	やや遅れている	平成30年3月に「浦安市2020東京オリンピック・パラリンピック基本方針」と「2018年度浦安市2020東京オリンピック・パラリンピック行動計画」を策定し、以降、行動計画は年次更新し、策定している。 ●実績 H30年度 H31年3月に2019年度行動計画を策定。 R元年度 2019年度行動計画掲載事業の進捗状況調査を行い、2020年度行動計画の策定準備を行った。 R2年度 2020年3月末に、2020年度行動計画を策定する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、再度、関係部署へのヒアリングを実施し、2020年度行動計画の策定を行う。 また、大会が令和3年に延期となったため、2021年度行動計画策定に向けた準備を行う。	R3年度 2021年度行動計画掲載事業の執行状況調査を行い、市の大会に関連する取り組みの報告書を作成する。	具体的な事業の実施は各担当課で進めていくこととなるため、当該としての課題はない。	その他	大会が開催される、令和3年度までの行動計画となるが、行動計画掲載事業の多くは、各課が継続して実施する事業となるため、令和4年度以降も、継続していく。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
143	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2) 自主的活動の促進	自立支援協議会・本人部会	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案します。	予定どおり	当事者間の情報交換を行い相互理解を深めるとともに、地域課題の掘り起しをおこなった。 (H30年度 全3回開催/R1年度 全3回開催/R2年度 全2回開催) ●実績 H30年度 3回開催 R元年度 3回開催 R2年度 2回開催(予定)	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を掘り起し、自立支援協議会や他の部会に提案する。	特になし	維持継続	委員の相互理解を深めるとともに、委員にわかりやすい資料を提供しながら意見聴取をおこない、地域課題を掘り起していく。
144	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2) 自主的活動の促進	浦安市障がい福祉団体事業費補助金【再掲】	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。	【再掲】					
145	障がい事業課	7. 自立と社会参加の促進	(2) 自主的活動の促進	事業の後援(障がい福祉団体等の後援)	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。	予定どおり	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行った。 ●実績 H30年度 14団体等 R元年度 10団体等	障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行う。	特になし	維持継続	承認基準に則り、障がい福祉団体等が講演会等の事業を行う際に周知広報の協力等、側面的支援を行う。
146	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	自立支援協議会・権利擁護部会(権利擁護のためのネットワーク作り)	権利擁護に関する支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。	予定どおり	議題の主な内容 ・イベント「障がいのある人もない人も」について ・権利擁護センターについての実績報告 ・成年後見制度の実績報告 ・浦安市障がい者差別解消推進計画の報告と取組について ・「こころのバリアフリーハンドブック」の活用等のほか、作業部会も行った。 ●実績 H30年度 4回開催 R元年度 4回開催 R2年度 3回開催(予定)	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進する。	令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、どのような形で連携を推進できるのか、検討する。	維持継続	
147	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	成年後見事業	成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議します。 成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行います。	予定どおり	社会福祉協議会へ成年後見制度支援事業の委託を行い、法人後見の委託を行った。 ●実績 H30年度 延受任6件 R元年度 延受任7件	成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議するとともに、成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等を行う。	令和元年度より社会福祉課が社会福祉協議会に中核機関を委託。当該課では障がい者分だけを委託しているが、契約の一本化を検討すべき。	維持継続	
148	障がい福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	成年後見制度利用支援	助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成を行います。	予定どおり	障がいのある方の権利擁護を推進するため、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた人に対し、費用の助成を行った。 ●実績 H30年度 12人 R元年度 14人 R2年度 22人	障がいのある方の権利擁護を推進するため、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた人に対し、費用の助成を行う。		維持継続	
149	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)【再掲】	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	【再掲】					
150	障がい福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)【再掲】	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	【再掲】					
151	消費生活センター	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進	消費生活啓発事業	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行います。	やや遅れている	障がいのある人やサポートをされている方からの消費生活に関する相談に対して、助言や情報提供、斡旋を行った。 【30年度から令和2年度】 関係部署との連携を図り、被害報告の多い高齢者を中心に啓発や情報提供を行った。 ●相談件数実績 H30年度 1,041人 R元年度 1,029人	障がいのある人が消費者としての擁護及び増進が図られるよう、相談・啓発・情報提供などを行う。	知的障がいのある人については、被害にあっていることへの認識不足により、ご自身から相談ができないケースが考えられる。	見直し継続	障がいのある人で、ご自身で相談ができない人に対して関係部署と連携を図り、近親者やサポートされている方々へ啓発・情報提供を行ない、消費生活トラブルの防止に繋げる。

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
152	社会福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	成年後見センター事業	市民の身近な心配ごとや悩みに対し、各関係機関と連携を図りながら、解決のための支援や成年後見制度による法的な方法など、広く相談に応じることを目的として成年後見センターを設置します。	予定どおり	ひとり暮らし高齢者の遺産や葬儀など自分の死後の不安に係る相談、成年後見制度の法律に係る相談を実施する。 身寄りに後見人等がない者に対し、法人として後見を行う。	ひとり暮らし高齢者の遺産や葬儀など自分の死後の不安に係る相談、成年後見制度の法律に係る相談を実施する。 身寄りに後見人等がない者に対し、法人として後見を行う。	・成年後見制度の理解や認知が進んでいないことから、利用に至っていないため、制度の広報・啓発が必要。 ・経済的な理由などにより、利用が困難な人への支援。	維持継続	
153	社会福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	市民後見推進事業	市民後見人としての業務を適正に行うために、必要な知識・技能・倫理が習得できるよう、研修カリキュラムを作成し、市民後見人の養成のためのフォローアップ研修を実施します。	予定どおり	市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、必要な知識・技能・倫理が修得できるよう、フォローアップ研修を実施する。 また、社会福祉協議会の法人後見サポートする法人後見支援員や成年後見制度のPR活動に取り組む。 ●実績(市民後見人養成講座) H30年度 受講人数6人 R元年度 受講人数5人 R2年度 受講予定人数20人	市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、必要な知識・技能・倫理が修得できるよう、フォローアップ研修を実施する。 また、社会福祉協議会の法人後見サポートする法人後見支援員や成年後見制度のPR活動に取り組む。	・研修後の活動の場の確保(すぐに市民後見人として活動する案件が発生しないため、学んだことを活かせる場の提供が必要)	維持継続	
154	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	障がい者権利擁護センター	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。	予定どおり	障がい者の虐待及び差別について一体的に相談を受け、必要な支援や保護等を行った。 ●実績(相談件数) H30年度 虐待49件 差別21件 R元年度 虐待41件 差別25件	障がい者の虐待及び差別について一体的に相談を受け、必要な支援や保護等を行う。	長期間にわたる支援ケースについては、一定程度虐待リスクが下がった段階で、再通報の基準を定めたくて終了を検討する。	維持継続	
155	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	予定どおり	学識経験者及び関係機関から構成される高齢者・障がい者権利擁護協議会において、虐待及び差別について協議を行うとともに、連携を図った。 H30年度からは成年後見の利用促進に関する事項も協議会の協議事項に加えた。 ●実績 H30年度 3回開催・実務者会議2回 R元年度 2回開催・実務者会議2回開催 R2年度 2回開催(予定)	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を推進する。	特になし	維持継続	
156	高齢者包括支援課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	予定どおり	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関の連携や委員との意見交換を図りました。 ●実績 H30年度 協議会3回、実務者会議2回 R元年度 協議会3回、実務者会議3回 R2年度 協議会3回、実務者会議3回	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関の連携や委員との意見交換を図ります。 ●予定 R3年度 協議会3回、実務者会議3回 R4年度 協議会3回、実務者会議3回 R5年度 協議会3回、実務者会議3回	代表者で構成される協議会について、児童虐待との分野と統一することが可能かどうか検討してもいいのではないか。	維持継続	
157	社会福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	予定どおり	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催。 ●実績 H30年度 3回 R元年度 2回 R2年度 3回(予定)	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催。 【令和3年度(2021年度)】 ・3回 【令和4年度(2022年度)】 ・3回 【令和5年度(2023年度)】 ・3回	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に係る理解促進	維持継続	
158	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)虐待の早期発見・防止	障がい者福祉推進事業(虐待防止講演会・研修会)	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。	予定どおり	教育関係者、支援者、一般市民向けの講演会を実施した。 ●実績 H30年度 一般市民向け講演会1回 支援者向け研修5回 R元年度 一般市民向け講演会1回 支援者向け研修2回(第3回は中止) R2年度(予定) 一般市民向け講演会1回 支援者向け研修3回	障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催する。	特になし	維持継続	

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
159	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)虐待の早期発見・防止	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
160	高齢者包括支援課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)虐待の早期発見・防止	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
161	社会福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)虐待の早期発見・防止	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
162	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)虐待の早期発見・防止	障がい者権利擁護センター【再掲】	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。	【再掲】					
163	障がい福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	意思疎通支援事業	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。	予定どおり	聴覚に障がいのある方が意思の疎通を図ることができるよう、手話及び要約筆記者の派遣を行った。 ●実績 H30年度 窓口相談件数 817件 手話通訳者派遣回数 418件 要約筆記者派遣回数 159件 R元年度 窓口相談件数 640件 手話通訳者派遣回数 300件 要約筆記者派遣回数 145件	聴覚に障がいのある方が意思の疎通を図ることができるよう、手話及び要約筆記者を派遣する。	新型コロナウイルス感染予防の観点から、医療機関への派遣が困難。	見直し継続	タブレット端末を利用した遠隔手話の導入を図る。
164	障がい福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	Uコマサポート事業【再掲】	聴覚に障がいがある人が意思の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。	【再掲】					
165	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)【再掲】	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	【再掲】					
166	障がい福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	障がい者福祉推進事業(知識の普及・啓発)【再掲】	障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発用の冊子として小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配付するとともに「(仮称)手話言語条例」の制定に基づき、手話の理解と普及の促進を図ります。小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。	【再掲】					
167	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
168	高齢者包括支援課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
169	社会福祉課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会【再掲】	高齢者虐待、障がい者虐待及び障がい者差別に関して協議を行い、関係機関の連携を図ります。	【再掲】					
170	広聴広報課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	声の広報	視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデジター図書やCDを作成します。	予定どおり	ボランティア連絡協議会加盟の朗読ボランティアの協力を得て、毎月1日・15日発行の広報うらやすの内容を吹き込んだデジター図書やCDを作製し、希望者に郵送した。 ●実績 H30年度 CD278人 デジター544人 R元年度 CD216人 デジター537人	ボランティア連絡協議会加盟の朗読ボランティアの協力を得て、毎月1日・15日発行の広報うらやすの内容を吹き込んだデジター図書やCDを作製し、希望者に郵送していく。	収録できる時間に制限があり、広報うらやすの内容から取捨選択が必要である。	維持継続	利用者が求めている情報を収録するべく、記事の選択を見直ししていく。
171	広聴広報課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	公式ホームページ	文字の大きさが変更できるなど、音声読み上げソフトへの対応に配慮します。	予定どおり	市の事業やイベント情報、市内であった出来事など、市に関するすべての情報等を提供するため、担当者が随時処理を行い、情報の掲載を行った。	市の事業やイベント、緊急時の情報など、市に関するすべての情報等を提供するため、担当者が随時処理を行い、情報の掲載を行う。	パソコンでは現行全ページを閲覧可能であるが、スマートフォンやタブレット専用のサイトがない。	維持継続	現行よりもさらに踏み込んだマルチデバイス対応が必要である

取組番号	担当課	施策の方向性	基本施策	事業名	事業内容	進捗状況 (ア)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (イ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (ウ)	事業を実施している・進めていく上 での課題点 (エ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (オ)	今後の取り組み *今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。 (カ)
172	消費生活センター	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	消費生活啓発事業【再掲】	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供などを行います。	【再掲】					
173	中央図書館	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	ハンディキャップサービス事業 (*令和2年度より、事業名を「障がい者サービス」に名称変更)	(現行計画) 視覚に障がいのある方のために、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータなどの資料を製作して提供します。また、対面朗読も行います。困難な方のために、図書館の本や雑誌などをご自宅までお届けする宅配サービスを行う。 (事業取組内容) 視覚等に障がいのある方のために、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータなどの資料を製作して提供します。また、対面朗読も行う。来館が困難な方のために、図書館の本や雑誌などを自宅まで届ける宅配サービスを行う。	予定どおり	毎年度、視覚等に障がいのある方のための各種資料の製作、対面朗読、宅配サービスを行った。 ●実績 H30年度 対面朗読 108件 宅配サービス 337件 R元年度 対面朗読 103件 宅配サービス 284件 上記に加えて実施した事業 【H30年度】 ・障がい者サービス協力者養成講習会を開催し、協力者の技術向上に努めた。 ・障がい者サービス用資料を見直し、利用に耐えない資料の除籍と、保存する資料のデータ整備を進めた。 【R元年度】 ・中央図書館大規模改修工事による休館のため、追加事業の実施なし。 【R2年度】 ・障がい者サービス協力者養成講習会の開催を予定している。 ・職員向けに障がい者サービスに関する研修会の開催を予定している。	毎年度、視覚等に障がいのある方のための各種資料の製作、対面朗読、宅配サービスを行う。 上記に加えて実施予定の事業 【R3年度】 ・障がい者サービス協力者養成講習会の開催を予定している。 【R4年度】 ・障がい者サービス協力者養成講習会の開催を予定している。 【R5年度】 ・障がい者サービス協力者養成講習会の開催を予定している。 ・職員向けに障がい者サービスに関する研修会の開催を予定している。 ●障がい者サービス協力者養成講習会開催回数 年2回(予定) 内容 視覚障がい者等に提供する録音資料製作のための製作技術の習得と、対面朗読サービスでの対応やマナーなどを習得する。	資料製作や対面朗読サービス等を行う障がい者サービス協力者の技術の維持向上。	維持継続	
174	選挙管理委員会	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	選挙費	(計画事業) 投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。 (事業内容) 投票所に仮設スロープを設置し、点字版氏名掲示や点字器などを用意しています。また、市政選挙においては、候補者の略歴等を点字で記載した「選挙のお知らせ」、音声版選挙公報を作成しています。この他、身体に重度な障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。	予定どおり	【H30年度千葉県議選】 ・期日前投票所3か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 【R元年度①千葉県議選②浦安市議選③参議選】 ① ・期日前投票所3か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、対策が必要な5か所全てに仮設スロープを設置 ・郵便投票10件受付 ② ・期日前投票所4か所全てに点字版氏名掲示、点字器、選挙のお知らせを用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器、選挙のお知らせを用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、対策が必要な5か所全てに仮設スロープを設置 ・音声版選挙公報を作成し、希望者に配布 ・郵便投票13件受付 ③ ・期日前投票所4か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所全てに点字版氏名掲示、点字器を用意 ・選挙期日の投票所31か所の内、対策が必要な4か所全てに仮設スロープを設置 ・郵便投票12件受付 【R2年度】 浦安市長選挙及び千葉県知事選挙を予定していることから、これまでと同様の対応を予定	毎年度、予定されている選挙に対し、これまでと同様の対応をしていく。 【令和3年度(2021年度)に予定されている選挙】 ・衆議選 【令和4年度(2022年度)に予定されている選挙】 ・参議選 【令和5年度(2023年度)に予定されている選挙】 ・千葉県議選及び浦安市議選	特になし	維持継続	
175	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	障がい者権利擁護センター【再掲】	障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行います。	【再掲】					
176	障がい事業課	8. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3)差別の解消と合理的配慮の推進	職員対応要領	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮の提供を推進します。	予定どおり	職員対応要領に基づき、新規採用職員、新たに監督者となった職員に向けて研修を実施した。 ●実績 H30年度 3回 R元年度 3回 R2年度 2回(予定)	職員対応要領に基づき、市主催の会議、講座、催し等において、障がいの特性に配慮した合理的配慮の提供を推進する。	新規監督者に限定した研修については人事課との調整が必要。	維持継続	

障がい者福祉計画(計画期間:平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)進捗状況調査票

令和2年8月27日
障がい者福祉計画策定委員会資料(議題1)

(新規事業)

取組番号	担当課 (ア)	事業名 (イ)	事業内容 (ウ)	開始時期 (エ)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (オ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (カ)	事業を実施している・していく上 での課題点 (キ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (ク)	今後の取り組み(ケ) * 今後の方向性が「見直し継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。
1	ごみゼロ課	高齢者等ごみ出し支援事業	自らの力でごみを排出することが困難であり他者からの協力を得られない高齢者・障がい者等に対し、声掛け等を行いながらごみの戸別収集を行う。	令和2年3月1日	対象世帯が排出する燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ及び資源物(紙類・瓶・缶及びペットボトル)について、決められた日に玄関先で収集作業員が回収する。事前連絡もなくごみ出しがなかった際には声掛けを行い、希望者には毎回の声掛けを行っている。 ●実績 利用者 31人(R2.7.30現在)	引き続き実施。	3年間の長期継続契約の中で収集件数を1日80世帯と見込んでいたが、今後申請件数が大幅に増加した場合には、対応に苦慮することになる。	拡大	7月より、現在実施している事業内容に加えて、収集の申込み・ごみ処理券の貼付がされた粗大ごみについても対象世帯の宅内から収集運搬を実施する予定。
2	住宅課	新たな住宅セーフティネット制度の構築	高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、国の動向を踏まえ、新たな住宅セーフティネット制度を構築します。	令和2年度	住宅セーフティネット制度の対象者を明確にするとともに、千葉県宅地建物取引業協会市川・浦安支部との協議を行う。	今年度の検討に基づき実施	高齢者、障がい者などの各分野別で、施策として確立しておく必要がある。	維持継続	
3	教育政策課	特別支援教育のあり方検討	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の動向を把握し、本市における特別支援教育の基本的な考え方や体制の整備について検討し、今後の方向性を示す。	令和元年度	本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育の基本的な考え方や方向性を示す。 【令和元年度】 ・特別支援教育のあり方検討委員会を年5回開催した。 ・保護者及び教職員を対象とした意識調査を実施した。 ・関係団体へのヒアリング調査を実施した。 ・「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」を作成した。			廃止	令和2年4月に、本市における特別支援教育の基本的な考え方や今後の方向性についてまとめた「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」を作成したため。
4	障がい事業課	リハビリテーション病院高次脳機能障がい支援体制整備事業	リハビリテーション病院における高次脳機能障がいの相談支援体制整備を図るため、リハビリテーション機器や人件費等の一部を補助する。	令和元年度	リハビリテーション病院における高次脳機能障がいの相談支援体制の整備・充実を図るとともに、市民や関係機関への周知啓発に努める。	引き続き実施。	・費用対効果や適切な補助金の執行等に関する分析、把握。 ・当該補助制度の必要性の把握(他の医療機関における類似事業の有無等)。	維持継続	
5	障がい事業課	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された支援体制を構築する。	令和元年度	「浦安市自立支援協議会」と「(県主催:圏域)地域包括ケアシステム構築推進事業」、双方合わせた「両輪」を協議の場とする。	引き続き実施。	各々の場の議論からの相互性、連動性を活かした効果的な協議の場を目指す必要がある。	維持継続	
6	障がい事業課	重度障がい者等グループホーム施設整備事業	重度の障がいや強度行動障がいのある方なども利用できるグループホームの整備を促進する。	令和2年度	重度の障がいや強度行動障がいのある方なども利用できるグループホームの整備手法等について検討を行う。	重度の障がいや強度行動障がいのある方なども利用できるグループホームの整備を促進する。		新規	
7	障がい事業課	障がい者入所施設開設支援事業	障がいのある方が安心して生活できる環境を整備するため、障がいの特性に対応した入所施設の整備費を助成する。	令和2年度	障がいのある方が安心して生活できる環境を整備するため、障がいの特性に対応した入所施設の整備費を助成する。			新規	
8	障がい事業課	障がい者福祉センター等改修事業	障がい者福祉センターや一時ケアセンターの老朽化に対応するため、改修工事を行う。	令和2年度	障がい者福祉センターや一時ケアセンターの老朽化に対応するため、設計・改修工事を行う。	障がい者福祉センターや一時ケアセンターの老朽化に対応するため、改修工事を行う。		新規	
9	障がい事業課	ヒアリンググループ整備事業	聴覚障がいのある方の聴こえをサポートするため、公民館などの公共施設にヒアリンググループを整備する。	既存事業	聴覚障がいのある方の聴こえをサポートするため、公民館などの公共施設にヒアリンググループを整備する。	聴覚障がいのある方の聴こえをサポートするため、公民館などの公共施設にヒアリンググループを整備する。		新規	
10	母子保健課	新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用の一部助成を行う。	令和2年度	新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用の一部助成を行う。	新生児の聴覚異常の早期発見と早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用の一部助成を行う。		新規	

取組番号	担当課 (ア)	事業名 (イ)	事業内容 (ウ)	開始時期 (エ)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (オ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (カ)	事業を実施している・していく上 での課題点 (キ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (ク)	今後の取り組み(ケ) * 今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。
11	2020東京オリンピック・パラリンピック推進課	2020 東京オリンピック・パラリンピック等推進事業	パラリンピック競技のキャンプ受け入れなどの取り組みを通じて、障がいへの理解を促進し、共生社会の実現に寄与する。	平成30年	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月14日～18日 パラアスリート日本代表の強化合宿を受け入れ、公開練習や市民向けの公開模擬演技を実施。 6月5日～10日 車いすバスケットボール女子豪州代表のキャンプを受け入れ、キャンプ期間中に、小学生との体験交流会や、日本代表との公開練習試合を実施。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月13日～17日 パラアスリート日本代表の強化合宿を受け入れ、公開練習や小学生との体験交流会を実施。 8月17日、18日 第18回全国車いすバスケットボール大学選手権大会を本市で開催。また、市民向けの競技体験も実施。 8月27日～9月2日 車いすバスケットボール女子豪州代表のキャンプを受け入れ、キャンプ期間中に、体験交流会や、日本代表との公開練習試合を実施。また、公開練習試合前には、市民向けの競技体験を実施。 8月30日 内閣官房が推進する共生社会ホストタウンに登録。 9月9日～15日 パラカヌーフランス代表のキャンプを受け入れ、キャンプ期間中に市民が練習および試合会場を訪問し、選手と交流。 2月7日～12日 車いすバスケットボール女子英国代表のキャンプを受け入れ、キャンプ期間中に、女子英国代表を歓迎するレセプションや日本文化体験を実施。また、小学生との体験交流会や、日本代表との公開練習試合を実施。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすバスケットボール英国代表のキャンプを4月、8月に受け入れる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、次年度に延期が決定。次年度のキャンプ受け入れに向けた調整を行う。 東京2020大会期間中にパラカヌーフランス代表選手および関係者との交流事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、大会が延期となり、交流事業も延期。次年度の交流について調整を行う。 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすバスケットボール英国代表の東京2020大会の事前キャンプなどを受け入れ予定。 東京2020大会期間中に、パラカヌーフランス代表選手および関係者との交流事業の実施に向けて調整予定。 	本事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な収束や東京2020大会の開催が前提となるが、感染症対策を十分考慮した、キャンプの受け入れや、市民との交流事業を検討する必要がある。	その他	大会が開催される、令和3年度までの事業予定となるが、令和4年度以降も市として、各国競技団体との交流や、パラスポーツの普及活動などを継続し、国際交流や障がいへの理解を促進し、共生社会の実現に寄与していく。
12	障がい事業課	障がい者歯科診療体制の整備	障がいのある方が、市内で安心して歯科治療を受けられるよう、一般社団法人浦安市歯科医師会と連携を図りながら、障がいのある方の歯科診療体制を整備する。	令和4年度(2022年度)から実施	<p>一般社団法人浦安市歯科医師会が、障がい者等に対する歯科診療を推進することを目的として行う事業に要する経費の一部を補助している。</p> <p>【令和元年度(2019年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他市施設の視察 準備委員会 研修会等への参加 <p>【令和2年度(2020年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他市施設の視察 準備委員会 研修会等への参加 	<p>令和3年度まで、一般社団法人浦安市歯科医師会が、障がい者等に対する歯科診療を推進することを目的として行う事業に要する経費の一部を補助する。令和3年度に診療体制の方向性を決定し、実現に向けて必要な予算措置・調整を行う。令和4年度からは、令和3年度に決定した方向性に沿って実施する。</p> <p>【令和3年度(2021年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備委員会・検討会の開催 研修会等への参加 <p>【令和4年度(2022年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療体制の方向性を決定 等 実施 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所を既存の施設内に設置するのか、新規施設でおこなうのかを、整備費用などを踏まえて検討していく。 現在、市内において、障がい者の歯科診療ができる歯科医等の人数が限られているため、浦安市歯科医師会会員への勉強会の実施や、摂食嚥下等の専門医による協力を得ていくことなども検討していく。 	維持継続	
13	中央地域包括支援センター	地域包括支援センター運営事業	高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな支援を行います。	既存事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行った。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>中町南部圏域に富岡地域包括支援センター東野支所開設</p> <p>【令和元年度】</p> <p>元町圏域に浦安駅前地域包括支援センター開設</p> <p>【令和2年度】</p> <p>各地域包括支援センターの基幹的な機能を持つことを分かりやすくするため、猫実地域包括支援センターを中央地域包括支援センターに名称変更した。</p>	<p>高齢者やその家族などが、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが中心となり、住民や関係者を交えた地域ケア会議を行うなど、関係機関との連携を強化します。また、地域包括支援センターのサテライトを設置し、高齢者やその家族などが地域の中で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。</p>		拡大	

取組番号	担当課 (ア)	事業名 (イ)	事業内容 (ウ)	開始時期 (エ)	実施内容(平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度) (オ)	計画内容(令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度) (カ)	事業を実施している・していく上 での課題点 (キ)	令和3(2021)年度以降の 方向性 (ク)	今後の取り組み(ケ) * 今後の方向性が「見直し・継続・縮小・廃止・ その他」の場合、理由も記入してください。
14	中央地域包括支援 センター	介護予防ケアマネジメント・介護予 防支援事業	要支援者・事業対象者の自立支援・重度化予防に 向け、ケアプランを作成し、介護保険サービスやイ ンフォーマルサービスの利用調整を行います。	既存事業	ケアマネジメントの質の向上を図るため、 勉強会や研修会を開催した。 ケアマネジャーへの個別支援を行うほ か、事業所巡回相談や定例的な相談会を 活用し、ケアマネジャーの支援・助言を 行った。	多職種による連携を促進、強化し、ケア マネジメント体制の充実を図る。 個々の状態に最も適したサービス内容を 総合的に調整するとともに、必要に応じて ボランティア活動や支え合い活動等を組 み込み、利用者が最も適切な福祉サービ スを選択することができる体制づくりをめ		維持継続	
15	中央地域包括支援 センター	認知症初期集中支援推進事業	医療・介護サービスにつがっていない認知症が 疑われる人と家族に、認知症サポート医と医療・福 祉の専門職がチームを組み、サービスにつがる よう支援します。	既存事業	認知症初期集中支援チームと医療関係 者との連携を図るため、認知症疾患医療 センターや医師会等と協議し、オレンジ連 携シートの普及をはじめとした情報の共 有化に向けたツールの作成やそれを用い た地域の連携システムの構築を図った。 浦安市認知症総合施策検討委員会を年 2回実施。	認知症初期集中支援チーム、認知症地 域支援推進員が、医療・福祉の関係機関 と連携し、医療・介護サービスといった具 体的な支援につなぐ体制の構築を図る。		維持継続	

令和 2 年 8 月 27 日

障がい者福祉計画策定委員会資料
(議題 2)

浦安市団体ヒアリング結果

1 実施概要

- ・実施期間：令和 2 年 7 月 27 日
- ・実施方法：事前にヒアリングシートを配布・回収、調書をもとに団体ごとのヒアリングを実施
- ・参加団体：浦安市身体障害者福祉会、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしよ」、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市自閉症協会、いちよの会、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ（調書のみ提出）

2 意見内容（主なもの）

団体活動についての課題

【当事者、会員の高齢化】

- ・ 会員、障がい当事者の高齢化
- ・ 年齢層が高く（平均 70 歳過ぎ）、家族などの手助けがないと自分ひとりで動けない会員も多くなってきている。
- ・ 役員をやってくれる人がいない。
- ・ インターネットの普及で、情報が溢れている現在、親の会等に入会する人が非常に少なくなってきている。

【未加入者、若い当事者、会員への支援】

- ・ 若い会員に向けた啓発
- ・ 日常的な子どもの介助や親自身の仕事のため茶話会への出席が難しい会員が、必要な情報を得られず孤立していないか。
- ※ 中途障がい者、特に若い人、中年の人への支援には何が必要か。
- ※ 年に 1、2 人、市からの紹介もあり見学に来るが、若い当事者の親は症状や行動を抑えるのに必死でなかなか外にまで気を回せない。年々外部からのサポートは充実してきているので、内で抱え込まずに発信していくことが大事。
- ※ かつては障がい者団体に入っていないと何の情報・支援もない状態だったが今は違う。でも、小さな悩み事などは会員同士で話すことで解消できることも多い。送迎サービスを利用するようになり、送り迎える時に会って話す機会も少なくなった。サービスはよいのだが、かえって一人で悩んで、抱え込んでいないか。
- ※ 各家庭における悩み等を話しに出して、それぞれのアドバイスを受け合っている。他では言えないことでも、会では話すことで自分たちの気持ちを分かちあうことができる。

【他団体、他の機関（行政等）とのつながり】

- ※ 障がい関係の団体も細分化されて横の連絡は特になく状態となっている。
- ・ 肢体不自由児親の会「どっこらしよ」と一緒にできないかとも考えているが、交流はなく、「当事者の会」と「親の会」という違いがあるので難しいとは思っている。
- ・ 手話サークルとの関係、交流を深めること
- ※ たまにこのようなヒアリングで市と情報交換ができることもとても良い。施設見学や事業の説明会など、会に参加できる人ばかりではないので、都度開いていただけるとよい。

- ・浦安市（行政）とのかかわりをもっと強くし、生活上必要な情報提供など、より多くを得られるようにしていきたい。

【活動の場の確保】

- ※東野地区複合施設の開設で会議室の予約が取れなくなると困る。協会として使える部屋が無くなってしまふ。広く聴覚に障がいのある人が使える部屋を一つ確保したい。聴覚障がいにとって対面することはやはり必要。また、手話の図書やビデオなどを配架しておくためにも必要。
- ・働く母親が多くなり、会合の日程調整が困難であり、土日や祝日に多く開催しています。会議室の場所がとれず、飲食店の個室やカラオケ店で行うことが度々あります。会員が少ないため、狭くて構わないので、会議室を貸して下さる施設等、是非ご協力いただきたくお願い申し上げます。現在、公民館も文化会館も有料（浦安市民）で借りています。
- ・現在、月1回の体操教室を総合福祉センター内通園施設「にじいろ」でお借りしています。会員の子供も達（中学生、成人）が成長したため、手狭に感じています。もう少し広めの体育館もしくは動けるスペースがある場所を無料もしくは安価でお借りしたい。是非お願い致します。

（1）障がいの特性や障がいのある方への市民の理解を深めるために必要だと思うこと

【当事者からの発信、積極的な活動】

- ・障がい当事者の積極的な社会活動
- ・デイサービスや事業所の中だけでなく、もっと社会（世間）の中に出ていきやすい環境に。世間の目に触れることが（知ってもらうことが）、理解を深めることにつながると思う。
- ・隣近所の方と当事者の親が気楽に話をすることが大切ではないかと思うが、私たちの方で隠してしまっている。

【幼少期、学校での啓発】

- ・幼少期からのインクルーシブ教育
- ・地域の住民や、学校においては普通級の生徒に障がいをより理解してもらえるような機会を持つ。
- ※学校の図書室や公民館に、こころのバリアフリーハンドブックをはじめ、障がい理解に役立つ冊子を配架するといいいのではないか。P T Aの場など、人の集まる場所を活用した機会創出なども検討して欲しい。

【保健、医療機関等を含め、広く啓発】

- ・視覚障がい者の駅ホーム転落防止のための声かけポスターのような、それぞれの障がい当事者、介護者が普段困っていることや不快に思っていることなどをポスター等で表示、啓蒙する。
- ※相談先は保健所や病院などだが、医師などでは福祉的な制度があることを案内してくれない場合もある。市役所の窓口に行くと一言言ってもらえるだけでも違ったと思う。保健や医療機関にも周知や啓発は必要。
- ・バリアフリーハンドブックの活用
- ・手話を広めて、実際の会話ができるレベルにしたい。
- ・障がいの特性を知ってもらう事が大事。特に、見た目ではわかりづらい障がい（発達障害）に関しては具体的にパンフレットを作る、広報うらやすで特集、コーナーを設けるなど、多くの人の目に触れるようなことができれば、効果的ではないでしょうか。

(2) 障がいのある方が、地域で自分の意思を尊重した生活ができるために必要だと思うこと

【親亡き後の対応、成年後見】

- ・ 親（自分達）がいなくなってからも本人に寄り添い、生活全般を親代わりになって親身になって考えてくれる人が必要。
 - ・ 成年後見などより進めてほしい。
 - ・ 家族以外にも気軽に相談できる人、場があること。
- ※医療的ケアが必要で成年後見制度を利用している人はまだ少ないようだが、親亡き後の通院などを考えると周知、浸透が不可欠。
- ※親と一緒に行動できるものの、親亡き後の不安はもちろんある。市役所や事業所など、どこかにつながっていればと思う。そういう考えでヘルパーを利用している場合もある。
- ・ 地域の見守り

【グループホーム、医療など、生活支援機能の確保】

- ・ 浦安市はグループホーム等居住系サービスが少ない。特に身体不自由児・者はバリアフリーやエレベーターなどの施設が必要だが一般のアパートなどを借りて運営しているようなものだと利用できない。利用できるような施設がもっと必要。
 - ・ 医療ケア児・者や高齢になり持病を抱える等があっても障がい者が安心して暮らせるような医療的サポートのできる入所系施設やレスパイト施設が増えるとよい。
- ※グループホーム以外での住まい方も必要。医療と併設した入所施設、診療所とグループホームの近接施設など。さらに通所の場合、1つのエリアに近接した仕組みがあるとよい。
- ・ 信頼できる相談機関や医療機関の誘致。
 - ・ 将来を見据えた生活の場の提供（例えば、通勤寮など）
 - ・ 余暇活動の支援策を増やす（特に18才以降）
- ※同行援護は対応事業所が少なく、実質的に満足に使用できない。

【バリアフリーの推進】

- ※バリアフリーは進展しているが、利用する人の視点で改めてチェックする必要もある。（歩車分離信号も一見便利だが結構危険）
- ※まちで声をかけてくれる市民が増えたと思う。市民の意識も向上している。ありがたい。
- ・ 手話ができる人を少しでも増やす。病院や警察署などでも手話を身につけてほしい。
- ※手話言語条例ができたが浸透していない。手話が必要な人がいるということを意識してほしい。はじめから無理としてしまうのではなく、タブレット端末を利用する、市の福祉の窓口で連絡する、手話通訳を派遣する、など、何らかの方法が「ある」ことを、警察や消防、病院や医療スタッフにわかってもらえるよう、市でも積極的に伝えてほしい。

【その他】

- ※相談員の制度があるが、相談は来ない、知られていないので周知が必要。
- ※相談を受ける際、どこで話を聞けばいいか。場所が必要。

(3) 障がいのある子どもに対する支援について必要だと思うこと

【学校、医療機関の充実】

- ・ 市内に肢体中心の特別支援学校、肢体の支援学級。
- ・ 千葉リハのような肢体不自由児者を専門に診てくれる病院（リハビリ、補装具、手帳更新等）

【教育支援内容、教員の質向上】

- ・ 通学の際など本人や保護者に資を尊重し地域の学校においても身体障がい児が不自由なく学べるような支援をより一層充実してほしい。
- ・ 特別支援学校・学級等に進学した場合も地域の子どもと関係を作れるよう、通級や二重籍、居住地交流などをより一層充実してほしい。
- ・ 保護者の求めに応じて教育現場に専門家・支援者が入って助言できるようにする。
- ・ 障がいのある子どもが安心して過ごせる居場所づくり（放課後デイや運動プログラム）。
- ・ 障がいの特性の理解を深める
- ・ 教職員の対応により児童、生徒へ理解を深めてもらう（その場での実践が一番）。
- ・ 小・中学校の教員が「学びに違いがある生徒・児童」を理解し、十分配慮する。教員が変わればクラスの子どもが変わり、その保護者も変わる。結果的に当該児童が安心して過ごせる教室作りに繋がる。
- ・ 補助教員、支援員制度の充実（人数だけでなく適性のある方の採用）

【ピアサポート、経験者との交流】

- ・ 相談窓口だけでなく、経験者と話ができる機会を作っておいてほしい。
- ※相談窓口で制度の話聞くだけでなく、大人の障がい者から、その体験、経験を聞くことでいろいろ役に立てると思う。保護者を含めて安心できることもあると思う。そういう機会を持てるとよい。

(4) 障がいのある方が、自分の希望や適性に合った就労や暮らしができるために必要だと思うこと

【働く場の拡大、多様な就労先・仕事内容の創設、就労支援】

- ・ 本人の特性に合わせたきめ細かい就労支援。
- ・ 公共機関での障がい者の採用枠拡大。
- ・ 法定雇用率未達企業への支援（単に経済的支援だけではなく好事例の紹介やジョブトレーナーの配置など具体策を）。

- ・ 選択することができること

※はたから見ると、就職先は飽和状態に見える。既存の仕事に当てはめるとないが新たな仕事を創出していけるといい。

- ・ 今ある就労系福祉事業所（A型・B型）の仕事の内容はお弁当製造やレストラン、カフェ等が多く、身体向きではない。簡単な事務の仕事など、仕事内容に選択の幅を持たせてほしい。既存の作業内容の中に当てはめるのではなく、個々の希望に沿った、できる作業を創造してほしい。一つの作業を完結できなくても、0.1の作業を10できれば1になる。そして何より事業所が継続してあることが大事。

※パソコン系の作業が得意、接客や人と話すことが好きとか、それぞれに好きなこと、得意なことがあるので選択の幅が広がるといい。

※就労では「電話対応」がネックだが、ほかの方法を使えばできることも多い。

- ・ 一般企業に就職の場合、休み時間のヘルパー派遣
- ・ 会社に入社した場合、本人に直接接してくださる方の理解が重要。
- ※精神の仕事、就労は増えていると聞く。社会人を経験した当事者にとっては、仕事はあるが、本人の希望やイメージ、能力とのギャップで、結局続かないということもあり、マッチングの難しさも感じている。
- ・ 就労先での行動について指導ができる方、相談機関。

※就労支援で一度就職して、ダメで、また戻ってきて再度チャレンジという、繰り返し頑張れるような仕組みの支援を。

※ソーシャルサポートセンターを利用して就労支援につながった。

※就労支援センターを利用して就労につながっている。よくやってくれている。

※就労支援センターは人手不足だという意見を兼ねてから上げているが解消していない。登録者 300 人に対して相談対応 2 名では、十分な対応はできない。むしろこちらからアプローチして話を聞くことが必要なのにその余裕はないだろう。

※特別支援学校の生徒は就労支援センターに登録する流れができていますが、普通高校に在籍している人の就労先は保護者が必死になって探しているのが現状。これを就労支援センターに向けられればいい。

【GH、ひとり暮らし支援、多様な住まい】

- ・ 地域で生活できること。グループホームでの生活。

※重度対応のグループホームは消防法などの法的規制もあって民間では難しい。そこは市がやらないといけない。

※パティオのグループホームに期待していたが、すごい数の希望者で、自分たちは入れないのではと不安。特に重度対応のものは全然足りないと感じる。

※パティオのグループホームは当初通過型という話はなかったのに、出来上がってみれば通過型のみとなっていてがっかりした。地域移行といっても、行き先もないのに出ていくことはできない。その先まで考えたうえで通過型を整備するならまだしも、そうでない現状はおかしい。

※猫実にあるグループホームこそ通過型にすべき。あそこには地域生活のための訓練に必要なものが十分そろっている。

※通過型でないと後の人が入れないという問題もある。

※パティオのグループホームを含め、市内のグループホーム全体の役割を整理し、見直していくことが必要だ。

※パティオのグループホームの取り組みをモデルに他の民間のグループホームの底上げを図るという考えも聞いた。大変なことだが期待している。障がい特性を理解して相談できる、スーパーバイズできる、そういうところにアクセスできるようなグループホームであるといい。

※他人と一緒に暮らすのが困難な人もいる。GHのほかにも、アパートなどでのひとり暮らしへの支援があるといい。症状の安定していない人から回復後まで、多様な住まいの形への支援があるといい。

※市には公立の精神対応病院がなく、入院病床がない。普通の病気と違い、転院や病院を変えるのもそう簡単にはいかない。その意味でもう少し選択肢が増えるとありがたい。

※住宅に関しては断られることかつてあった。駐車場を借りることも断られたことがあった。断られた後に相談というものもあるが、障がいを理由に断られる可能性があるので、事前に一緒に職員の方が行ってもらえるとありがたい。

【サービスの質向上、生活全般への支援】

- ・ 親代わりとなり生活全般を親身になって考えてくれる人。

※ひとり暮らしの場合に生じる手続きや生活上の制約なども考えると、ゆくゆくは成年後見なども考えないといけない。

※市は教育関係の対応はよいのだが、その先、卒後のものがまだまだ。

※施設職員、支援者のスキルアップも必要。障がいやその人の特性への理解が足りない面もある。そのため講習や研修は継続的に行ってほしい。

※入院時の付き添いは障害区分によって決められていてサービスが利用できない人もいる。大変さは変わらないのに、一律に区分で考えない対応ができるといい。24時間の付き添いのうち数時間でも利用できる制度になってくれればと思う。今はまだ何とかなっているが、親の高齢化でこの先、10年後、耐えられるかどうか考えてしまう。

※施設入所を利用していると一時帰宅時に利用できるサービスがない。ずっとでなくても、少しの時間使えるだけでも随分違う、助かる。こういった不便について、市の単独事業で考えてもらいたい。

- ・ そらいろルーム卒業後の相談先の設置（気軽に近況報告等ができる場所）。

(5) 災害時の支援体制などで必要だと思うこと

【避難支援、備蓄支援、避難所での対応】

- ・ 車いすを使っただけの避難が困難な時の支援。主要避難所などに J I N R I K I のような不整地でも使える車いすけん引装置の備蓄
- ・ 避難所でのトイレ：車いすのまま介助者も入れる広いトイレ
- ・ 非常時でも介助者や本人の携帯をつながりやすくしてほしい
- ・ マスクや消毒液、嘔下困難者のための非常食、おむつの備蓄。
- ・ 夜間のみ呼吸器を使っているの、避難所での電源確保。自宅避難での停電用の非常用電源装置等の購入費用の助成。

※避難所や福祉避難所に必要な配慮としては、手話通訳（ボランティアでも）、伝達用のボード、一斉メールによる情報提供など。また、聴覚は聴覚で集まったほうがよい。

- ・ コロナなど感染予防の観点からも、避難所だけでなく、自宅避難を支援するのはどうか。
- ・ 国も進めている「個別避難支援計画」の作成を早々に進めてほしい。
- ・ 障がい者の為の個別の避難場所等
- ・ 会員の中で、避難所について、「障がいのある方」だけ別の形をつくってほしいと言っている人がいる。
- ・ 「障がいのある方」だけというのは別の問題もあると思うが、家族がいない人など、避難所で支援員などがいてほしい。
- ・ 自治会はどうしているのか。自治会の中でさらに班ごとに分かれているが、各班長が地域の要配慮者を把握する必要があると思う。自治会にも提案はしているが、今のところは何も動きがない。
- ・ 一人暮らしでヘルパーが必要な方がいるが、ヘルパーがいない間に災害が起きた時が心配。自治会の中で要配慮者への理解を深めることが必要だと思う。
- ・ 避難所は障がいのある人にとって大変厳しい環境。普段と違う場所に適応する事の苦手、音に対する敏感さ、それぞれのこだわりなど、一般の人には理解するのが難しい。災害時は他人を思いやる心の余

裕もない為、パニックなどに対して厳しい目が向けられる可能性がある。平常時にそのような人達がいるという知識をもってもらえるような働きかけが大切。

- ・ 過去に困った事例を洗い出し、それぞれの解決策を考えることも大切。
- ・ 現在の災害避難施設の規模では不十分である。特に、高層建築物の少ない市では大規模な津波、高波を避けることは困難であろう。

【情報不足、周知不足】

※情報が入ってこないことがとても不安。

※防災については防災マップをもらったりただけではいざという時動けない。個別のサービス利用計画を作成する際に、防災、避難行動についても触れてもらいたい。

- ・ 昨年台風時などにも福祉避難所がすぐに開設されなかったり、わかりにくく混乱したので日ごろから説明会を開くなど当事者に災害時の対応を知らせておくのはいかがでしょうか。

※福祉避難所と一般の避難所の違い、利用の流れなど、周知されていない。それぞれの役割や利用の決まり、流れはガイドブックにもっとしっかり示しておくといい。

※東野地区の複合施設を福祉避難所化するという考えがあると聞かすが、その内容は伝わってこない。事前に当事者と一緒に話し合う機会があるといい。

(6) その他

- ・ 身体の人がかもとも外に気軽に外に出られるようになってほしい。例えばバスなどの公共交通機関をもっと利用しやすくする。今はほとんどのバス停が雨除け、日差し除けの屋根がなく、車いすユーザーは傘がさせないためびしょぬれでバスを待っているのが現状。車の場合も、屋根有の車寄せがなかったり、障がい者用駐車場から建物まで屋根がないところが多く、雨の日にはとても大変な思いをしている。

- ・ 歩道を安全に車いすで通れるように。歩道が電柱や看板で狭く通りにくかったり、歩道が傾斜しているところもあり転倒しそうで怖い。また、交差点で車道から歩道に上がる時など、ちょっとした段差につまずいて後輪が持ち上がることも度々ある。意外と簡単に車いすはひっくり返ります。

※行き先を告げるバスの場合、「どこでおりますか」と聞かれても聞こえないので困る。手話も通じない。毎回これはストレス。(バス会社には要望をつたえているが改善には至っていない)

※家族も高齢化しており書類は読めなくなってきた。図書館での読んでもらうサービスでは書類はプライバシーにかかわると言って対応してくれなかった支援や相談にプライバシーの壁を作って一体どうやって支援できるというのか。

- ・ 浦安市はまだ情報保障が欠けている部分がある。(鉄道の電光掲示板では文字をもう少し詳しく。バスでは降車の乗り場名をたずねられる)

※市のHPはリンクが深くて見づらい、わかりづらい。もっと一目瞭然で必要な情報にたどり着けるようにしておいてほしい。

※市の視覚障がい者のためのパソコン教室はとても役になっている。細く長くでいいから絶やさず続けてほしい。

※障がい福祉サービスの利用に際して、手続きや書類が煩雑で多い。何回も役所まで行かなければいけない。できる部分はどんどんデジタル化して欲しい。マイナンバーを利用するとか、時代に合った合理的なものにして欲しい。

令和2年8月27日
障がい者福祉計画策定委員会資料
(議題3)

浦安市障がい者福祉計画

(平成30年度～令和2年度)

～現状と課題整理～

現行計画の基本目標	施策内容
1 理解と交流の促進	(1)啓発の推進 (2)担い手となる市民との協働による支援活動の促進 (3)交流機会の拡充

【関連データ】

【現状】

- ・H28年に障害者差別解消法が施行。市では、市の責務や市民及び事業者の役割を明確にするため、H28年に障がい者差別解消推進条例を施行。
- ・市は、差別解消の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するため、障がい者差別解消推進計画を策定。
- ・市は、差別と虐待の相談を一体的に受ける権利擁護センターを設置。

【当事者アンケート】

- ・過去3年間の差別等の経験（p92）：《ある》は20.6%。精神障がい（37.6%）と知的障がい（34.5%）では《ある》が3割台。
- ・差別されていると感じるとき（p93）：「公共施設や交通機関を利用するとき」（43.3%）、「職場や学校にいるとき」（35.5%）
- ・市民が障がい理解を深めるために必要なこと（p94）：「学校での福祉人権教育を充実する」が37.8%、「障がい者が積極的に社会に進出する」が25.6%

（自由記述から）

- ・子どもはもともと障がいに対して偏見を持っている訳では無い。偏見を後付けするのは、まわりにいる大人。育てしまった大人をどう啓蒙して行くかが、障がい者の偏見を無くす事につながると思う。
- ・市内の中高生に体験の場として障がい者施設に来てもらう機会を設けてはどうか。知らないから、わからないから「何だかこわい」と思ってしまう人が多く、一緒に過ごすことでその壁は低くなると感じる。

【Uモニ 市政モニターアンケート H30年10月 回答者数400人】

- ・障がい者差別解消推進条例及び障がい者権利擁護センター等の認知度は低い。
- ・障がい理解を深めるために必要なこと：「障がいのある方の生活を知る」（38%）、「障がいのある方もない方もともに参加するイベントを開催する」（38%）「福祉人権教育を充実する」（34%）「企業が積極的に福祉活動に携わる」（34%）

【論点 1-①】相互理解の推進

- ・当事者アンケートでは、依然として差別の経験が示されている。特に知的と精神障がいのある方からは3割以上がそのような経験をしたと感じている。市の差別解消推進条例に基づく差別解消推進計画、手話言語条例などを踏まえ、障がいの理解を進める効果的な取り組みを検討する必要がある。
- ・地域共生社会においては、障がいのある方が支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが示されている。
- ・障がい及び障がいのある方の理解の促進を図るため、引き続き、ヘルプマークやヘルプカードなどの普及啓発の取り組みが必要。

【論点 1-②】交流機会の推進

- ・また障がいに対する理解の向上には、「学校教育」や「社会進出」などが重要であるということが示されているが、当事者の地域活動への参加は、4人に1人程度となっている。市や学校、事業者、地域などと協力をしながら、地域活動等を通じて、障がい及び障がいのある方の理解を推進する取り組みが必要ではないか。
- ・地域ぐるみの協力体制を整備するために、障がい当事者やその家族などが自分に合った活動を選択し、気軽に参加できる機会の充実を図るとともに、ボランティア団体や市内の障がい者団体の活動への支援をはじめ、各種団体間のネットワークづくりを支援していく必要があるのではないかと。
- ・また、ボランティア活動などの情報などをあまり聞く機会がないという声もあるため、周知方法について検討する必要があるのではないかと。

計画期間中(H30～R2)の主な取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉推進事業 障がいのある方への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」及び「手話言語条例啓発クリアファイル」を作成し、市内小学校へ配布するとともに、研修会やイベントなどを開催した。 ・障がい福祉団体への支援 障がい福祉団体へ活動を行った際の経費の一部について補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい及び障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発の推進（こころのバリアフリーの推進） ・手話等の理解及び普及、手話等による情報の発信及び取得、手話等による意思疎通の支援（手話言語条例第7条） ・地域で支え合う活動の推進

現行計画の基本指針	施策内容
2 福祉・生活支援の充実	(1)相談支援の充実 (2)在宅福祉サービスの充実 (3)日中活動の場の充実 (4)住まいの場の充実

【関連データ】					
【市の現状】					
・世帯人員の減少：H6年 2.52人→H31年 2.11人					
・高齢者人口の増加：H22年 19,319人→H27年 26,002人（34.6%増）					
・人口は、R16年（179,217人）をピークに減少					
・手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）の増加					
	H29	R2	R5	R8	増加率（H29～R8）
身体障害者手帳	2,955	3,126	3,164	3,202	108.4%
療育手帳	733	832	879	889	121.3%
精神障害者保健福祉手帳	850	1,188	1,230	1,245	146.5%
自立支援医療（精神）	1,535	1,918	1,933	1,957	127.5%
難病	977	974	1,055	1,067	109.2%
・市内相談支援事業所 14か所設置【R2年7月1日現在】					
・令和2年11月に地域生活支援拠点の機能を有するグループホーム及び短期入所事業所を整備					
【当事者アンケート】					
・介助者の年齢（p31）：65歳以上の高齢者は40.3%。そのうち65歳以上では「65歳～74歳」が22.0%、「75歳以上」が18.0%。					
・相談先（p76）：「家族」（74.7%）、「医療機関」（30.8%）、「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」（30.7%）。一方、相談支援事業所等や地域包括支援センターは4%台にとどまる。					
・相談相手がいない（p74）：11.7%。理由は「気軽に相談できる場や人がいない」（29.3%）、「どこに相談したら良いかわからない」（27.7%）					
・介助者の年齢（P31）：「65～74歳」（22.3%）、「50代」（20.8%）で、介助者の高齢化がみられる。					
・将来の暮らしの課題や不安（P36）：「緊急時の対応」（34.2%）、「費用面」（30.5%）、「日常的な生活面のフォロー」（28.2%）					
・平日の過ごし方（P45）：「自宅で過ごしている（就学や就労はしていない）」41.0%、「働いている（民間企業、福祉的就労等）」30.3%					

- ・就学や就労をしていない理由（P48）：「高齢のため」（55.3%）、「障がい重いまたは病弱のため」（27.7%）
- ・東野地区複合福祉施設に期待する機能（p38）：「相談支援機能の充実」（44.9%）、「緊急時の受け入れ・対応」（43.0%）「専門的人材の確保・養成」（33.8%）
- ・今後（将来）希望する暮らし（p33）：知的障がいでは「グループホーム」（36.4%）、精神障がいでは「ひとり暮らし」（30.7%）も多い。
- ・サービスを利用する際の困りごと（p24）：「サービスに関する情報が少ない」（21.8%）、「利用するための手続きが大変」（20.0%）
- ・情報入手先（p82）：、「テレビ・ラジオ」（69.7%）、「新聞・雑誌・フリーペーパー」（33.6%）、「浦安市の広報紙」（23.1%）、「浦安市のホームページ、インターネット」（18.5%）。うち18歳未満は、「動画配信サイト（YouTube）」24.3%、18歳～40歳未満は「SNS（ツイッター・フェイスブック）」29.1%と割合が高い。

（自由記述）

- ・福祉に係る情報を、浦安新聞等を利用して発信していただきたい。
- ・受けられるサービスを知らない人もいるので、偏りのない情報共有の仕方を工夫してほしい。
- ・相談支援事業所の充実。新規で計画作成等を受入れしてくれる事業所が少ない。市の事業所は新規受入をして欲しい。
- ・重度障がい者（身体・知的）の終の住処の充実を図って欲しい。
- ・グループホーム入居希望ですが、空きがなく困っています。
- ・グループホームに是非とも看護師を配置して頂きたい。
- ・障がい事業課に出す書類手続きがわかりにくいので、サポート体制を作ってほしい。

【事業所アンケート】

- ・職員の充足状況（p11）：「やや不足している」（42.1%）が多く、約8割の事業所が《不足》と回答。
- ・サービス提供をする上での課題（P17）：「困難事例への対応が難しい」49.5%。「職員の職種やスキルにより、利用者の希望するサービスが提供できない」（33.6%）、「申込数が多く、利用者の希望するサービス提供ができない」（31.8%）
- ・新規の受入について（p18）：重度訪問介護、施設入所支援、グループホーム、計画相談支援などでは「余裕がなく、定期利用者以外の受入れは困難」が多くなっている。
- ・地域生活支援拠点に期待する機能（p27）：「緊急時の受け入れ・対応」（74.8%）「相談支援機能の充実」（62.6%）、「地域の体制づくり」（60.7%）、「専門的人材の確保・養成」（56.1%）、「グループホーム等、体験の機会・場の提供」（49.5%）

（自由記述）

- ・意見交換会などで他の事業所さんとの交流がもっとできれば連携していきやすいと思います。

- ・他市に比べ、施設が少ないという声を聞いています。そのような施設を準備するには浦安市内で適当な物件を見つけるのはとても困難です。（事務用建物がない、賃料が高い等）行政で、施設を準備してもらうことができれば、参入しやすくなるのではないかと思います。
- ・浦安市内でのグループホーム不足の解消を期待しています。

【論点 2-①】 相談支援体制の充実

- ・当事者アンケートでは、地域の相談窓口の役割と存在が十分伝わっていないのではないかと示されている。周知・啓発を行うとともに、各機関の役割を明確にし、適切に相談員を配置していくことも必要。
- ・多様化するニーズに対応できる相談支援体制を構築することが必要。
- ・当事者アンケートでは、新規で計画相談支援を受けてもらえないという声があり、事業所アンケートでも、計画相談には受入れに余裕が無いという回答が多い。計画相談支援事業所の充実が求められている。

【論点 2-②】 在宅福祉サービスの充実

- ・急速な高齢化が進む中で、障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、難病者が増加傾向にある。
- ・また家族などの介助者の高齢化がみられる中で、当事者は、緊急時の対応や障害福祉サービスなどの費用面、日常的な生活面でのフォローなど、将来の生活に不安を感じている方が多いため、これらの不安を解消するための取り組みを行う必要がある。
- ・国の指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上をさせるための体制を構築することが必要であるとされている。
- ・障がいのある方の意思決定に基づき、地域生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実に努める必要がある。

【論点 2-③】日中活動の場の充実

- ・急速な高齢化が進む中で、各種障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、難病者が増加傾向にある。
- ・当事者アンケートでは、高齢や障がいが重いなどの理由により、就労などを含め、日中活動に参加できないことが示されていることから、高齢や障がいの状況に関わらず、日中活動に参加できる環境づくりが必要である。
- ・国の指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上をさせるための体制を構築することが必要であるとされている。
- ・障がいのある方の意思決定に基づき、地域生活を送ることができるよう、日中活動の場の充実に努める必要がある。

【論点 2-④】住まいの場の充実

- ・障がいの状況に関わらず、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活するため、グループホームなどの住まいの場の確保が必要。
- ・住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、長期入院者の退院支援（地域移行支援）や親亡き後を見据えた住宅支援が必要。

【論点 2-⑤】親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実

- ・東野地区複合福祉施設内のグループホーム及び短期入所事業所と、基幹相談支援センターを中心に、市内事業所と連携を図りながら、地域生活支援拠点の充実に努める必要がある。（相談・体験の機会、緊急時の対応等）
- ・重度障がいや強度行動障がいのある方なども安心して生活できる環境の整備が必要。
- ・今後、障がい者の高齢化や障がいの重度化へのさらなる対応が求められる中、特に医療的ケアが必要な障がいのある方の地域生活について、安心して生活できる対策が必要。

【論点 2-⑥】 包括的支援体制の構築

- ・複雑化した課題を抱える方への相談支援体制や、既存の制度に位置付けられていないが支援が必要ないわゆる「制度の狭間」への対応など、横断的な支援体制の充実を図る必要がある。

【論点 2-⑦】 情報アクセシビリティの向上（※アクセシビリティ：施設・サービス・情報・制度等の利用のしやすさのこと）

- ・情報入手先には新聞やテレビなどが多く、特に 40 歳までの世代は動画配信サイトや SNS が上位を占めている。このようなことから、今後も様々な媒体を通じ、情報提供を行う必要がある。
- ・サービス利用に関しての困りごととして、情報の少なさがトップとなっている。どのような情報が求められているのか、入手方法を含めて調査・検討し、充実を図る必要がある。
- ・市の広報をはじめとする市からのお知らせや市の主催するイベントにおいて、情報保障は十分といえるか。
- ・高次脳機能障がい（特に失語症）のある方に対する支援や情報保障は十分といえるか。
- ・日々進歩する I C T 機器の活用方法を含め、情報保障の観点からどのような取り組みが考えられるか。

【論点 2-⑧】 福祉人材の確保・育成支援

- ・職員確保や困難事例への対応、職員のスキルアップに課題を感じている事業所も少なくない。障がい福祉人材の確保については、国の指針でも示されており、引き続き、人材の確保・育成支援についての取り組みを進める必要がある。
- ・特に、職員のモチベーションを高めるための研修体制の整備や資格取得のための支援、キャリアパスの提示などが必要ではないか。
- ・ニーズに対してサービス提供が不足しているものについては、事業所への支援や人材確保のための対策が必要ではないか。

計画期間中(H30～R2)の主な取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援推進事業 計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の雇用に要する人件費の一部の補助を行った。 ・障がい者グループホーム整備事業 グループホームの整備にあたり補助金の交付を行うが、平成30年度及び令和元年度については、整備実績が無かった。令和2年度についても、整備事業者を募集し、整備を進める予定。 ・地域生活支援拠点の整備 地域生活支援拠点の機能を有する東野地区複合福祉施設を、令和2年11月に整備する。 ・包括的な相談支援体制の整備 複合的な課題を抱えた方や制度の挟間にある方にきめ細やかに対応するため、地域における包括的な相談支援体制の整備を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化（基幹相談支援センター及び計画相談支援等の充実）【国指針】 ・在宅生活を支えるサービスの充実 ・日中活動の場の充実 ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を有する場と体制づくり。（地域生活支援拠点の整備）【国指針】 ・障がいのある方の住まいの場の確保と、重度障がいのある方が安心して生活することができるグループホームなどの整備 ・新たな住宅セーフティネット制度の構築 ・障がい者入所施設開設支援 ・地域における生活の維持及び継続の推進（日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制の確保）【国指針】 ・福祉に関する包括的な相談支援体制の構築 ・引きこもり対策、アウトリーチ、8050問題、高齢障がい者への支援 ・サービスの質の向上【国指針】 ・情報アクセシビリティの向上【国指針】 ・福祉サービス提供のための人材確保【国指針】

現行計画の基本目標	施策内容
3 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見 (2)保健・医療・リハビリテーションの充実

【関連データ】
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 10 月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、ギャンブル等依存症やアルコール依存症をはじめとする依存症について、取り組みの推進が求められている。 <p>【当事者アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な医療的ケア（p15）：「受けている」16.7%。身体障がいでは 25.9%。 ・障がいの診断（p14）：「発達障がい」12.8%、「高次脳機能障がい」3.6%。「発達障がい」は知的障がい 49.7%と多く、年齢別にみると 18 歳未満から 40 歳未満の年齢層では「発達障がい」は 3 割以上。 ・相談先（p76）：「医療機関（医師、歯科医師、薬剤師等）」（30.8%）は「家族」（74.7%）に次ぐ第 2 位。精神障がいでは 50.7%と多い。 ・現在、悩んでいること（p80）：「健康・病気・治療のこと」36.7%で第 1 位。 ・充実してほしいこと（p103）：「保健・医療サービスの充実」が 20.0%で第 1 位。 <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険適用のリハビリテーション対応できる病院がない。今後おそらく増えるであろう、病気、障がい者に対する保険適用可能な施設、病院を作って欲しい。 ・障がいを持つ人も利用できる歯科を市内につくってほしいです。 ・いざという時、救急車ではなく、お医者様の往診の制度があると助かると思っています。 <p>【事業所アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア（p22）：「提供している」は 12.1%（回答事業所のうち 13 事業所） ・医療的ケアを提供するために必要な施策（p25）：「医療的ケアが実施可能な職員を確保するための支援・補助」（58.9%）、「医療的ケアに関する職員向け研修の実施」（37.4%）、「病院や訪問看護ステーションとの連携」（36.4%）、「介護職員が喀痰吸引等研修を受講するための補助」（34.6%）

【論点 3-①】 疾病等の予防、早期発見・早期治療の促進

- ・当事者アンケートでは、現在、悩んでいることの第1位として、「健康・病気・治療のこと」があげられている。
- ・障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実と、周知・啓発を図ることが必要。
- ・また、生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に向けて、取り組む必要がある。
- ・がん予防の正しい知識を周知・啓発し、がん検診の受診率の向上のため、検診内容の充実や受診しやすい環境を整備する必要がある。

【論点 3-②】 医療・保健サービスの充実

- ・当事者アンケートでは、暮らしやすくなるために充実してほしいことの第1位に「保健・医療サービスの充実」があげられており、ニーズは高い。
- ・今後、障がい者の高齢化や障がいの重度化へのさらなる対応が求められる中、特に医療的ケアが必要な障がい者の地域生活について、どのような支援が必要か。
- ・市内に重度障がいのある方も診療のできる歯科診療所の設置についてのニーズがあり、今後、歯科診療体制の整備に向けて、検討を進める必要がある。

【論点 3-③】 医療・保健・福祉の連携の強化

- ・相談先のトップは医療機関であり、医療機関を入り口として各種サービスにつなぐルートなども点検しながら、保健・医療・福祉の連携強化に努める必要がある。
- ・精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- ・ギャンブルやアルコール依存症に対する誤解や偏見を解消するための取り組みや支援について検討する必要がある。
- ・事業所における医療的ケアの取り組みに向けて、支援・補助の取り組みを具体化する必要がある。

計画期間中(H30～R2)の主な取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査 特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見するため、個別勧奨を実施した。 ・学校等における巡回訪問看護事業 医療的ケアを必要とする子どもが在籍する市立小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブにおいて、看護師が巡回訪問を行う体制を整えるとともに、学校においては巡回訪問を実施した。 ・医療費助成事業 重度障がい者・精神障がい者などの健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の助成を行うとともに保健所が実施する特定医療費等の周知啓発を行った。 ・リハビリテーション病院整備事業 高洲地区に誘致した医療法人社団城東桐和会タムス浦安病院を病院事業者により整備するとともに、高次脳機能障がいの相談窓口を設置した。(令和元年4月開院) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療の促進 ・障がい者歯科診療体制の整備 ・保健・医療・福祉の連携体制の構築(難聴児支援等)【国指針】 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【国指針】 ・アルコール及び薬物、ギャンブルなどの依存症対策の推進【国指針】 ・新型コロナウイルス等の感染症対策(アフターコロナ・新しい生活様式) ・医療連携の協議の場の設置・充実【国指針】

現行計画の基本指針	施策内容
4 子どもへの支援の充実	(1)就学前療育・教育の充実 (2)就学後療育・教育の充実 (3)就学・進学相談の充実 (4)ライフステージを通じた支援の推進

【関連データ】
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、乳幼児健診から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関の早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう体制整備の促進が求められた。 <p>【当事者アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通園・通学・通所先で困っていること（p 56）：「能力や障がいの状況にあった支援が十分でない」（21.5%）、「ひとりでは通えない」（20.6%）、「園での活動や学校の授業についていけない」（15.5%） 学齢期に必要なと思う支援（p 58）：「障がい特性に応じた療育支援や課題に応じた学習支援」（62.7%）、「仲間・友人づくり」（37.0%）、「円滑な人間関係を維持するための訓練」（35.8%） 18 歳未満の主な相談先：「家族」（72.7%）のほか、「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」（43.5%）「教育機関」（41.3%）、「医療機関」（21.0%） 充実してほしいこと（p 105）：18 歳未満では「就学後療育・教育の充実」、「就学・進路指導の充実」といった就学や進路に関する項目が上位。 <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に支援学校をつくってほしい。市外へ通っているが、有事のときは混雑で迎えにいけない。 将来、子どもを支援学校に通わせつつ、普通学級とも交流できる仕組みがあるとよいと思います。 浦安市内に医療的ケア児も利用できる短期入所施設をつくってほしい。現在は利用できる所がなく困っている。 親なき後の生活の安定（収入、生活の場、支援体制等）。 放課後デイサービスの情報のなさに困ります。子どもはグレーゾーンです。何をすればいいのかわからない状態です。そういう子ども達の支援の場を多くしてほしい。 <p>【事業所アンケート】</p> <p>（自由記述）</p>

- ・重症心身障がい児の児童発達支援・放課後等デイサービスが市内には2カ所しかないため、もっと受け入れられる体制があればよい。
- ・小児PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）の充実を希望

【論点 4-①】切れ目のない療育支援体制の充実

- ・発達の遅れや心配のある子どもが地域において自分らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、その発達段階に応じた専門的な相談、療育体制の充実を図る必要がある。
- ・母子保健や教育との連携による切れ目のない療育支援体制を構築する必要がある。(こども発達センター、子育て支援センターとの連携)
- ・事業所間の情報交換や連携により、サービスの質の向上を目指していく必要がある。
- ・発達障がい児・者に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること、また、発達障がい児・者を持つ家族の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターの重要性も指摘されている。

《ペアレントメンターとは》発達障がい児（者）の子育て経験のある親で、その経験を生かし、こどもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者。

【論点 4-②】医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備

- ・国の指針では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、令和5年度までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とすることとなり、市においても対応を検討する必要がある。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスの数は増加傾向にある。今後においては、重度の障がい児が利用できるサービスや、医療的ケア児に対応したサービスなどを合わせて充実する必要がある。
- ・肢体不自由児、重症心身障がい児向けの放課後等デイサービスの整備促進が求められているが、スペースや設備、手厚い人員配置を必要とするため、事業所への支援等が必要になるのではないかと。
- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大時等に必要な情報提供、相談支援が可能となる仕組みづくりが求められているのではないかと。

【論点 4-③】教育・就学進学相談の充実

- ・特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを把握し、より豊かな学校生活を実現できる環境整備を図る必要がある。
- ・特別な教育的支援の必要な児童生徒が、より身近な場所で、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるような環境を整備する必要がある。
- ・学校卒業後の就労や地域活動を視野に入れた支援が必要。

計画期間中(H30～R2)の主な取り組み	残されている課題、今後の対応
<p>こども発達センター グループまたは個別による専門療育を行うとともに、保育所等訪問支援を行った。</p> <p>・まなびサポート事業 こども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、学校等への訪問や就学相談を中心とした相談活動の充実を図った。</p> <p>・青少年サポート事業 小学校から概ね 25 歳までの発達障がいのある方と発達障がいの疑いのある方に、専門性の高い相談や療育支援を行った。また、発達が気になる児童・生徒の通学する学校を支援し連携を図った。</p> <p>・特別支援学校の誘致 特別支援学校の誘致に向けて、県に要望書を提出するとともに、早期誘致の実現に向けた情報交換等を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない療育支援体制の充実 ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備【国指針】 ・重症心身障がい児、医療的ケア児への支援の充実 ・特別支援教育の充実と教職員等の資質の向上 ・発達障がい児（者）及びその家族への支援の充実（ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング）【国指針】 ・特別支援学校の誘致

現行計画の基本指針	施策内容
5 雇用・就労支援の推進	(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実 (2)福祉的就労の促進

【関連データ】
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率（地方公共団体 2.5% 企業 2.2%） ・障害者優先調達法の施行に伴い、市障害者優先調達方針の策定 <p>【当事者アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労形態（p147）：働いている人のうち「就労継続支援や就労移行支援を利用」は知的障がいでは 47.8%、精神障がいでは 24.4%。 ・今後の就労意向（p51）：「働きたい」は全体で 36.4%。精神障がいでは 56.4%、知的障がいでは 51.0%。年齢別にみると、65 歳未満までは「働きたい」が 6 割台。 ・働くために必要なことは（p53）：「障がいに合った仕事であること」（20.3%）、「勤務時間や日数を調整できること」（19.9%）、「周囲が障がいに対して理解があること」（15.0%） <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が働ける場をたくさんもうけてほしい。親が死んでも生きていける住宅や、浦安市に貢献できる場を作ってほしい。 ・浦安市にも市川市にある障がい者就業生活支援センターの様な、支援施設を作っていただけると幸いです。 ・精神障がい者でも働けるような、アルバイト的な仕事ができる所ができるといいです（就職ではなく）。

【論点 5-①】障がい者雇用及び就労支援体制の推進

- ・当事者アンケートから、知的障がい者や精神障がい者の就労意向は 50%以上と高いことが分かった。この意向に対応した支援となっているかどうか、市内の就労移行・就労定着支援を改めて検証する必要がある。
- ・職場実習先の開拓や短時間就労など緩やかで多様な就労の推進など、精神障がい者の社会参加や就労に向けた取り組みを強化する必要がある。
- ・高齢障がい者に対する就労支援、短時間雇用の活用やテレワークの活用、農福連携の取り組みなど、新たな雇用の創出に向けて、事業所等と連携を図りながら、ともに解決していく必要があるのではないか。

【論点 5-②】優先調達推進

- ・障害者雇用促進法の改正により、市町村には障がい者雇用の一層の促進に向けた取り組みが求められている。
- ・福祉的就労における企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大、市の優先調達制度の活用や工賃向上に向けた取り組みなど、関係機関と連携し、就労支援の充実を図る必要がある。

計画期間中(H30～R2)の主な取り組み	残されている課題、今後の対応
<p>・ワークステーション事業 障がいのある方を会計年度職員として雇用し、就労の場の拡充を図った。</p> <p>・就労支援センター事業 障がいのある方が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行った。</p> <p>・雇用促進奨励金の交付 高年齢者・障がいのある方の雇用機会の拡大を図るため、高年齢者・障がいのある方を雇用している事業主に対し、雇用促進奨励金を交付した。</p> <p>・身体障がい者福祉センター・障がい者福祉センター・ソーシャルサポートセンター 生活介護や就労継続支援などのサービスを提供し、障がいのある方への就労支援を行った。</p>	<p>・就労の場の確保・拡大</p> <p>・障害者優先調達法に基づく調達推進方針による賃金向上の取り組み</p> <p>・就労支援体制の充実（就労定着支援等の更なる充実）【国指針】</p> <p>・福祉的就労の促進【国指針】</p> <p>・農福連携の取り組み【国指針】</p> <p>・大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進【国指針】</p> <p>・高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援【国指針】</p>

現行計画の基本指針	施策内容
6 生活環境の整備	(1)歩行空間・建築物の整備 (2)移動・交通手段の整備 (3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

【関連データ】
<p>【当事者アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出の頻度（p70）：「ほぼ毎日」（46.9%）。週に1回以上《外出する》人は78.7%。 ・主な交通手段（p71）：「徒歩」（58.8%）「バス」（33.8%）、「電車」（33.7%）。 ・外出のために必要なこと（p73）：「外出時の介助者（ガイドヘルパーを含む）」（41.0%）「困った時の手助け」（20.5%）、「タクシー代の補助」（16.9%）、「道路の段差解消や歩道整備」（12.0%）。 ・災害への備え（p84）：「準備をしている」は44.4%。 ・災害発生時の不安（p86）：「自宅で避難したいが水や食料が入手できるか不安」（40.2%）、「避難所で他の人といっしょに過ごすこと」（32.6%）、「避難所の設備や、必要な支援が受けられるか」（31.4%）。 <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいの人々のために、誘導ブロック、音響信号機の一層の充実と共に、横断歩道にエスコートゾーンの設置がぜひ必要である。 ・浦安駅周辺の歩道がレンガ舗装の場所が多くなり、車イス及び徒歩でも通りづらい。歩みにくいです。 ・市内のバスの本数が足りないので増便を希望します。 ・災害時の人工透析が最大の関心事。 ・災害時の福祉避難所利用の具体的な手順を各福祉避難所に周知して頂けるよう整備をお願い申し上げます。 <p>【事業所アンケート】</p> <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援（できれば行動援護が望ましいが）のヘルパーの確保がむずかしくプラン通りに生活できないケースが多い。

【論点 6-①】 バリアフリーの推進

- ・道路や建物・駅の段差、歩道の整備、障がい者用トイレの少なさ、バス本数の問題など様々なものがあげられており、市全体で取り上げ、誰もが生活しやすいユニバーサル社会に向けた取り組みを進める必要がある。

【論点 6-②】 外出支援の充実

- ・外出のために必要なこととして「外出時の介助者」が特に多くなっており、また事業所アンケートで示されている移動支援・行動援護のヘルパーの確保が困難という状況がある中で、そのサービスの充実が求められている。

【論点 6-③】 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- ・特定避難所及び福祉避難所のみならず、コロナ禍における在宅避難を可能にする災害時の支援体制を構築する必要がある。
- ・災害時に障がい者を受け入れるための避難所運営について、障がい特性に応じた情報保障のあり方や避難所における支援内容について検討が必要。
- ・福祉避難所の開設訓練を通して、役割や受け入れ方法、どのような特性の障がいの方が来るかなど、関係部署間および施設側と調整を図る必要がある。
- ・障がいのある方を犯罪から守るため、関係機関と連携を図る必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する国・県・市からの情報提供や相談窓口などの情報について、引き続き、当事者や事業所などへ適切な周知・啓発が必要。
- ・新しい生活様式に対応した事業所の運営について、市と事業所などが連携しながら対応を図る必要がある。
- ・事業所内において新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について、周知徹底を図る必要がある。
- ・市は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、障がい福祉サービス事業所へどのような支援が可能か、引き続き検討する必要がある。

➡ 「論点 6 - ③ 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」については、新計画の基本指針のひとつとして位置付ける。

計画期間中(H30～R2)の取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等復旧事業 災害復旧工事において、アスファルト舗装及び誘導ブロックを原型復旧する建設工事を実施した。 ・地域生活支援事業（移動支援事業） 障がいのある方が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方の移動を支援した。 ・災害時要配慮者支援事業 要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を受信できる端末機の貸与を行うとともに、要援護者名簿を作成し、地域の民生委員や自主防災組織との共有を図り、緊急時の体制づくりを行った。 ・福祉避難所支援事業 福祉避難所の機能の充実を図るため、市と協定を締結した民間事業者へ、福祉避難所に備蓄する物資や機材等の購入に対する補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行空間・建築物の整備 ・移動・交通手段の充実 ・災害時要配慮者への支援体制づくりの推進 ・福祉避難所の機能の充実 ・悪質な詐欺被害などの消費者トラブルの未然防止と安全・安心できる消費生活の実現 ・新型コロナウイルス等の感染症対策（アフターコロナ・新しい生活様式）

現行計画の基本指針	施策内容
7 自立と社会参加の促進	(1)余暇活動の促進 (2)自主的活動の促進

【関連データ】
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行された。都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの設置を図ることが求められている。 ・令和元年度に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行された。 <p>【当事者アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等（p60）：「している」34.2%。 ・地域活動（p64）：《参加している》25.8%。 ・地域活動に参加する際に困ること（p66）：「どんな行事や活動があるかわからない」（19.5%）、「興味のある活動がない」（17.9%）、「会場までの移動が大変」（14.0%）。 ・今後やってみたい活動（p68）：「文化・芸術活動（音楽・絵画・工芸等）」（21.7%）、「スポーツ・レクリエーション活動」（19.6%）。「スポーツ・レクリエーション活動」は知的障がい 33.2%、「習い事やサークル等の活動」は難病・その他で 27.3%、「パソコン等を使った活動」は精神障がい 21.1%と他の調査区分より多い。 ・地域活動の参加状況（p64）：《参加している》は 25.8%、「ほとんど参加しない」は 62.3%。 <p>（自由記述）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市主催の体操教室等に参加したいが、聴こえないため参加できない。対応をご検討いただきたい。 ・障がい者が参加できるスポーツが増え、交流が増えること。 ・似た境遇の障がい者が集える場所を設けて会話を重ねることで、各自が孤立しないように環境づくりをする。 ・卒業後の行く場所がない。 ・成人向けの日中一時支援事業所がほしい（特に軽度の方のもの）。現在、日中一時支援事業所は、小・中学生向けのもが多く利用しにくい。 ・ボランティア活動などの情報をあまり見聞きする機会がないため、ぜひ教えていただき参加したいです。

【事業所アンケート】

(自由記述)

・日中一時支援事業は就労している方や必要な時に利用できるのが良い反面、それに甘えて(それに慣れて)しまうと、ほとんど家にいらなくなってしまふ。また、放課後等デイサービスで利用されていた方が就労して、就労後、日中一時で利用されるとどんどん利用人数が増えてしまい、新規の受け入れが難しくなる。

【論点 7-①】 自主的活動の促進

- ・今後行いたい活動では、文化的な活動やスポーツについての回答もあることから、障がいのある方がスポーツやレクリエーション、文化芸術活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備を行いながら、活動機会の積極的な提供に努める必要がある。
- ・令和元年度に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。
- ・また、障がいのある人もない人もともに参加できる機会の場を増やしていく必要があり、そのためにはどのような取り組みが有効か検討する必要がある。

【論点 7-②】 余暇活動の充実

- ・最近では、学校卒業までは各種の居場所があるが、成人期には日中活動以外の活動の場がなく、日中活動後の居場所や成人期の居場所づくりの問題も提起されている。
- ・成人期の居場所づくり、引きこもり支援など、新たな課題として取り組む必要があるのではないか。

計画期間中(H30～R2)の取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加等促進事業 障がいのある方の社会参加を促進するため、福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通 I Cカード利用助成、自動車燃料費助成、リフト付き大型バスの貸し出しを行った。 ・地域生活支援事業（地域活動支援センター） 障がいのある方などを対象に、生産活動や創作活動などを提供した。 ・公民館活動 ・就労する知的障がいのある方の余暇支援・交流事業として、「きぼう青年学級」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の文化・芸術活動の支援 ・スポーツ、レクリエーション環境の充実 ・成人期の居場所づくり ・引きこもり対策 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進（読書バリアフリー法） <p>【国指針】</p>

現行計画の基本目標	施策内容
8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)権利擁護施策の推進 (2)虐待の早期発見・防止 (3)差別の解消と合理的配慮の提供の推進

【関連データ】

【当事者アンケート】

- ・成年後見制度の認知度（p40）：72.3%
- ・障害者差別解消法の認知度（p88）：40.8%
- ・市の「障がい差別解消条例」の認知度（p90）：28.1%
- ・市の障がい者権利擁護センターの認知度（p91）：17.0%

【Uモニ 市政モニターアンケート H30年10月 回答者数400人】

- ・障がい者差別解消推進条例及び障がい者権利擁護センター等の認知度は低い。

【論点8-①】虐待の防止、差別解消に向けた取組みの強化

- ・当事者アンケートでは依然として差別等の経験が示されている。特に知的と精神障がいの方からは3割以上がそのような経験をしている。浦安市差別解消推進条例に基づく差別解消推進計画の取組みを進める必要がある。
- ・障がい者の差別を解消するためには、市民などに対し、法律などの効果的な啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図る。

【論点8-②】成年後見制度の利用推進

- ・親亡き後を見据え、障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産等を守るため、成年後見制度の普及啓発が必要。

計画期間中(H30～R2)の取り組み	残されている課題、今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉推進事業（知識の普及・啓発） 障がいの特性や障がいのある方への理解を深めるため、小中高校生を中心に「こころのバリアフリーハンドブック」を配布するとともに、手話言語の理解と普及に努めた。 ・障がい者権利擁護センターの設置 障がい者虐待及び障がい者差別に関する相談を受け付け、必要な対応を行うとともに、障がい者虐待及び障がい者差別に関する周知啓発を行った。 ・市民後見推進事業 障がいのある方の権利を守るため、市民後見人養成講座を開講し、さらなる市民後見人の選任を目指すとともに、講座の修了生については、フォローアップ研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止の取り組み ・障がい者差別解消に向けた取り組み ・権利擁護センターの周知・啓発 ・成年後見制度の利用促進